

安全センター情報2020年3月号 通巻第479号
2020年2月15日発行 毎月1回15日発行
1979年12月28日第三種郵便物認可



2020

3

安全センター情報



特集● 石綿則・大防法による石綿対策の見直し

写真：震災とアスベストを考えるシンポジウム

全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)は、各地の地域安全(労災職業病センター)を母体とした、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月12日に設立されました。

①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労働災害・職業病等の被災者やその家族からの相談に対応、③安全・健康な職場づくりのための現場の取り組みの支援、④学習会やトレーニングの開催や講師の派遣等、⑤働く者の立場にたった調査・研究・提言、⑥関係諸分野の専門家等のネットワーキング、⑦草の根国際交流の促進、などさまざまな取り組みを行っています。いつでもお気軽にご相談、お問い合わせください。

「労災職業病なんでも相談専用のフリーダイヤル:0210-631202」は、全国どこからでも無料で、最寄りの地域センターにつながります。

「情報公開推進局ウェブサイト: <http://www.joshrc.org/~open/>」では、ここでしか見られない情報を掲載しているほか、情報公開の取り組みのサポートも行っています。

安全 センター 情報

◎「安全センター情報」をご購読してください

月刊誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界の状況など、他では得られない情報を掲載しています。

例えば、2018年の特集のタイトルと特徴的な記事をあげてみれば、以下のとおりです。

- 2019年 4月号 特集／アジア・世界のアスベスト禁止 2018 労災補償業務運営留意事項通達
- 5月号 特集／地方公務員の災害補償 労災介護(補償)給付引き上げ
- 6月号 特集／A-BANブラジル・ミッション 国賠遅延損害金起算日初の地裁判決
- 7月号 特集／福島第一原発被ばく労働問題の現状と課題 大阪で日韓労災職業病交流
- 8月号 特集／中皮腫サポートキャラバン隊 ILO暴力・ハラスメント条約・勧告・決議採択
- 9月号 特集／日本の労働安全衛生 最新労災職業病統計・行政通達一覧
- 10月号 特集／脳・心臓疾患、精神障害の労災認定 業務上外事案の比較分析
- 11月号 特集／情報機器作業ガイドライン 海外タルク製品のアスベスト汚染
- 12月号 特集／現場からのパワハラ防止対策促進 建設アスベスト訴訟福岡高裁判決
- 2020年1・2月号 特集／石綿被害補償・救済状況検証 国連・有毒物質と労働者の人権
- 3月号 特集／石綿則・大防法による石綿対策の見直し 豪新旧石綿国家戦略計画

●購読会費(年間購読料):10,000円(年度単位(4月から翌年3月)、複数部数割引あり)

●読者になっていただけた個人・団体をご紹介下さい。見本誌をお届けします。

◎賛助会員になって活動を支えて下さい

全国安全センターの財政は、地域センター会費、賛助会費と購読会費(購読料)、カンパで成り立っています。賛助会員には、私たちの活動の趣旨に賛同していただける個人・団体はどなたでもなることができ、賛助会費は年度単位で1口10,000円、1口以上何口でも結構です。賛助会員には、月刊誌「安全センター情報」をお届けしますので、あらためて購読会費を支払う必要はありません。

購読会費・賛助会費のお申し込みは、電話(03-3636-3882)・FAX(03-3636-3881)・Eメール(joshrc@jca.apc.org)で、氏名、送付先をご連絡のうえ、中央労働金庫亀戸支店(普)7535803、または、郵便払込口座00150-9-545940—名義はいずれも「全国安全センター」—にお振り込みください。

全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

PHONE(03)3636-3882 FAX(03)3636-3881

特集／石綿則・大防法による石綿対策の見直し

作業完了検査義務付け 濃度測定義務は見送り

事前調査実施者要件、大防法罰則強化も 2

厚生労働省検討会の中間とりまとめ 9

中央環境審議会(石綿飛散防止小委員会)答申 18

石綿対策全国連絡会議のパブリックコメント 31

賃金等請求権の消滅時効

労働政策審議会建議/労働条件分科会報告 33

作業環境測定法施行規則改正案要綱

個人サンプリング法導入:審議会「妥当」と答申 35

人生100年時代に向けた高年齢労働者の

安全と健康に関する有識者会議報告書 37

その他の厚生労働省発表 39

ドキュメント

アスベスト禁止をめぐる世界の動き

豪:2014-18石綿管理・啓発国家戦略計画最終報告 42

豪:2019-23石綿管理・啓発国家戦略計画 47

米:9/11による中皮腫死亡は来たるべきものの前兆 51

各地の便り/世界から

東京●築地市場解体工事に伴うアスベスト撤去 53

兵庫●阪神淡路大震災25年でシンポジウム開催 58

キャラバン隊●厚生労働副大臣に面談して要望 61

茨城●プラークありで石綿肺がん逆転労災認定 62

韓国●過労死・過労自殺家族の体験を政策に 63

作業完了検査義務付け 濃度測定義務は見送り 事前調査実施者要件、大防法罰則強化も

厚生労働省は2020年1月6日、建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策検討会の中間とりまとめを公表した(9頁)。

同検討会は、2018年7月9日から2019年12月3日まで5回開催されてこの中間とりまとめを行ったが、中間とりまとめでは「引き続き検討を行う論点」が残されており、引き続き検討を行ったうえで2019年度末を目途に報告書を取りまとめる予定とされ、厚生労働省はその後、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則の改正などを検討するとしている。検討会の資料・議事録等は以下で入手できる。

※https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08168.html

他方、中央環境審議会は2020年1月24日、「今後の石綿飛散防止の在り方(答申)」(18頁)を環境大臣に提出した。環境省はこれを受けて大気汚染防止法の改正などを検討するとしている。

同審議会は、大気・騒音部会に石綿飛散防止小委員会を設置し、2018年10月18日から2020年1月9日まで8回小委員会が開催されて、今回の答申が取りまとめられた。同小委員会の議事次第・配布資料・議事録等は以下で公表されている。

こちらは今年度末目途に引き続き追加の報告を

まとめる予定はないが、第8回小委員会には「石綿飛散防止に係る今後の検討について」(8頁に掲載)及び「特定粉じん等排出作業中の大気濃度の測定に係る検討について」(未掲載)が提出され、今後の検討予定が示されている。

※<http://www.env.go.jp/council/07air-noise/yoshi07-12.html>

環境省小委員会のヒアリング

環境省小委員会は、2018年11月21日の第2回及び12月13日の第3回で関係者からのヒアリングを実施し、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会と全国安全センターも招かれた。全国安全センターの古谷杉郎事務局長が提起した「検討が必要な対策のまとめ」は、以下のとおりである。

- ・アスベストのない環境/社会の実現を目標に掲げ、達成目標時期とロードマップをもった体制を確立すること。
- ・建築物等の調査+リスク評価・管理を義務づけ、それがなされていないものの解体等は認められないという原則にすること→アスベスト・マップ/データベース等も検討する。
- ・上記のための資格制度をつくるとともに、過去に

行われた調査等も見直し、リスク評価・管理を徹底すること。

- ・除去作業にライセンス制度を導入すること。
- ・除去作業中のリスクアセスメントの実施（環境基準の設定も必要）及びその結果に基づく必要な措置の実施を義務づけること。
- ・除去作業が適切に完了したことの確認を義務づけること。
- ・いわゆる「レベル3」建材の除去についても届出義務の対象にするとともに、法的規制を強化すること。
- ・罰則を大幅に厳しくするとともに、実際に適用すること。
- ・政策決定の透明化及び適正化

患者と家族の会の平田忠男会長はとくに、適切な資格制度やライセンス、建物のアスベスト除去を監視する気中濃度測定義務、きちんと除去されたかどうかの確認、罰則強化の必要性を強調した。

他方で、環境省小委員会と厚生労働省検討会が動き出したことを踏まえて、2019年に入ってから、建設アスベスト訴訟全国連絡会、職業性呼吸器疾患有志医師の会、石綿対策全国連絡会議、中皮腫・じん肺・アスベストセンター、東京労働安全衛生センターは、以下のような環境、厚生労働及び国土交通大臣宛ての「石綿関連法規の抜本改正を求める署名」を進めた。

石綿関連法規の抜本改正を求める署名

石綿（アスベスト）は、きわめて強力な発がん物質です。今から半世紀前の高度経済成長期から大量に使用されたために、当時石綿製品製造業や建設業に従事して石綿にばく露（呼吸によって吸い込むこと）してしまった人に大きな被害が発生しています。しかも石綿は建材として私たちの身の回りに大量に残されており、その除去と解体の際にも発がん物質が飛散し、さらに被害が拡大する恐れがあります。

しかし、残念ながら日本では、石綿の調査、管理、除去、廃棄という発がん物質の取り扱いについての法規制が不十分であることから、労働者、住民と建物利用者の石綿ばく露が続いています。除去

現場からの石綿飛散事故は、たびたび報道されていますが、氷山の一角と言われています。管理と罰則が不十分であるために、業者の「善意」任せが続き「早くて安い」業者が受注しており、石綿を飛散させて、労働者、住民と建物利用者に石綿をばく露させても、業者は罰せられることはまずありません。英国や米国などの先進国では、建物所有者の調査義務、公的な資格制度と石綿関連作業のライセンス制、強力な罰則と技術的な支援によって厳格な管理が保証されています。

2019年現在、環境省と厚生労働省では石綿に関連する大気汚染防止法と石綿障害予防規則の改正のための検討が進められています。この機に抜本改正が必要です。私たちは、以下のとおり要求します。

○基本的な事項

- 1 石綿のない社会をめざす目標を定めて、優先順位をつけて除去を進めること。
- 2 中小規模事業者に対して技術的、財政的な支援を行うこと。
- 3 行政機関に石綿担当者を十分に配置するための予算を確保し、法規の実効性を担保すること。
- 4 国民と行政担当者に対して石綿についての宣伝と教育を行うこと。
- 5 石綿の被害者が政策決定の委員会に参加し、意思決定に関与することを保障し、石綿被害を拡大させた石綿産業関係者を政策決定の場から排除すること。

○具体的な事項

- 1 建物所有者等に石綿の調査と管理を義務付け、有資格者による調査を行うこと。
- 2 石綿除去の作業場と周辺で気中石綿濃度測定を義務付け、リスクを管理すること。
- 3 石綿除去が完了したことを検査する制度を導入すること。
- 4 現状では規制が弱い石綿含有成形板の除去規制を強化すること。
- 5 石綿除去作業を行う業者に、国によるライセンス許認可制度を導入し管理すること。
- 6 英国等に習い、①建物調査、②含有分析、③

気中濃度測定、④除去作業の管理者、⑤建物管理者を公的な資格として国が管理すること。

7 罰則を強化し、執行を徹底的に行うこと。

署名呼びかけ団体は、2019年6月11日に衆議院第二議員会館多目的会議室で「アスベスト被害予防の関連法規改正を考える懇談会」を開催して17,439筆の署名を提出。11月6日にさらに12,461筆分を提出して、署名は合計29,900筆になった。

その間、環境省小委員会のほうは、2019年9月2日の第6回と10月21日の第7回に「今後の石綿飛散防止のあり方(答申案)」が示されて検討のうえ、11月14日から12月13日にかけて答申案に関する意見募集(パブリックコメント)手続が実施された。パブリックコメントの結果を踏まえて、2020年1月9日の第8回で最終とりまとめが行われ、1月24日に中央環境審議会による答申という経過である。パブリックコメント手続に対しては総計494通(地方公共団体20通、NPO等24通、民間企業47通、業界団体7通、個人378通、匿名18通)もの意見が寄せられたと報告されている。

以下、私たちが要求した主要な内容がどう対処されたかということを中心にみておきたい。石綿対策全国連絡会議がこのパブリックコメント手続に対して提出した意見も31頁に紹介している。

レベル3建材に対する規制の強化等

全国安全センター・ヒアリングでは「いわゆる『レベル3』建材の除去についても届出義務の対象にするとともに、法的規制を強化すること」、署名では「現状では規制が弱い石綿含有成形板の除去規制を強化すること」を求めた。

石綿則では、レベル3建材について、レベル1・2に適用される事前届出や隔離等の措置は求めず、事前調査、作業計画、湿潤化、呼吸用保護具の使用、立入禁止措置等のみを義務づけている。

今回、厚生労働省検討会は、レベル3建材について、破碎を行わずに除去することを原則とするとともに、石綿含有ケイ酸カルシウム板第1種をやむを得ず破碎する場合は、湿潤化に加えて、作業場所の周囲を隔離(負圧までは求めず養生シート等で囲うような措置を想定)しなければならないこととす

ること等を提言した。また、現行、湿潤化を行わなくてもよいとされている「湿潤化が著しく困難な場合の措置」、及び、石綿含有仕上塗材について引き続き検討を行って今年度末を目途に報告書を取りまとめることとしている。

大気汚染防止法の対応は、レベル3建材(特定建築材料以外の石綿含有建材)については、マニュアルで作業方法を明確化するというものであった。

今回、環境省答申は、「特定建築材料以外の石綿含有建材が使用された建築物等の解体等工事についても…建材の種類、除去工法及び工事の規模にかかわらず、基本的に全ての工事を大防法上の特定建築材料に係る規制の枠組みの対象とするべきである」と提言した。

ただし、「特定建築材料以外の石綿含有建材に係る届出については大防法における全国一律の制度とすることまではしないのが適当である」ともしている。答申を読む限りでは、届出以外の「大防法上の特定建築材料に係る規制の枠組み」は、レベル3建材にも適用されることになるはずである。

作業基準としては、石綿含有成形板等については湿潤化等を行いつつ、建材を原形のまま取り外すことを原則とする。ただし、石綿含有ケイ酸カルシウム板第1種については、より効果的な養生、湿潤化等の措置を求める。石綿含有仕上塗材についてはそれに特化した飛散防止措置を作業基準として検討し定める。ただし、その性質が「吹付け石綿」に酷似しているものは、引き続き「吹付け石綿」として扱う、こととしている。

事前調査と管理の義務付け

全国安全センター・ヒアリングでは「建築物等の調査+リスク評価・管理を義務づけ、それがなされていないものの解体等は認められないという原則にすること」及び「上記のための資格制度をつくる」とともに、過去に行われた調査等も見直し、リスク評価・管理を徹底すること、署名では「建物所有者等に石綿の調査と管理を義務付け、有資格者による調査を行うこと」を求めた。

結果的には、私たちが求めたかたちでの検討はなされず、解体等作業を行うことになってからの事

前調査に係る現行規制の見直しにとどまった。

後述する調査を行う者の要件以外でもっとも大きいのは、厚生労働省検討会が、以下の基準に該当する解体・改修工事は、石綿含有の有無に関わりなく、原則として電子届により、事前調査結果等を労働基準監督署に届け出なければならないこととする新たな届出制度の新設を提言したこと。

- ① 解体工事部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事
- ② 請負金額が100万円以上である建築物の改修工事

環境省答申のほうは、「一定の規模等の要件を満たす解体等工事に係る事前調査の結果の概要について、施工者が都道府県等に報告を行うことを義務付けることが考えられる」としているが、これは、厚生労働省による新たな届出制度の創設をあたりにしたものである。

また、厚生労働省検討会は、「事前調査結果を現場に備え付けなければならないこととする」、「事前調査結果については、…（一定の）事項を一定の期間〔3年〕保存しなければならないこととする」、「『調査結果』からまとめた『調査結果の概要』も保存を義務付ける〔40年〕」ことも提言している。

環境省答申は、「受注者に対し、事前調査の結果及び発注者への説明に係る記録を一定の期間保存することを義務付ける必要がある」、「〔事前調査の結果の〕揭示は工事期間を通して行わなければならないことや、公衆に分かりやすく見やすいような揭示の内容等を明確にするとともに、施工者は、調査結果の記録の写しについても、工事期間中、解体等工事の現場に備え付けることとすべきである」、「さらに、解体等工事において適切な石綿飛散防止の措置が講じられるよう、受注者に対し、下請事業者に石綿含有建材の使用箇所を含めた調査結果を説明することを義務付け、事業者間での情報共有を促進するべきである」とした。

加えて、厚生労働省検討会・環境省小委員会ともに、「事前調査方法の具体化」についても提言している。

事前調査に係る石綿則・大防法の規制は、レベル3建材も対象とするものである。

石綿除去作業中の大気濃度測定

全国安全センター・ヒアリングでは「除去作業中のリスクアセスメントの実施（環境基準の設定も必要）及びその結果に基づく必要な措置の実施の義務づけ」を求め、署名では「石綿除去の作業場と周辺で気中石綿濃度測定を義務付け、リスクを管理すること」を求めた。

環境省小委員会でもっとも論争になったのが、「特定粉じん排出作業中の大気濃度の測定」だった。環境省関係では、この問題の検討について、以下のような経過があった。

前回、2013年2月の中央環境審議会中間答申（旧石綿飛散防止専門委員会中間報告）の内容。

「外見上は作業基準を遵守しているように見えても、予期せぬ箇所から石綿の飛散が確認された事例もある。このため、作業基準の一環として、意図しない石綿飛散が発生していないことを施工業者が確認するため、作業期間中に敷地境界等における大気濃度の測定を行わせる必要がある。

なお、…現在、大気濃度測定に要する期間は一般的に数日程度と考えられることから、規模の小さいあるいは工期の短い解体現場等についても、一律に大気濃度測定を義務付けるか否かについては、慎重に検討すべきである。

さらに、都道府県等が施工業者による大気濃度測定の履行状況を確認するとともに、必要に応じて監督を行うため、大気濃度測定結果の記録を行わせることが必要である。また、その保存や報告を求めることについても引き続き検討する必要がある。」

これを受け、アスベスト大気濃度調査検討会で技術的検討が行われ、敷地境界等における大気濃度測定については、技術的課題を克服して有効な手法を確立する必要がある一方、粉じん等を迅速に測定可能な機器を用い、集じん・排気装置の不具合の有無を確認することが有効等とした検討結果が2013年10月に報告された。これを踏まえて、2017年7月にアスベストモニタリングマニュアルが改訂され、「発生源近傍及び集じん・排気装置排出口等における漏えい監視・管理のための測定方法」、また、発生源近傍等における漏えい監視のた

めの迅速測定法として「位相差/偏光顕微鏡法」及び「位相差/蛍光顕微鏡法」が位置付けられている。16の自治体では、条例に基づき除去作業中の大気濃度測定が義務付けられている。

今回の「論点の整理」では以下があげられた。

- ・ 特定粉じん排出等作業において、どのようにモニタリングを実施するか。(漏えい監視の措置、事業者及び地方自治体の役割分担等)
- ・ 迅速測定法は、どのように活用できるか。

しかし、第5回小委員会に提出された「対応の方向性」では、「解体等工事の施工区画周辺等の大気濃度調査は、解体等工事の事業者に対して、都道府県等が地域の実情を踏まえなら必要に応じて実施させてはどうか」、また、迅速測定法による分析について引き続き検討、分析結果リアルタイムに示すことが可能な分析装置等の開発・調査研究の推進をあげるくらいで、環境省は及び腰だった。

2019年9月2日の第6回小委員会になって、ようやく以下の二案が示された。

案1) 集じん・排気装置の排気口における、粉じん等を迅速に測定できる機器による異常の有無の監視について、現行の基準を強化し、確認の頻度を増やすとともに、前室における負圧の確認についても頻度を増やして、隔離された作業場からの漏えい監視を強化する。

案2) 案1に加え、施工者が、予期せぬ箇所から石綿の漏えいが発生していないことを確認するために、一定規模・期間以上かつ隔離を伴う工事に施工区画周辺での大気濃度の測定を義務付ける。義務付けにあたっては、特定粉じん発生施設の敷地境界基準を参考に総繊維数濃度10本/Lを測定結果の評価の目安とし、これを超過した場合に、施工者が作業を一時中断し、隔離措置の確認などの点検を行うこととはどうか。また、大気濃度の測定を義務付ける工事の規模・期間については、全国での民間検査機関の状況等を勘案して決定してはどうか。

○なお、いずれの場合においても、石綿繊維数濃度1本/Lを迅速に測定することが可能になった段階で、モニタリングについて改めて検討を行うこととする。

小委員会における意見は、過去の経過も踏まえて、案2を支持ないし不十分だが案1よりはましとするものが多かったのであるが、10月21日の第7回小委員会に示された答申案では、「以上のように、当面利用可能な測定方法について一定の結論を得たものの、現状では全国一律での測定の制度化には困難な課題が残っているため、関係者が協力して測定実績を積み重ねるとともに、課題解決に取り組む必要がある」とされていた。

しかも、この会議には、上記下線部分について、「現状では、大気濃度測定のあり方について、一定の結論を得るに至るまでの十分な議論や検証が尽くされたとは言い難い」と考えた、経団連環境安全委員会環境管理WG座長としての吉住正浩委員の意見も提出された。

結果的に、11月14日に意見募集(パブリックコメント)手続で示された答申案は、下線部分を「測定方法について議論を重ねたものの、石綿繊維数濃度についても、総繊維数濃度についても、」とする等の修正が加えられ、そのまま答申とされてしまった。

「リスクアセスメントの実施とその結果に基づいた措置」という考え方が常識・原則として確立していないと強く感じさせられた結果である。

ただし、答申では「大気濃度測定の制度化について速やかに検討する必要がある」と、答申案段階ではなかった下線部が追加され、第8回小委員会に「特定粉じん等排出作業中の大気濃度の測定に係る検討について」が出されて、2019～21年度の環境研究総合推進費による研究としての「大気アスベスト連続自動計測装置の開発」とその後の商品化等の状況を踏まえて検討していく考え方が示されている。

なお、案2は「総繊維数濃度10本/Lを測定結果の評価の目安」とするとしているが、2014年改訂の環境省「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」では、「環境省の近年のモニタリング結果から、一般大気環境中の総繊維数濃度は概ね1本/L以下であることから、漏洩監視の観点からの目安は、石綿繊維数濃度1本/Lとすることが適当」とされているところである。

一方、厚生労働省検討委員会の中間とりまとめ

では、「今後国において、建築建材等の種類、解体作業等の種類ごとに作業環境測定の結果をとりまとめて公表し、これらを参考にして、各作業におけるリスクの把握、必要な呼吸用保護具の選定等を行うことを促進すること」とされた。

なお、厚生労働省検討会・環境省小委員会ともに、大気濃度測定に基づくリスクアセスメント以外の、漏えい防止・監視措置についての一定の提言を行ってはいる。

除去作業終了の確認義務付け

署名では、「石綿除去が完了したことを検査する制度の導入」を求めた。

環境省小委員会の「論点の整理」では、「特定建築材料の除去作業が適切に終了したことの確認」として、以下があげられた。

- ・取り残しの有無、除去作業が計画どおりに終了したことの確認を行うよう定める必要があるのではないか。
- ・確認の適切な履行の担保の方策を定めるべきではないか。(例：完了確認結果の記録及び保管の義務付け、完了確認の方法の規定、完了確認を行う者の要件、完了確認の報告等)

結果的に答申では、「石綿含有建材の除去等作業による石綿の飛散防止を徹底する観点から、都道府県等による事前の計画の確認に加え、計画どおり適切な飛散防止措置がとられていたこと及び作業終了後に石綿の取り残しがないこと(封じ込め又は囲い込みを行う場合には適切な措置がとられていること)の確認を作業基準に位置付け、施工者が行うこととすべきである」と提言した。

届出を前提とした「都道府県等による事前の計画の確認に加え」とされているので、届け出の対象とされないレベル3建材は対象から除いているものと思われる。

厚生労働省検討委員会のほうは、「隔離作業に係る措置」として(したがってレベル3建材は対象とされない)、「隔離を解く際には、当該作業で除去を行った吹付石綿等について、石綿等の除去が完了したことを確認しなければ、隔離を解いてはならないこととすること」と提言した。

また、厚生労働省検討会・環境省答申ともに、事業者・施工者への作業計画に基づく作業実施状況等の記録の作成・保存の義務付けも提言している。環境省答申はさらに、受注者に、発注者に対する作業結果の報告及び報告した旨の記録の保存の義務付けも提言した。

こちらはレベル1～3すべてを対象としていることが、厚生労働省検討会中間とりまとめでは明らかと思われるが、環境省答申のほうは必ずしも明らかと言いきれない。当然、そのようにすべきである。

実施者の要件—有資格者/第三者

署名では「①建物調査、②含有分析、③気中濃度測定、④除去作業の管理者、⑤建物管理者を公的な資格として国が管理すること」及び「石綿除去作業を行う業者に、国によるライセンス許認可制度を導入し管理すること」を求めた。全国安全センター・ヒアリングでも、「建築物等の調査+リスク評価の資格制度」や「除去作業にライセンス制度を導入すること」を求めた。

結果的に提言されたのは、厚生労働・環境・国土交通三省共管の建築物石綿含有建材調査講習が開始されて以来の既定方針と言ってよい、解体等作業を行うことになってから行われる事前調査を行う者の要件関連にとどまった。厚生労働省検討会中間とりまとめと環境省答申の書きぶりは若干異なっているが、他方で石綿則と大防法の連携等も言われているので、どのようなかたちで実施されるか、また、いずれにしろ実施される調査者の要件で実際の必要性を満たせるかどうか、見守っていく必要がある。

環境省答申のほうは、作業終了時の確認についても、事前調査を実施させる者と同等の知見を有する等を施工者が活用すべきであるとするが、厚生労働省検討会中間とりまとめのほうは実施者の要件についてはまったくふれていない。

環境省答申には、「第三者であること」を要件とすることへの言及もあるので、確認しておこう。

事前調査—「調査の実施者は正確・公正な調査を行うことができる第三者とすべきとの指摘があり、これは、より客観的に事前調査を行う観点からは有

特集/石綿則・大防法による石綿対策の見直し

石綿飛散防止に係る今後の検討について(2020.1.9 第8回石綿飛散防止小委員会)

- 本答申案を踏まえると、今後更に検討を行い明確化する必要がある技術的事項は下表のとおり。
○これらについては、検討する場を別途設置して技術的・専門的な議論を行うとともに、検討の結果を本小委員会に報告する予定。また、検討した技術的事項については、必要に応じてマニュアル類を整備すること等により明確化する予定。

<主な技術的事項>

特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の際の石綿飛散防止	・特定建築材料に追加する石綿含有建材 ・作業計画の内容 ・作業基準
事前調査の信頼性の確保・事前調査の方法	・一定の知見を有する者の範囲、これらの者を活用する建築物の範囲等 ・事前調査の記録の内容及び保存期間 ・記録の写しの解体等工事の現場への備付け ・公衆にわかりやすい掲示とするための措置 ・下請事業者への事前調査の結果についての説明の内容 ・事前調査結果の報告の内容、時期、方法（電子システムの活用方法を含む。）等及び報告対象とする建築物等の解体等工事の範囲
石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことの確認	・計画どおり適切な飛散防止措置がとられていたことの確認方法 ・石綿の取り残しがないことの確認方法、確認を行う一定の知見を有する者の範囲、これらの者を活用する建築物の範囲等 ・隔離を解く際の作業場内からの石綿等の粉じんの飛散のおそれがないことの確認方法 ・除去等作業の記録の内容及び保存期間 ・受注者から発注者への除去等作業の結果の報告の内容、時期、方法等、報告の記録の内容及び保存期間
特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの有無の確認	・集じん・排気装置の正常な稼働の確認及び負圧の状況の確認の頻度

効と考えられるが、上述のとおり多数の調査対象が想定される中、現時点ではそのような体制の整備は難しいことから、一定の知見を有する者の育成の状況や今般の制度見直しの運用の状況を踏まえつつ、将来的に知見を有する第三者による調査について検討することが考えられる。」

作業終了時の確認等－「確認の実施者は第三者とすべきとの指摘があるが、石綿含有建材の除去等作業が相当程度多数行われていると想定されることを踏まえれば、現時点ではそのような確認の体制の整備は難しいことから、解体等工事の施工者が確認を行うこととし、今般の制度見直しの運用の状況も踏まえつつ、将来的に第三者による確認について検討することが考えられる」。

罰則の強化と執行の徹底

わたしたちが要求した「罰則強化」と関連しては、環境省答申が「作業基準違反への直接罰の創設も検討するべきである」としたことは注目され、

ぜひ実現するよう望みたい。

なお、これに続く以下の指摘で、下線部分は答申案段階ではなく、新たに追加されたものである。「また、実際には下請事業者が除去等作業を行っている場合があることを踏まえ、工事全体を統括管理する受注者だけでなく下請事業者にも作業基準の遵守義務を適用し、個々の作業の実態に応じて作業基準適合命令等や前述の直接罰の対象とすべきである。また、下請負契約における工事費等への配慮や受注者から下請事業者への指導も含め、作業基準遵守の徹底を図るべきである。」

また、事前調査結果等の記録の保存の義務づけとともに、「当該義務違反についての罰則等、受注者に要因がある場合に受注者に科すことができる罰則も検討すべきである」としている。「大防法における立入検査の対象拡大」も歓迎できる。

オーストラリアの国家戦略計画

全国安全センター・ヒアリングで、「アスベストのな

い環境/社会の実現を目標に掲げ、達成目標時期とロードマップをもった体制を確立すること」、署名では、「石綿のない社会をめざす目標を定めて、優先順位をつけて除去を進めること」を求めたが、まったく取り上げられていない。

ヒアリングでは、アスベスト管理・啓発国家戦略計画(NSP)と新たな国家機関-アスベスト安全・根絶機関(ASEA)を創設して取り組んでいるオーストラリアなどを、参考にすべき事例として紹介した。

2019年4月に、2014～18年を対象期間とした最初のNSPの最終報告書が公表され、2019年11月には、2019～23年を対象期間とした新しいNSPが公表された。どのような取り組みがなされ、また議論されているか知ることはわが国にとっても参考になると考えられるので、42～50頁に内容を紹介した。

最初のNSPは、「final deadlineではなく、進展を測定するために目標とタイムラインを検証する方法のひとつとして」、「2030年までにすべての政府及び事業用建物からアスベストのリスクを根絶すると

いうい意欲的目標(aspirational aim)」に言及していたが、新しいNSPには関連する言及がない。

この理由について、アジアでの様々な取り組みで面識のあるASEAのシェーン・マッカードル事務局長に個人的に問い合わせたところ、「すべてのレベルの政府が(aspirationalであることの意義を認めつつも)それが現実的なものとは考えなかったから」だとの返答をいただいた。「この期限をめぐる議論が、国家戦略計画を成功裏に実施するうえで現実の進展を阻害する可能性もあり得る等と考えて、ASEAはNSP2019-23ではこの期限の問題は提起しないことに決めた」とも言っている。

現実に国家戦略計画の実施に着手したからこそ、アスベストのない環境/社会の実現という世界共通の目標達成に向けて具体的に期限を設定することの難しさも現実的なものになるのだろう。

アスベスト関連疾患を根絶するためには、アスベストのない社会/環境を実現する必要性があるという考え方が変わったわけではない。



建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等の見直しの方向性(中間とりまとめ)

2020年1月6日

建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会

1 方向性について合意が得られた論点

検討会において平成30年7月から議論を行い、方向性について合意が得られた主な論点について、以下のとおりとりまとめる。

(1) 解体・改修工事開始前の調査

○建築物の解体又は改修を行う場合には、石綿

障害予防規則(以下「石綿則」という。)第3条において、

- ・石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査すること
 - ・調査で石綿等の使用の有無が明らかにならなかったときは、分析により調査すること
- が義務づけられているが、これらの調査を行う者の要件は明確に規定されておらず、調査方法・範囲も法令上明確になっていない。

○こうした中で、「アスベスト対策に関する行政評価・監視」（平成28年5月総務省。以下「総務省勧告」という。）においては、建築物や石綿含有建材に関する十分な知識のない者が調査を行っていること、調査方法に関する認識が不足していること等を要因として、調査が不十分なまま解体等工事が行われている事案が指摘されたところである。

○建築物の解体・改修前の石綿等の使用の有無を調査する者については、平成30年10月に厚生労働大臣・国土交通大臣・環境大臣の共管による告示「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」が定められ、本講習を修了した者は平成31年3月末現在で1,275名にとどまるなどの状況にある。今後、石綿等を使用した建築物等の解体・改修工事がさらに増加することが見込まれる中、調査を実施する能力を有する者の早急な育成・確保が必要な状況にある。

○また、事前調査で石綿等の有無が不明であった場合に、含有とみなして必要な措置を講じれば、石綿の使用の有無に係る分析は不要とする石綿則第3条第2項ただし書きの規定について、吹付石綿については適用除外されているが、吹付材の石綿含有が推定できる場合や、工期の関係から分析を行わず隔離等の対策を行うことが求められる場合がある。

○さらに、石綿則第3条においては、調査結果の記録の作成も義務づけられているが、保存期限が規定されていない。一方総務省勧告においては、調査結果が適切に解体・改修工事を行う作業者に共有されないまま、適切な石綿飛散・ばく露防止措置が講じられずに解体等工事が行われた事案も指摘されたところである。

○上記の課題を踏まえ、以下のとおり石綿則の見直し等を行うことが適当である。

ア 事前調査の方法の具体化

① 石綿則において、事前調査については、必ず現地調査を行わなければならないこととする（石綿等の製造、使用等が禁止された平成18年9月1日以降に着工した建築物については、その事実を設計図書等で確認することで足りるこ

と）。

② 石綿則において、上記①の事前調査については、外観からでは目視で直接確認できない部分を含め、解体・改修工事に関わるすべての部位を調査しなければならないこととする。

③ 上記①及び②の石綿則の見直しに併せて、以下a～cのとおり運用上の考え方を示すとともに、以下dの対応を行うこと。

a 工事着工後に調査が必要な建材が見つかった場合は、再度調査を行う必要があること。

b 調査において、同一と考えられる材料の範囲について、同一ロットのものなどを例示するとともに、例えば、表面仕上げが同一色であることを以て同一と考えられる材料の範囲であると判断せず、天井板であれば点検口から裏面を確認するなどの客観的かつ合理的な判断方法を示すこと。

c 石綿を含有する可能性のある建材について石綿含有なしと判断する方法としては、分析による方法のほか、①当該建材について商品进行特定し、かつ、②当該商品についてメーカー証明・情報と照合する方法によること。

d 分析のための試料採取に当たっては、建材にムラがあることを考慮して、同一と考えられる建材の範囲を特定することとするが、当該建材の具体的な試料採取箇所数については、別途専門家による検討を行うこと。

イ 吹き付け材に対するみなし規定の適用

① 石綿則第3条ただし書きにおいて、石綿等含有とみなせば分析を不要とする取扱いの適用を除外している吹付石綿等について、石綿則第6条に定める措置等、吹付石綿等を除去する場合に求められる措置（外見から判断して必要と思われる最も厳しい措置）を講じることを前提に、適用除外とはしないこととする。

ウ 事前調査を行う者の要件の新設

① 適切な能力を有する事前調査者が着実に育成・確保されるよう、石綿則等において、事前調査を行う者については、一定の講習（現行の建築物石綿含有建材調査者講習を想定）を修了した者又はそれと同等以上の知識・経験を有す

る者（制度改正前に日本アスベスト調査診断協会に登録された者を想定）でなければならないこととする。

なお、「一戸建ての住宅」に係る事前調査については、建材・規模・用途から調査対象となる建材の種類等が限定されること、一戸建て住宅のみ取り扱う事業者が一定程度存在することから、講習において付与する知識・技能水準は建築物石綿含有建材調査者講習と同等のものとなるよう留意しつつ、一戸建ての住宅に関する留意事項、事例等に特化した講習を修了した者による調査を可能とすること。

- ② 上記①の石綿則の見直しに併せて、運用上の対応として、以下a～cの対応を行うこと。
 - a 一戸建ての住宅に限定した講習について、具体的な講習時間、講習カリキュラムについては、今後国において、専門家等の意見も踏まえながら検討すること。その際、修了考査は建築物石綿含有建材調査を行うために必要な知識及び技能を修得したかどうかを判定できるものとし、修了考査の時間は、現行の建築物石綿含有建材調査者と同程度（1時間程度）を必須とするとともに、受講資格は、建築物石綿含有建材調査者と同じとすること。
 - b 構造が複雑で、使用されている石綿含有建材も多様な一定規模以上の建築物については、特定調査者（建築物石綿含有建材調査者のうち、講義に加えて実地研修を受講し、筆記試験及び口述試験による修了考査に合格した者）又は一定の実地経験を積んだ一

般調査者（特定調査者以外の建築物石綿含有建材調査者）によることを推奨すること。

- c 解体工事等を行う事業者は、多数に上ることから、できるだけ多くの者が事前調査を行うための知識・能力を習得できるよう、講習実施体制及び習得のための期間を確保すること。また、解体工事等を行う事業者には、小規模事業者が多いこと等から、講習受講について必要に応じて支援を行うこと。

エ 分析を行う者の要件の新設

- ① 事前調査における石綿の分析について、適切な能力を有する分析者が着実に育成・確保されるよう、石綿則において、分析者は一定の講習を修了した者又はそれと同等以上の知識・経験を有する者でなければならないこととすること。
- ② 上記①の石綿則の見直しに併せて、分析を行う者の要件とする講習の運用上の考え方及び今後の対応方針を以下のとおりとすること。
 - ・講習の内容は下表のとおりとすること。なお、分析方法によって用いる分析機器が異なることから、少なくともどちらか一方の分析方法に係る講習を受講するものとする。
 - ・具体的な講習時間、講習カリキュラムについては、今後国において、専門家等の意見も踏まえながら検討すること。

オ 事前調査結果の記録等

- ① 解体等の作業を行う労働者が石綿含有建材の場所等の詳細情報を共有し具体的に確認できるよう、石綿則において、事前調査結果を現場に備え付けなければならないこととすること。

＜分析を行う者の要件とする講習の内容＞

	項目	
鉱物・建材等に関する基礎的な知識	・石綿等に関する基礎知識 ・建材に含まれる材料の性質 ・建材の組成 等	
分析方法の原理と分析機器の取り扱い方法(座学)	・偏光顕微鏡を用いる分析方法の原理 ・偏光顕微鏡の操作	・位相差顕微鏡 ・X線回折装置を用いる分析方法の原理・位相差顕微鏡の操作及びX線回折装置の操作
分析機器ごとの具体的な分析方法(実習)	上記機器による定性分析方法 上記機器による定量分析方法	上記機器による定性分析方法 上記機器による定量分析方法

② 事前調査結果については、行政による店社に対する指導において関係書類として活用すること、解体業者等が適切に石綿ばく露防止対策を講じる動機付けとすること及び労働者の健康管理のための作業内容・期間等の記録作成に活用することを目的とし、自主点検の記録の保存期間(3年)などを踏まえ、石綿則において、以下のa～iの事項(f～iは分析を行った場合に限る。)を一定の期間保存しなければならないこととすること。その際、併せて、運用上の考え方として各項目の()内及び※のとおり示すこと。

a 現地調査等の結果(石綿含有建材の使用箇所を特定できる情報(写真等))

※分析結果(石綿含有の有無)や有りとみなしたことを含む。

※必要に応じて図面によるものとする。

b 調査方法および調査箇所

※石綿を含有する可能性のある建材について、石綿含有なしと判断した場合は、その判断根拠とそれに対応する同一建材範囲。具体的には、分析によらない場合は、①特定した商品名等(記載または表示の写真など)、および②当該商品等についてメーカーが非含有を証明した書面。

※分析を行った場合は、試料採取箇所の特定できる情報(写真・図面に記載等)を含む。

c 調査を行った者の氏名及び要件を満たすことを証明する書類

d 調査の範囲(改修等の場合に調査範囲と作業範囲との一致状況を特定できる情報など)

e その他必要な情報(調査年月日、事業場(対象物件)の名称、建築物の種別等)

f 分析結果(石綿無しの場合の判定基準とした含有率(0.1%以下であること)、対象の石綿の種類(6種類であること)を含む)

g 分析方法

h 分析を行った者の氏名及び要件を満たすことを証明する書類

i その他必要な情報(分析年月日、分析結果と試料採取箇所の対応状況の分かる情報等)

③ 労働者の健康管理の観点から、石綿則第35

条の規定に基づいて40年間の保存が義務づけられている労働者の作業の概要・期間等の作業の記録について、「調査結果」からまとめた「調査結果の概要」も保存を義務づける事項として追加すること。

(2) 解体・改修工事開始前の届出

○建築物の解体又は改修を行う場合であって、石綿等が吹き付けられている耐火建築物又は準耐火建築物において当該石綿等の除去を行う場合は、労働安全衛生法第88条第3項及び労働安全衛生規則第90条第1項第5号の2に基づき、作業開始の14日前までに労働基準監督署に届出を行うことが義務づけられている。

また、石綿含有の保温材、耐火被覆材、断熱材等を除去する場合は、石綿則第5条の規定に基づき、作業開始前までに労働基準監督署に届出を行うことが義務づけられている。

○しかしながら、総務省勧告においては、(1)の事前の調査を適切に行わずに解体等工事を行う事案に加えて、必要な届出を行わないまま解体等工事が行われた事案が多数確認されたとの指摘が行われている。

○解体・改修工事は、製品が生産される工場等での対策と異なり、工事が終了してしまうと、建築物等がなくなってしまうたり、改修前の建材がなくなってしまうため、届出が必要な工事であったのか、石綿ばく露防止措置が適切に行われたのかどうかを事後に確認することは困難である。その結果、事業者にとって届出や措置を実施する動機付けが働きにくい状況にある。

○上記の課題を踏まえ、以下のとおり石綿則の見直し等を行うことが適当である。

ア 解体・改修工事に係る届出制度の新設

① 事前調査及び措置の適切な実施を促すとともに、行政が解体・改修工事を把握し、必要な指導等が行えるよう、一戸建て住宅も含めて解体工事の大部分を対象としつつ、同規模の改修工事も対象とする基準として、石綿則において、既存の労働安全衛生法第88条及び石綿則第5条に基づく届出に加えて、以下の基準に該当する工

事は、石綿含有の有無に関わりなく、以下の事項について、原則として電子届により、あらかじめ労働基準監督署に届け出なければならないこととする。

＜届出が必要な工事の基準＞

- a 解体工事部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事
- b 請負金額が100万円以上である建築物の改修工事

＜届出事項＞

a 工事に関する基本情報

- ・解体又は改修工事を実施する事業者の名称、住所、電話番号

※同一工事の仕事を複数の請負事業者に行わせている場合は、元請事業者の名称を記載するとともに、当該工事に関わる全ての関係請負事業者の名称を添付すること

- ・解体又は改修工事の作業場所の住所
- ・解体又は改修を行う建築物の構造の概要（耐火建築物、準耐火建築物の該当の有無を含む）
- ・解体又は改修を行う建築物の新築工事の着工年月日
- ・解体又は改修を行う建築物の過去の改修工事の有無及び当該改修工事の着工年月日
- ・解体又は改修工事の名称及び内容
- ・解体工事の床面積又は改修工事の請負金額
- ・解体又は改修工事における石綿の除去等に係る作業の期間
- ・石綿の除去等に係る作業の石綿作業主任者の氏名

b 事前調査に関する情報

- ・事前調査の実施年月日
- ・事前調査を行った者の氏名及び要件を満たすことを証明する書類
- ・分析を行った者の氏名及び要件を満たすことを証明する書類（分析を行った場合に限り）

c 事前調査の結果及び予定する石綿の除去等に係る措置の内容

- ・建材ごとの石綿含有の有無、判断根拠、作業

の種類（レベル1及び2の建材で石綿を含有する場合に限る）、破碎・切断等の有無、措置の内容

- ② 上記①の工事の基準のうち、bの請負金額については、石綿則において、以下の取扱いとすることを示すこと。

・解体工事又は改修工事を、同一の事業者が2以上の契約に分割して請け負う場合は、これを1の契約で請け負ったものとみなして適用すること。

- ③ 上記①及び②の石綿則の見直しに併せて、以下a～cの運用上の考え方を示すこと

a 同一工事の仕事を複数の事業者が請け負っている場合は、元請事業者に提出させること。

b 工事着工後に新たに調査が必要な建材が見つかった場合は、当該建材について再度調査を行った上で、追加で再度調査を行った建材についての届出を提出させること。

c 上記①の工事の基準のうち、bの請負金額については、材料費も含めた工事全体の請負金額とすること。

(3) 隔離作業に係る措置

○建築物等に吹き付けられている石綿等の除去を行う場合及び石綿含有の保温材、耐火被覆材、断熱材等を除去する場合は、石綿則第6条に基づき、作業場所の隔離、負圧の維持・点検、石綿等の漏えいの点検、隔離解除前の除去した石綿等の粉じんの処理及び除去箇所の湿潤化等が義務づけられている。

○しかしながら、石綿除去作業において、石綿を取り残したまま隔離を解く事案も散見されている。

○また、厚生労働省及び環境省が実施した隔離を伴う石綿除去作業の調査において、集じん・排気装置の不備、集じん機とダクトとの接合部に足場が当たったことによる一時的な外れ、作業員の出入りの管理や前室における洗身の不備、隔離の不備、機材等に石綿等が付着した状態での持ち出し、吹付材や断熱材等の脱落・崩落等による飛散・突発的な空気の流れ等によって、石綿等が隔離の外に漏えいした事案が確認されて

いる。

○さらに、石綿則第6条においては、隔離等と同等以上の効果を有する措置を講じた時は、隔離等の措置は不要とされており、グローブバッグ工法が同等以上の効果を有する措置に当たることを通知で示しているが、グローブバッグ工法について法令上求められる具体的なばく露防止措置が明確になっておらず、独自にグローブバッグを作成して作業を行うような事例もある。

○上記の課題を踏まえ、以下のとおり石綿則の見直し等を行うことが適当である。

ア 隔離・漏洩防止措置

① 石綿則において、石綿則第6条第1項第1号及び第2号に掲げる作業を行った場合に、隔離を解く際には、当該作業で除去を行った吹付石綿等について、石綿等の除去が完了したことを確認しなければ、隔離を解いてはならないこととする。

② 上記①の石綿則の見直しに加えて、以下のaの対応を行うとともに、以下bの運用上の考え方を示すこと。

a 引き続き法令に基づく隔離等の措置の徹底を図るとともに、以下の措置を講じること。

(a) 石綿作業主任者への能力向上のための研修等により、集じん機・排気装置の点検等の徹底を図ること。

(b) 作業中にダクト等に衝突しないよう、また、衝突した場合は応急措置を行うよう、注意事項等を示すこと。

(c) 労働者への特別教育において、洗身室の使用法についても十分教育するよう教材等の充実を図ること。

(d) 負圧隔離の漏れの有無の確認方法として、目視やスモークテスターを使用する方法のほか、負圧隔離に煙を充満させ漏れた煙を見る方法や、触診などの方法も例示に加えること。

(e) 吹付材劣化による脱落などにより、既に機材等に落下・付着している石綿について、除去等の作業開始前に清掃作業や機材の搬出等を行うにあたって石綿の飛散持ち出し等の防止することについて、注意事項等を示すこと。

(f) 除去建材崩落等の際の作業方法について留意事項等を示すこと。

b グローブバッグ工法について、以下のような具体的な措置内容を示すこと。

(a) グローブバッグにより作業を行おうとする箇所を覆い、密閉すること

(b) 作業開始前にスモークテスト又はそれと同等の方法で密閉の適否を点検し、漏れがあった場合はふさぐこと

(c) 除去前に石綿含有保温材等を湿潤化すること

(d) グローブバッグの脱落等が生じた場合は、素早く湿潤するとともに、真空掃除機で清掃すること

(e) 除去作業後、グローブバッグを開放する前に、石綿含有保温材等を除去した部分を湿潤化すること（粉じん飛散防止処理剤の噴霧等）

(f) グローブバッグから工具等を持ち出す際には、あらかじめ付着物を除去し、又は梱包して廃棄すること

(g) 除去作業後、グローブバッグを取り外す前に内部の空気を、HEPAフィルタを通して抜くこと等

(4) 隔離を必要としない作業に係る措置

○吹付石綿、石綿含有保温材等の隔離等の措置が必要となる建材以外の成形板等の石綿含有建材（いわゆるレベル3建材）については、石綿の飛散の程度が比較的低いことから、石綿則において、切断等を行う場合にも隔離等の措置は求めておらず、湿潤な状態のものとすること（第13条）、作業に従事する労働者に呼吸用保護具を使用させること（第14条）等が義務づけられている。

○これらの建材のうち、ケイ酸カルシウム板1種については、破碎した場合、比較的高濃度の石綿の飛散が見られたが、湿潤化に加えて、隔離（負圧までは行っていないもの）を行うことにより、外部への飛散は抑制できるとの測定結果が環境省の調査において得られている。

○また、いわゆるレベル3建材の除去作業現場で、作業終了後に、床等に建材の一部が散乱しているような事例も確認されている。

○上記の課題を踏まえ、以下のとおり石綿則の見直し等を行うことが適当である。

ア レベル3建材に対する措置

① 石綿則において、いわゆるレベル3建材については、破碎を行わずに除去することを原則とするとともに、石綿等を含有するケイ酸カルシウム板第1種をやむを得ず破碎する場合は、湿潤化に加えて、作業場所の周囲を隔離（負圧までは求めず、養生シート等で囲うような措置を想定）しなければならないこととすること。

② 上記①の石綿則の見直しに加えて、以下a及びbの対応を行うこと。

a いわゆるレベル3建材の除去作業に伴う堆積粉じんの再飛散を防止するため、HEPAフィルタ付き真空掃除機などによる清掃作業とともに、清掃後の堆積粉じんの除去の確認を指導すること。

b いわゆるレベル3建材の除去作業を行う作業場所で、石綿等の除去等以外の作業を行う場合の、呼吸用保護具（取替え式防じんマスク又は使い捨て防じんマスク）の着用とともに、予防的観点から、その他の解体等の作業場においても、労働者に呼吸用保護具の着用を徹底すること。

(5) 作業の記録

○石綿等が使用されている建築物等の解体等工事を行う場合は、石綿則第6条、第13条等の規定により、隔離、湿潤化等の措置を講じることが義務づけられているが、総務省勧告において、石綿含有建材の使用が判明した後も、飛散・ばく露防止措置が適切に講じられないまま除去作業が行われた事案が多数確認されたとの指摘が行われている。

○解体・改修工事は、工場等での対策と異なり、工事が終了してしまうと、建築物等がなくなってしまうため、改修前の建材がなくなってしまうため、石綿ばく露防止措置が適切に行われたのかど

うかを事後に確認することは困難である。その結果、事業者にとって届出や措置を実施する動機付けが働きにくい状況にある一方で、建設リサイクル法に基づいて届け出られている床面積80m²以上の建築物の解体工事は年間20万件以上、国土交通省の建築物リフォーム・リニューアル調査による建築物の改修工事は年間900万件以上など、行政が網羅的に関連する工事を把握し、工事終了前に指導することは困難な状況にある。

○上記の課題を踏まえ、以下のとおり石綿則の見直し等を行うことが適当である。

ア 作業計画に基づく作業実施状況等の記録

① 石綿則第4条の規定により作成する作業計画に基づく作業の実施状況及び従事労働者に関して、

- ・石綿則第35条の規定に基づき40年間の保存が義務づけられている作業の記録作成に活用すること

- ・石綿則第40条の規定に基づき6月以内ごとに行われる石綿健康診断の対象者を特定するために活用すること

- ・行政による店社への指導時に確認ができるようにすること

- ・事業者にとって措置を実施する動機付けとすることを目的として、自主点検の記録の保存年数が3年であることを踏まえ、石綿則において、以下のa(a)～(e)及びbの事項を一定の期間保存しなければならないこととすること。その際、併せて、運用上の考え方として、各項目の()内及び※のとおりに示すこと。

a 作業の実施状況等の記録

※現場ごとに、次の事項について日時・撮影場所・各措置の内容が分かる形で写真等により記録しなければならないこと。なお、作業の記録内容については、現場での過度な負担とならないように留意が必要であること。

(a) 事前調査結果の概要に関する揭示、立入禁止措置、喫煙等の禁止、有害性等に関する揭示

※揭示・表示の写真など

(b) 隔離等の措置

※セキュリティゾーンや集じん・排気装置の写真、点検状況・結果(計測機器のメーター等)、隔離解除前の石綿等の取り残しの有無が分かる写真・データなど

(c) 作業の順序ごとの作業状況(湿潤化、保護具を含む)

※作業計画に記載されている作業の順序ごとに、作業の状況、湿潤化の手段(散水か飛散防止剤使用か等)や湿潤化の状況、作業中の保護具等(呼吸用保護具・作業衣・保護衣)の着用状況が分かる写真・データなど

※同様な作業を行う場合は、作業する階や部屋が変わるごとに記録

(d) 石綿含有建材の運搬・貯蔵時等の確実な包装等

※包装(荷姿)の写真など

(e) 作業場外に持ち出す際の器具・保護具等の付着物の除去又は梱包

※付着物の除去状況の写真、または梱包した場面の写真など

b 従事労働者の記録

※作業計画に記載されている石綿を取り扱う作業の順序ごとに、当該作業に従事した労働者及び周辺労働者の氏名と当該作業日を記録しなければならないこと。

- ② 労働者の健康管理の観点から、石綿則第35条の規定に基づいて40年間の保存が義務づけられている労働者の作業の概要・期間等の作業の記録について、上記の作業の実施状況等の記録からまとめた湿潤化、保護具の着用等の「ばく露防止対策の概要」も保存を義務づける事項として追加すること。

(6) 作業時の作業環境測定

- 石綿等が使用されている建築物等の解体等工事においては、作業場所や作業内容が随時変化すること、石綿の濃度を測定するためには一定程度の期間を要すること等から、作業環境測定は義務づけておらず、石綿則においては、湿

潤化による飛散の程度の低減、保護具の着用等を義務づけている。

- しかしながら、労働者が従事する石綿等の除去作業における当該作業環境に対応したより一層適切な呼吸用保護具の選定が必要との指摘がなされている。

- 上記の課題を踏まえ、以下の取組を行うことが適当である。

ア 様々な作業における作業環境中の石綿濃度の測定・公表

- 今後国において、建築建材等の種類、解体作業等の種類ごとに作業環境測定の結果をとりまとめて公表し、これらを参考にして、各作業におけるリスクの把握、必要な呼吸用保護具の選定等を行うことを促進すること。

2 引き続き検討を行う論点

以下の論点については、引き続き検討を行う。

(1) 解体・改修工事開始前の調査

電球や窓ガラスの交換等建材を全く損傷することのない方法で解体等を行う場合等の事前調査の在り方については、引き続き検討を行う。

(2) 解体・改修工事開始前の届出

ア 計画届の対象拡大

- いわゆるレベル2の石綿含有保温材等の除去等作業については、石綿則第5条の規定により、作業開始前までの届出が義務となっているが、

・これらの建材についても除去等作業時の措置としては、いわゆるレベル1の石綿含有吹付け材と同様の隔離措置が原則必要となっていること

・隔離からの漏えい事案が確認されていること等から、隔離措置等の徹底を図るため、いわゆるレベル2の除去等作業についても、安衛法第88条に基づく計画届の対象に変更することについて、引き続き検討を行うこと。

(3) 隔離作業に係る措置

ア 仕上塗材に対する措置

- 仕上塗材については、石綿則においては施工方法によって規制内容が異なり、吹付施工されたものはレベル1建材としての規制、吹付施工以外の方法で施工されたものはいわゆるレベル3建材としての規制となっている。

- しかしながら、仕上塗材の除去等の作業においては、

- ・施工方法で石綿等の飛散性が異なるものではないこと
- ・いずれの施工方法による仕上塗材についても、レベル1建材ほど高濃度の石綿

等が飛散しない状況が見られることから、来年2月を目途に、国において仕上塗材の除去作業における飛散状況及びこれに対する対策を検証した上で、必要な措置について、引き続き検討を行うこと。

(4) 隔離を必要としない作業に係る措置

ア 湿潤化が困難な場合の措置

- いわゆるレベル3建材の切断等の作業に労働者を従事させる場合であって、建材を湿潤な状態のものとすることが著しく困難なときは、石綿則第13条の規定により、湿潤化を行わなくてもよいこととされている。しかしながら、技術の進展に伴い、湿潤化と同等の効果が期待できる方法（除じん装置付き電動工具の使用）があることから、来年2月を目途に国において当該方法の効果を検証した上で、湿潤化が著しく困難な場合の代替措置とするべきか、引き続き検討を行うこと。

(5) 解体・改修工事に係る管理体制

ア 現場における安全衛生管理体制

- 石綿則第19条及び第20条の規定に基づく石綿作業主任者の選任や職務の遂行、第40条の規定に基づく健康診断の実施などが十分に実施されていない事例が散見されることから、石綿作業主任者の選任の徹底や能力の確保・向上に向けた取組や、適切な施工を確保するため、必要な能力を有する事前調査者の育成・確保、現場の主任技術者等に対する石綿に関する知識

の向上に向けた取組について、引き続き検討を行うこと。

イ 労働者に対する教育の充実

- 作業者が適切に石綿則に基づく措置を着実に実施するよう、教育の充実を図ることについて、引き続き検討を行うこと。

(6) 事業者に対する指導等

ア 関係情報の公開等

- 石綿等の除去作業に関して法令違反を繰り返す事業者の公表などを行き、また、石綿則に基づく届出の徹底や解体業者のばく露防止対策の徹底を図る観点から、個人情報保護等の観点にも留意しつつ、届出内容等について積極的に公開することについて、引き続き検討を行うこと。

(7) 大気汚染防止法等との連携

環境省の中央環境審議会大気・騒音振動部会石綿発散防止小委員会においても、今後の石綿飛散防止の在り方について検討が行われており、10月21日に開催された小委員会において、検討のとりまとめとして答申案が示された。この答申案に盛り込まれた以下の論点を含む事項についても、今後検討を行うこと。

ア 隔離空間からの石綿等の漏えいの監視

- 答申案の中で、レベル1・2の石綿含有建材の除去を行う隔離場所からの石綿の漏えい監視を強化するため、「集じん・排気装置の正常な稼働の確認の頻度を増やすとともに、前室における負圧の状況の確認も頻度を増やすこと」とされた。
- 石綿則第6条の規定では、漏えい監視のため、
 - ①隔離場所において始めて作業を行う場合に、作業開始後速やかに集じん・排気装置の排出口からの石綿等の漏えいの有無を点検すること、
 - ②その日の作業開始前に、負圧に保たれていることを点検すること、とされているが、確認の頻度を増やすとの環境省の方針も踏まえ、漏えい監視の在り方について検討を行うこと。

※別紙「新たな簡易届のチェックポイントによる起債のイメージ」は省略



今後の石綿飛散防止の在り方について (答申)

2020年1月24日

中央環境審議会/大気・騒音振動部会石綿飛散防止小委員会

I 背景

1 これまでの経緯

石綿は、安価で耐火性、耐熱性、防音性など多様な機能を有していることから昭和30年頃から使用が一般化し、高度成長期を中心に多用されてきた。しかし、石綿のばく露から数十年を経て中皮腫、肺がん等の重篤な疾病を発症させるという健康影響が社会問題となり、石綿を使用する製品の製造が順次禁止され、現在では全面的に新たな使用は禁止されている。また、石綿を使用した建築物の解体、改造及び補修作業を伴う建設工事(以下「解体等工事」という。)に伴うばく露防止や一般大気環境中への飛散防止対策の強化が図られてきている。

「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号。以下「大防法」という。)においては、平成元年の法改正により、石綿が人の健康に係る被害を生ずるおそれのある粉じん(特定粉じん)として位置付けられた。平成8年の法改正では、平成7年に発生した阪神・淡路大震災により倒壊したビルの解体等工事に伴って石綿が飛散する問題を受け、石綿が使用されている建築物の解体、改造及び補修(以下「特定粉じん排出等作業」という。)に係る規制が導入された。

導入当初は、吹付け石綿を対象に、一定規模以上の建築物について、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事(以下「特定工事」という。)の施工者(建設工事の受注者(他の者から請け負った解

体等工事の受注者(以下「下請事業者」という。)を除く。以下同じ。)及び自主施工者。以下同じ。)に対し、都道府県等への特定粉じん排出等作業の実施の届出及び特定粉じん排出等作業に係る規制基準(隔離、集じん・排気装置の設置等の石綿の飛散防止措置を含む。以下「作業基準」という。)の遵守等が義務付けられた。その後更に、平成17年の大防法政省令改正により、規制対象の特定建築材料に石綿を含有する保温材、耐火被覆材及び断熱材が追加されるとともに規制対象の建築物の規模要件が撤廃され、平成18年の法改正により、工作物についても規制の対象となった。

その後も、建築物の解体現場周辺等でのモニタリング調査において、不適正な取扱い等に伴う石綿の飛散事例が散見されたこと等を踏まえ、平成25年の法改正により、①特定粉じん排出等作業の実施の届出義務者の施工者から発注者への変更、②施工者に対する石綿含有建材の使用状況に係る事前の調査の義務付け、③都道府県等による立入検査の対象範囲の拡大等、石綿の飛散防止対策が強化された。

2 平成25年の法改正以降の主な課題

平成25年の法改正により石綿の飛散防止が強化されたが、当該改正に向けた「石綿の飛散防止対策の更なる強化について(中間答申)」(平成25年2月中央環境審議会)及び大気濃度測定に係る技術的事項についての当該答申後の検討結果を取りまとめた「建築物の解体等現場における大気中の石綿測定方法及び評価方法について」(平

成25年10月アスベスト大気濃度調査検討会)においては、引き続き検討が必要な課題が示されている。

また、総務省が建築物の解体時等における飛散・ばく露防止対策の実施状況、災害時における飛散・ばく露防止対策の体制の整備状況、建築物等における石綿含有建材の使用実態の把握状況等を調査した結果を踏まえ、「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－結果に基づく勧告」(平成28年5月総務省)においても課題が指摘されている。これらのうち、今後対応が必要な主な事項としては以下が挙げられる。

＜中央環境審議会において
引き続き検討課題とされた事項＞

- ① 特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等の際の石綿飛散防止対策
- ・ 特定建築材料以外の石綿含有建材を使用した建築物及び工作物(以下「建築物等」という。)の解体等工事で石綿が飛散する状況について、調査事例の収集等によりその実態を明らかにし、検証した上で必要な措置を検討すること。
- ・ その際、大防法の届出義務の対象とする場合には、こうした建築物等は件数が極めて多数に上ることから、都道府県等による対応の可能性と一般環境に対する石綿の飛散のリスク、石綿則に基づく事前調査の結果等の活用の可能性等を考慮して、検討すること。
- ② 事前調査の信頼性の確保
- ・ 我が国の現状を踏まえ、適正な事前調査を行う知識・技能を有する人材等の育成等に加え、適正な調査の実施を確保する方法の必要性を検討すること。
- ③ 石綿除去後の完了検査について
- ・ 石綿除去後の完了検査の第三者(都道府県等又は民間機関)による実施は将来の課題とした上で、作業場内の石綿の飛散がなくなったことや特定建築材料の取り残しがないこと等の除去作業完了後の確認事項のチェックを正確に行うことについて、作業基準に規定することや立入検

査時の指導項目として報告を求める対象とすることも視野に、施工業者が適正に除去作業や飛散防止対策を実施する仕組みを検討すること。

④ 大気濃度測定義務付け

- ・ 一般大気環境への影響の確認の必要性を踏まえると、敷地境界等における大気濃度測定は基本とすべきと考えられるが、現時点においては、測定箇所の選定、分析方法等の課題を引き続き検討し、技術的課題を克服して有効な手法を確立する必要がある。
- ・ まずは、集じん・排気装置の排気口等からの漏えい監視を徹底させることが重要であり、敷地境界等における大気濃度測定については、現場での調査、測定等の実績を積み、平成25年の法改正の施行状況も踏まえ検討を進めること。

＜総務省勧告により指摘された事項＞

- ① 大防法の規制対象外の石綿含有建材の適切な処理の推進
- ・ 大防法の規制対象外の石綿含有建材についても、破碎や切断した場合は石綿が飛散するおそれがあり、建築物等の解体工事を施工する事業者による湿潤化不足等により飛散・ばく露の可能性があることから、これらの処理実態を把握し、法律上の取扱いを含め所要の措置を講ずること。
- ② 事前調査の適正な実施の確保
- ・ 建築物等の解体等工事を施工する事業者が事前調査で石綿含有建材を見落とす等により、適切な飛散・ばく露防止措置を講じず解体等工事を実施していた事例があったことから、調査が不十分な事案について情報収集の仕組みを整備し、適時に注意喚起を行う等、調査の適正な実施を確保すること。

こうした課題も踏まえ、平成30年8月、環境大臣より中央環境審議会に対して、「今後の石綿飛散防止の在り方」について諮問され、この検討を行うため、大気・騒音振動部会に「石綿飛散防止小委員会」が設置された。同小委員会において、有識者、関係業界、都道府県等からのヒアリングを含め検討を重ね、課題への対応を含む、今後の石綿飛散

防止の在り方について、以下のとおり取りまとめた。

Ⅱ 総論

平成25年の中央環境審議会の中間答申等において引き続き検討とされた課題や、実態調査(実地検査及び文献調査)等により平成25年の法改正後に新たに明らかになってきた課題を踏まえ、一層の石綿飛散防止対策の強化を進める必要がある。

特定建築材料以外の石綿含有建材については、除去等作業時に飛散の可能性があるとの指摘があり、適切な飛散防止措置の確保は重要な課題である。「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」(2014.6 環境省水・大気環境局大気環境課。以下「マニュアル」という。)や環境省の通知において、これらの建材に係る石綿飛散防止対策の実施について普及が行われてきているが、環境省の実態調査等において、作業現場近傍で石綿の飛散が確認され、また、現在マニュアルで示されている飛散防止措置が十分に講じられていない事例も確認されている。そのため、マニュアルや通知に基づく指導では不十分であり、特定建築材料以外の石綿含有建材に係る飛散防止を制度化すべきである。具体的な制度については、石綿の飛散性や、これら建材に係る解体等工事の件数が多数に上ると推定されることを踏まえて検討する必要がある。

また、平成25年の法改正において義務付けられた事前調査の実施について、中間答申では、適正な調査の実施を確保する方法の必要性に係る検討が提起されており、平成28年の総務省勧告や環境省の調査においては、事前調査が適正に行われていない事例が確認されている。事前調査により適切に石綿含有建材の使用状況を把握することは、解体等工事の際に適切な飛散防止対策を講じるための前提であり、その信頼性の確保は不可欠である。そのための方策として、調査方法の法定化、必要な知識を有する者の活用等について、以下の各論で整理することとする。

さらに、平成25年の法改正において、発注者責任の明確化のため、特定粉じん排出等作業の実施の届出主体が受注者から発注者に変更された

結果、無届けでの解体等工事について、その要因が発注者にあるのか、不適正な調査を行った受注者にあるのか判断しづらいという課題が生じている。そのため、上記方策により適正な調査を確保するとともに、事実関係を確認できる仕組みを整備することが必要である。

その他、平成25年の中間答申での指摘も踏まえて除去等作業後の確認の制度を設ける等、石綿飛散防止対策の実施を担保する方法を検討するとともに、関係法令との連携、建築物等の通常使用時における石綿使用状況の把握等も進めるべきである。また、今般の制度見直しを含め、石綿の飛散防止対策について、更なる普及啓発も必要となる。

Ⅲ 各論

1 特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の際の石綿飛散防止

現行法において、建築物等の解体等工事に当たっては、当該工事の受注者(下請事業者を除く。以下同じ。)が事前調査を実施し、調査結果を発注者に説明すること、当該工事が特定工事に該当する場合は、発注者が特定粉じん排出等作業開始の14日前までに都道府県等に作業方法等に係る届出(以下単に「届出」という。)を行うことが義務付けられている。また、自主施工者にも事前調査の実施及び特定工事に該当する場合の届出が義務付けられている。さらに、特定工事の施工者は、特定粉じん排出等作業に係る作業基準を遵守しなければならない。

特定建築材料以外の石綿含有建材については、特定建築材料に比べ、除去等作業における石綿の飛散が相対的に少ないと考えられることを踏まえ、大防法の規制の枠組みには入っていない。しかしながら、除去等作業時の取扱いが不適切な場合には石綿が飛散する可能性があるとの指摘があり、上述のとおり、平成25年の中間答申においては、飛散の実態を明らかにし検証した上で必要な措置を検討することとされた。また、平成28年の総務省勧告においても指摘があり、環境省が実態調

査を進めるとともに、マニュアルや通知において除去等作業の際の飛散防止対策が示され、周知が行われてきた。

実態調査の結果、特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の現場近傍で石綿の飛散が確認され、特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業においても、適切な飛散防止措置が行われない場合には、作業現場周辺の大気中に石綿が飛散するおそれがあることが明らかになった。

また、都道府県等の立入検査等においては、特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の際に、養生、湿潤化等の飛散防止措置を実施せずに建材を破碎した等の不適切な事例が確認されている。こうした事例の主な発生原因としては、マニュアルや通知で求められている措置に関する施工者の知識不足や、発注者、受注者、下請事業者等の間の情報伝達の不備が挙げられているが、マニュアルや通知に基づく指導では強制力に一定の限界があり、条例で規制を行っている都道府県等もある。

(1) 大防法への位置付け

特定建築材料以外の石綿含有建材が使用された建築物等の解体等工事についても、適切な飛散防止措置が行われない場合には、作業現場周辺の大気中に石綿が飛散するおそれがあることを踏まえ、適切な石綿の飛散防止措置を確保する必要があり、建材の種類、除去工法及び工事の規模にかかわらず、基本的に全ての工事を大防法上の特定建築材料に係る規制の枠組みの対象とすべきである。

他方で、特定建築材料以外の石綿含有建材は、現行の特定建築材料に比べて相対的に繊維の飛散の水準は低く、これらの除去等作業においては、原形のまま取り外すこと、湿潤化、養生等の措置を適切に実施することにより、繊維の飛散を抑えられることがデータ等から確認されているところ、特定建築材料の除去等作業ほどの専門的な機器等を使用する措置は要しないと考えられる。

また、平成29年度の大防法における特定粉じん排出等作業実施件数は全国で16,334件であり、条

例に基づき特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の届出を義務付けている例では、特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の数は、当該条例における対象建築物等の条件により特定粉じん排出等作業の約5倍から20倍であったところ、全国的にも同程度の規制対象の増加が想定される。そのため、仮に特定建築材料以外の石綿含有建材に係る特定粉じん排出等作業を届出の対象とする場合、都道府県等の負担が大きくなることが想定される。

これを踏まえれば、地域の実情によっては、大防法に基づく届出によらず、各都道府県等が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく届出等の情報や、後述（2（4））の、一定の規模等の要件を満たす解体等工事に係る事前調査の結果を石綿含有建材の有無にかかわらず都道府県等に報告する仕組みをもとに対象を選定して効率的な立入検査を実施する等により、実際に不適切な作業が行われていないかどうか確認することが効果的である場合も考えられる。

さらに、一般住宅の多くが特定建築材料以外の石綿含有建材が使用された建築物等に該当すると考えられることから、届出の主体である解体等工事の発注者の負担も考慮する必要がある。

一部の都道府県等では規模要件等を置いた特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の事前届出制度が条例等により設けられていることも踏まえ、適切な作業を確保する観点からは特定建築材料以外の石綿含有建材を届出の対象とすることも考えられるところである。しかし、上述の状況に鑑みれば、特定建築材料以外の石綿含有建材に係る届出については大防法における全国一律の制度とすることまではしないのが適当である。適正な飛散防止措置は、都道府県等の立入検査等により担保することとし、立入検査等の際に確認できるよう、作業開始前に、施工者が作業の方法や作業時の石綿の飛散防止措置等を含む作業計画を策定することとすべきである。

(2) 作業基準

① 石綿含有成形板等

石綿含有成形板等の除去等作業については、湿潤化や手作業による原形のままでの取り外しが飛散防止措置として有効であることがこれまでも確認されてきており、マニュアルや通知において示されているところである。

環境省では、今般、石綿含有成形板等の除去等作業に係る実態調査を行い、石綿含有成形板等を原形のまま取り外した場合、破碎した場合と比較して大幅に繊維の飛散を抑えられることが確認された。

また、環境省が実施した破碎実験の結果から、石綿含有成形板等を湿潤化することにより、飛散する繊維をより低い水準に抑えられることが確認された。ただし、石綿含有けい酸カルシウム板第1種については、繊維の飛散性は、湿潤化により抑えられるものの、その他の石綿含有成形板等よりも高い水準であった。

さらに、環境省が実施した石綿含有成形板の除去現場における実地調査の結果から、養生により、養生の外側に飛散する繊維を抑えられることが確認できた。

養生の内側で最も繊維及び石綿が飛散していた、石綿含有けい酸カルシウム板第1種の除去作業事例においても、養生の外側においては十分にこれらの飛散が抑えられていることが確認できた。

これらの調査等の結果を踏まえ、石綿含有成形板等の除去については、湿潤化等を行いつつ、建材を原形のまま取り外すことを原則とすべきである。ただし、接着剤で強力に建材が接着している場合等、原形のまま取り外すことが困難な場合については、建材の種類や除去工法等に応じて十分に飛散が防止されるよう、養生、湿潤化等の飛散防止措置を作業基準として検討し定めるべきである。

また、石綿含有成形板等の中でも、石綿含有けい酸カルシウム板第1種については、湿潤化した上で破碎した際の繊維の飛散性が、特定建築材料より低いものの他の石綿含有成形板等より高かったことから、より効果的な養生、湿潤化等の措置を求めることが考えられる。

② 石綿含有仕上塗材

建築物の内外装仕上に幅広く用いられている

建築用仕上塗材（以下「仕上塗材」という。）には、昭和40年頃から平成11年頃には石綿が添加されたものがあり、昭和50年頃から吹付け工法に加えてローラー塗りも行われるようになった。この仕上塗材は、断熱材、耐火被覆材等の用途で用いられている吹付け石綿とは異なるものである。

吹付け工法により施工された石綿含有仕上塗材は、大防法上の「吹付け石綿」に該当するとして規制対象とされている。一方で、ローラー塗り等により施工された石綿含有仕上塗材については、規制対象とされていないが、適切な飛散防止措置の実施について、「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」（平成29年5月30日環境省水・大気環境局大気環境課長通知）により周知されている。

石綿含有仕上塗材の除去時の石綿の飛散性については、作業現場における実態調査及び実験において、除去工法によっては高い繊維の飛散性を示す例が確認されたが、吹付け工法、ローラー塗り等の施工方法にかかわらず、剥離剤の使用や集じん装置付高圧水洗工法等の除去工法により石綿繊維の飛散が抑制できることが確認できた例もある。

そのため、石綿含有仕上塗材については、塗材の施工方法にかかわらず、石綿含有成形板等と同様に、大防法の規制対象とし、届出までは求めないこととするのが適当である。また、石綿含有仕上塗材に特化した飛散防止措置を作業基準として検討し定めるべきである。

ただし、石綿含有仕上塗材のうち、その性質が「吹付け石綿」に類似している石綿含有吹付けパーライト、石綿含有吹付けバーミキュライト（ひる石）等については、その他の石綿含有仕上塗材とは別に、引き続き、「吹付け石綿」として扱い、特定建築材料に係る規制の枠組みの対象とすることが適当と考えられる。

2 事前調査の信頼性の確保

(1) 事前調査の方法等

事前調査の方法は、現行法令上は規定されておらず、マニュアルにおいて示されているところであ

る。また、石綿の新たな使用が禁止された平成18年9月1日以降に着工した建築物等の解体等工事については、特定工事に該当しないことが明らかなものとして、事前調査の対象外とされている。

解体等工事に伴う石綿の飛散を防止するためには、工事の対象となる建築物等における石綿含有建材の使用状況の適切な把握が前提となる。適切な事前調査の実施は重要な役割を担う。しかしながら、都道府県等による立入検査等において、設計図書の確認不足の例、発注者からの聴き取りだけで判断した例等、マニュアルに沿わない方法での不適切な事前調査により特定建築材料が見落とされ、解体等工事が開始された事例が確認されているところ、マニュアルに基づく指導では強制力に一定の限界がある。

そのため、事前調査の義務付けの内容・範囲を明確化し、適切な事前調査が行われていない場合の行政の指導を強化する必要がある。事前調査の方法については、①書面調査及び現地調査を行うこと、②①の調査では石綿含有の有無が判断できない場合は分析による調査を行うこと又は石綿含有とみなすこととする等を法令上に位置付けるべきである。その際、建築物等の構造上、解体等工事着手前には確認ができない箇所があった場合は、着手後に当該箇所の確認が可能となった段階で事前調査の実施が必要である点に留意する必要がある。

また、これに伴い、石綿の新たな使用が禁止された平成18年9月1日以降に着工した建築物等についても、事前調査の対象とし、着工年月日については書面等により調査すべきである。その上で、調査対象の解体等工事が、平成18年9月1日以降に設置工事に着手した建築物等の解体・改造・補修工事又は平成18年9月1日以降に改造・補修工事に着手した部分の改造・補修工事に該当することを確認できれば現地調査等その後の調査は不要とすることが適当である。

なお、事前調査の適切な実施を徹底するため、事前調査の義務のある解体等工事の施工者に対し、事前調査の方法や留意事項について十分に周知すべき。また、事前調査への協力義務及び受

注者による作業基準遵守への配慮義務のある発注者に対し、事前調査に要する費用の適正負担や工期の確保、設計図面、過去の石綿含有建材の調査結果等の資料の提供等の必要な措置の実施について周知することも重要である。

(2) 一定の知見を有する者による事前調査の実施

事前調査において、煙突に石綿が使用されている可能性があることを認識していない等、受注者等に石綿含有建材に関する基本的知識が不足していることが原因となって特定建築材料が見落とされた例も確認されている。平成28年の総務省勧告においても、設計図書の確認、外側からの目視では確認できない箇所に係る調査等、関係通知等において示された留意点が徹底されなかったことによる見落としが指摘されており、環境省は、都道府県等に対し、石綿に関する一定の知見を有し、的確な判断ができる者により事前調査が行われるよう周知することについて、「事前調査の不徹底により石綿含有建材が把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事案等について」（平成29年11月20日環境省水・大気環境局大気環境課長）により通知を行っている。

平成30年には、建築物の通常使用時における石綿含有建材の調査や、大防法及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）に基づく石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）の規定により建築物の解体等工事の前に行われる石綿含有建材の調査のために必要な知識を含む、総合的な専門知識を有する者について、厚生労働省、国土交通省及び環境省の三省が連携して育成していくための仕組みとして、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）が整備された。平成30年度末までに1,275名が講習を修了しているところである。

石綿含有建材に関する知識不足も不適切な事前調査の一因と考えられることを踏まえ、事前調査における石綿含有建材の見落としを防ぐため、事前調査の義務を有する解体等工事の施工者は、

石綿に関する一定の知見を有し、的確な判断ができる者を活用して事前調査を行うこととすべきである。こうした者として、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に定める特定建築物石綿含有建材調査者及び建築物石綿含有建材調査者の活用を基本とすることが考えられる。

ただし、石綿含有建材が使用されている可能性がある建築物の数は膨大である一方で、一定の知見を有する者の人数はいまだ少ない。そのため、こうした者の育成に努めるとともに、十分な人数が育成されるまでの間、建築物の構造等を踏まえ、飛散性の高い石綿含有建材が使用されている可能性が高い建築物の調査に特にこれらの者を活用すべきである。

なお、厚生労働省においても、石綿則に基づく事前調査において、石綿に関する一定の知見を有する者の活用の検討が進められている。大防法と安衛法（石綿則）では法目的が異なるものの技術的には共通する部分も多いこと、また、施工者の負担軽減の観点から、厚生労働省における検討状況も踏まえ、具体的な一定の知見を有する者の活用の仕組みを検討していくべきである。

また、調査の実施者は正確・公正な調査を行うことができる第三者とすべきとの指摘があり、これは、より客観的に事前調査を行う観点からは有効と考えられるが、上述のとおり多数の調査対象が想定される中、現時点ではそのような体制の整備は難しいことから、一定の知見を有する者の育成の状況や今般の制度見直しの運用の状況を踏まえつつ、将来的に知見を有する第三者による調査について検討することが考えられる。

工作物については、事前調査に必要な知識が建築物と異なる場合があるか否かについて引き続き検討しつつ、必要に応じて人材育成方策を検討する必要がある。

(3) 事前調査の結果の記録等

現行法では、施工者は、建築物等への特定建築材料の使用状況について事前調査を実施し、受注者は、発注者に対し、調査結果について書面を交付して説明することとされているが、当該書面の保存の義務はない。また、説明を受けた発注者

又は自主施工者は、都道府県等に届出を行うこととされており、無届け等の当該義務の違反に対しては罰則が設けられている。

しかしながら、受注者による発注者への説明に係る記録等の保存義務がないため、発注者による届出がない場合に、発注者自身に無届けの要因があるのか、受注者が事前調査又はその結果の発注者への説明を怠ったのか確認ができず、届出義務違反について発注者に罰則を適用することが難しい場合がある。

そのため、都道府県等が立入検査等により、適切に事前調査及び発注者への調査結果の説明が行われたか確認し、届出がないままに特定工事を実施された場合に発注者と受注者のいずれに要因があるのか事実関係を明確化できるよう、受注者に対し、事前調査の結果及び発注者への説明に係る記録を一定の期間保存することを義務付ける必要がある。当該義務違反についての罰則等、受注者に要因がある場合に受注者に科すことができる罰則も検討すべきである。また、自主施工者についても、届出が適切に行われているか確認する観点から、同様に事前調査の結果に係る記録を一定の期間保存させることが考えられる。

また、現行法においては、施工者に対し、解体等工事を施工するときは、調査の方法、確認された特定建築材料の種類等の事前調査の結果を公衆に見やすいように掲示することが義務付けられている。この点、事前調査の結果は、石綿含有建材の有無及びこれを確認・判断した過程に係る重要な情報であり、解体等工事に携わる事業者間での情報共有や周辺住民等からの問合せへの対応に当該情報をより活用できるようにする必要がある。

そのため、掲示は工事期間を通して行わなければならないことや、公衆に分かりやすく見やすいような掲示の内容等を明確にするとともに、施工者は、調査結果の記録の写しについても、工事期間中、解体等工事の現場に備え付けることとすべきである。

さらに、特定工事において適切な石綿飛散防止の措置が講じられるよう、受注者は下請事業者に対し、また、下請事業者は他の下請事業者に対し、

工事を請け負わせる際に石綿含有建材の使用箇所を含めた調査結果を説明することを義務付け、特定粉じん排出等作業に携わる事業者間での情報共有を促進するべきである。

(4) 事前調査の結果の都道府県等への報告

都道府県等が立入検査等により解体等工事の現場における石綿飛散防止の指導等を行う上で、解体等工事に係る情報の把握は不可欠である。現行法においては、施工者による事前調査の結果、特定工事に該当すると判断されたものについてのみ届出がされることから、都道府県等では、建設リサイクル法に基づく解体等の届出や労働基準監督機関に提出される石綿則に基づく除去等作業の届出の共有のほか、政令市では、騒音規制法（昭和43年法律第98号）や振動規制法（昭和51年法律第64号）に基づく届出も活用しつつ、現場の把握及び立入検査による指導を行っている。また、年2回、関係機関が連携して建設リサイクル法に係る全国一斉パトロールを実施し、解体等工事の現場における石綿飛散防止を指導している。

環境省としても、建設リサイクル法に関する全国一斉パトロールとの連携に係る通知、「大気汚染防止法第28条第2項に基づく資料の提出の要求等について」（平成30年3月15日環境省水・大気環境局大気環境課長）の通知等により、大防法の規定に基づき、他法令により把握された情報の活用の促進を図っているところである。

他方で、各法律は、それぞれの法の目的に応じて、一定の状況に該当する解体等工事について届出等の対象としており、これら他法令に基づく情報によって解体等工事を網羅的に把握するのは困難である。

石綿則においても、大防法と同様に、解体等の作業を行う事業者が事前調査を行い、石綿等が使用されていると判断した場合に作業の届出を行うこととなっているところ、厚生労働省では、解体等工事の前に石綿の事前調査の実施状況及び事前調査結果に応じた石綿ばく露防止対策が実施されているかを確認することができるよう、一定の規模等の要件を満たす建築物等の解体等工事について、解体等の作業を行う事業者が、石綿等の

有無にかかわらず、事前調査結果の概要（建材の種類、石綿含有の有無、作業時の措置等）を電子システムにより労働基準監督署に届け出る制度の創設を検討している。

こうした状況を踏まえ、石綿が飛散するおそれのある建築物等の解体等工事の現場について、都道府県等が幅広く把握できるよう、一定の規模等の要件を満たす解体等工事に係る事前調査の結果の概要について、施工者が都道府県等に報告を行うことを義務付けることが考えられる。この点、施工者や都道府県等の負担軽減等の観点も考慮し、厚生労働省における電子届出に係る検討を踏まえた仕組みを検討するのが適当である。

報告の対象とする建築物等の解体等工事の要件については、事前調査の対象となる解体等工事件数が年間約73万～188万件と推計されること等に鑑み、厚生労働省における検討状況等も踏まえて検討すべきである。

また、他法令に基づき把握された情報の活用についても、解体等工事の現場を幅広く把握し、届出や報告漏れを防止する等、都道府県等が大防法に基づく規制を円滑に実施するため有効であり、引き続き推進していくべきである。

3 石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことの確認

現行法では、特定粉じん排出等作業について、当該作業を伴う建設工事の発注者が都道府県等に作業方法等に係る届出を行うことが義務付けられている。作業開始前に都道府県等がこの届出の内容を確認することによって、適切な作業の担保を図ることとしているものである。

特定建築材料の除去等作業後の措置としては、作業基準において、隔離又は養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに、作業場内の特定粉じんを処理することとされている。現行では、特定建築材料の取り残しがないこと等の作業後の確認に係る措置は明確には規定されておらず、平成25年の中間答申においては、作業基準に規定すること等を視野に、解体

等工事の施工者が適正に除去作業や飛散防止対策を実施する仕組みを検討することが適当とされていたところである。

作業後の確認や清掃等の措置についてはマニュアルで示されているが、都道府県等による作業終了時の立入検査等では、特定建築材料の取り残しや清掃が不十分といった事例が確認されており、マニュアルに基づく指導では強制力に一定の限界がある。

(1) 作業終了時の確認等

石綿含有建材の除去等作業による石綿の飛散防止を徹底する観点から、都道府県等による事前の計画の確認に加え、計画どおり適切な飛散防止措置がとられていたこと及び作業終了後に石綿の取り残しがないこと（封じ込め又は囲い込みを行う場合には適切な措置がとられていること）の確認を作業基準に位置付け、施工者が行うこととすべきである。

確認の実施者は第三者とすべきとの指摘があるが、石綿含有建材の除去等作業が相当程度多数行われていると想定されることを踏まえれば、現時点ではそのような確認の体制の整備は難しいことから、解体等工事の施工者が確認を行うこととし、今般の制度見直しの運用の状況も踏まえつつ、将来的に第三者による確認について検討することが考えられる。

その上で、除去作業を行った部分の石綿含有建材の取り残しの有無については、一定の知見を有する者が確認することが望ましく、事前調査を実施させる者と同等の知見を有する者等を施工者が活用すべきである。ただし、特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の数が特定粉じん排出等作業の約5倍から20倍になると推計される一方で一定の知見を有する者の人数がいまだ少ないことから、これらの者の育成に努めるとともに、建築物の構造等を踏まえ、飛散性の高い石綿含有建材が使用されている可能性が高い建築物についての確認に特にこれらの者を活用すべきである。

また、隔離した空間において特定建築材料の除去作業を行った場合は、石綿の飛散を防ぐため、隔離を解く前に、集じん・排気装置の十分な稼働、

清掃等を行い、作業場内からの石綿等の粉じんの飛散のおそれがないことを確認すべきである。

(2) 石綿含有建材の除去等作業の記録等

現行法令では、作業基準において、施工者に対し、隔離を行った場合について、集じん・排気装置の稼働状況の確認を実施した結果等を記録し、工事終了まで保存することが義務付けられているが、計画どおり適切な飛散防止措置がとられていたこと及び作業終了後に石綿の取り残しがないこと等の確認のためには、より幅広く記録が必要である。

当該記録については、実際に除去等作業を行う者が法令に定める石綿含有建材の除去等作業及び石綿飛散防止措置に係る事項について作成することとし、受注者は、作業後のみならず、作業中にも除去等作業が計画どおりに行われていることを適宜確認するべきである。また、都道府県等が、立入検査等の際に、石綿含有建材の除去等作業が適切に終了したことを確認し、必要な場合に指導等を行えるよう、施工者に対しては、当該記録を工事終了後も一定期間保存することを義務付けることが考えられる。これら記録の作成及び保存は、受注者、下請事業者及び自主施工者の作業基準遵守の意識を醸成し、適切な石綿飛散防止措置の実施を促すことにも資するものである。

記録の内容としては、①石綿含有建材の除去等作業が適切な飛散防止措置の下に行われたこと（計画に沿って実際に実施した飛散防止措置、当初の計画から変更があった場合の変更内容等の記録を含む。）、②石綿含有建材の取り残しがないこと（封じ込め又は囲い込みを行う場合には適切な措置がとられていること）、③特定粉じんの処理が適切になされたこと、④隔離・養生を解く際の措置が適切になされたことに関する情報が必要である。

なお、石綿含有建材の取り残しや特定粉じんの不適切な処理が確認された場合には、必要な措置が講じられるべきであることは言うまでもない。

(3) 作業終了後の報告

現行法では、特定粉じん排出等作業の発注者は、都道府県等に届出を行うこととされており、また、工事の請負契約に施工者の作業基準の遵守を妨げる条件を付さないよう配慮しなければならない

いこととされているが、作業結果の報告を受けることは大防法には位置付けられておらず、必ずしも自身が届け出た作業が適切に終了したか確認できない。

そのため、発注者が石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことを把握できるよう、受注者に対し、作業終了後、作業の結果について発注者に報告することを義務付けるべきである。また、受注者に対しては、報告した旨の記録も(2)の記録と併せて一定期間保存することを義務付けることが考えられる。

都道府県等が、作業が適切に行われたかを確認するため、作業の結果は都道府県等に対して報告すべきであるとの指摘もあるが、効率的な規制の運用の観点も踏まえ、発注者に対する報告によって発注者の配慮義務及び受注者の作業基準遵守義務の履行を促進することとし、都道府県等は、特定粉じん排出等作業の実施前に届出により作業の方法を確認すること、事前調査結果の報告を受けて立入検査等により作業現場を確認すること等により、石綿飛散の未然防止を図るとともに、保存されている作業及び報告の記録を確認し、必要な場合に作業基準の遵守について指導を行うべきである。

4 特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの有無の確認

平成25年の中間答申においては、集じん・排気装置等の性能を確保することについて、作業基準での規定や技術指針の作成を検討する必要があるとされるとき、予期せぬ箇所からの石綿の飛散が確認された事例を踏まえ、作業期間中に敷地境界等における大気濃度の測定を行わせる必要があるとする一方で、規模の小さいあるいは工期の短い解体現場等についても、一律に大気濃度測定を義務付けるか否かについては、慎重に検討すべきであるとされた。また、大気濃度の測定に当たっての評価基準、測定方法、測定対象物質等について検討すべき課題が示された。

これを受け、同年にアスベスト大気濃度調査検討会で技術的事項について検討がなされ、大気濃度測定は、一般大気環境への影響の確認の必

要性を踏まえて基本とすべきものであるが、測定箇所の選定、分析方法等の課題を引き続き検討し、技術的課題を克服して有効な手法を確立する必要があるとの検討結果が示されるとき、一般大気環境への石綿の飛散をより効果的に防止するために手法としては、粉じん等を迅速に測定可能な機器を用い、集じん・排気装置が使用されている全ての特定工事を対象として、集じん・排気装置からの粉じん等の漏えいを迅速に測定することを義務付けることが有効である旨が示された。さらに、当該検討会は、敷地境界等で測定を行う場合の漏えい監視の観点からの目安を石綿繊維数濃度1本/Lとし、石綿飛散防止専門委員会に報告した。

(1) 隔離場所からの漏えい監視の強化

平成25年の検討結果を踏まえ、作業基準においては、隔離を伴う作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に作動することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずることが規定されているところである。

しかしながら、都道府県等においては、条例により特定粉じん排出等作業中の大気濃度の測定を施工者に義務付けている場合があるほか、立入検査時に都道府県等が測定を行う場合もあるところ、都道府県等による測定では、集じん・排気装置の不適切な管理、作業員の隔離場所からの出入りの際の不適切な行動等、作業基準の遵守の不徹底による石綿の飛散が明らかになった事例が散見される。

そのため、集じん・排気装置の排気口における粉じんを迅速に測定できる機器を用いた、集じん・排気装置の正常な稼働の確認の頻度を増やすとともに、前室における負圧の状況の確認も頻度を増やすことにより、隔離場所からの石綿の漏えい防止の強化を図るべきである。

(2) 隔離場所周辺における大気濃度の測定の実施

平成25年における検討の結果、現行法では、隔

離場所周辺における大気濃度の測定については義務付けられておらず、「アスベストモニタリングマニュアル」(環境省水・大気環境局大気環境課 平成29年7月改訂)において推奨されている。しかし、都道府県等の立入検査において、隔離場所からの石綿の飛散が疑われる事例が散見されること等を踏まえ、隔離場所からの石綿飛散防止の徹底に向け、(1)の措置に加え、施工者による隔離場所周辺での大気濃度の測定を促進していく必要がある。

平成25年の中間答申において、意図しない石綿飛散が発生していないことを確認するために大気濃度測定が必要とされていることも踏まえ、大気濃度の測定は、予期せぬ箇所からの石綿の飛散の有無を確認し、測定により飛散が認められた場合は一旦除去等作業を中断して隔離措置等の石綿飛散防止に係る措置を点検・改善するために行うものとして考えられる。そのため、測定結果を作業に反映できるよう、測定結果が判明するまでの期間を考慮すると、ある程度期間を要する一定規模以上の除去等作業を対象にすることが考えられる。

大気濃度の測定については、平成25年の検討を踏まえ、石綿繊維数濃度を対象とし、1本/Lを指標とすることにより隔離場所からの石綿の漏えいの有無を確認することが考えられるが、石綿繊維数濃度の測定に使用される走査型電子顕微鏡は、現時点では民間検査機関において十分に普及しておらず、大半の機関では測定に長期間を要している。そのため、全国一律で石綿繊維数濃度により測定を行うこととした場合には、作業期間中に結果を活用でき、測定の対象とすることが可能な工事が著しく限定されてしまう点が課題となる。さらに、その他の迅速な測定方法にはいまだ精度等の技術的課題が残されている。

一方、現時点における測定の迅速性や測定に必要な機器の普及状況を踏まえた測定に要する期間等を考慮すれば、石綿繊維数濃度の測定と比較して短い期間で測定できる総繊維数濃度を測定対象とすることが考えられる。測定の指標の値については、仮に総繊維数濃度1本/Lとした場合、これはバックグラウンド濃度に近い値であり、事業場によっては除去等作業を行う前から超過して

いる場合や除去等作業以外の要因により、作業が中断されるおそれがある。これを踏まえ、特定粉じん発生施設の敷地境界基準等も参考としつつ、10本/Lを指標とすることが考えられるが、より厳格な値とすべきとの指摘もある。また、指標を超過した場合、作業を一時中断し、改めて作業開始時と同様の確認を行った上で作業を再開することが考えられるが、総繊維数濃度の場合は石綿以外の繊維も含まれる可能性があることを踏まえ、作業再開に向けた必要かつ合理的な措置が課題であり更なる検討が必要である。なお、総繊維数濃度により測定を行う場合にあっては、現時点では、測定に平均で5～7日を要しており、例えば測定に1週間、測定結果を踏まえ改善措置を実施した後の除去等作業の期間を測定と同程度の1週間とした場合、全体で2週間程度要することになるが、これと同程度以上の期間行われる特定粉じん排出等作業は、隔離措置を伴う作業件数全体の2割程度にとどまることに留意が必要である。

測定点については、作業場所周辺で行うことが考えられるが、石綿繊維数濃度、総繊維数濃度のいずれの測定であっても、除去等作業の現場の状況に応じた適切な測定地点が選定できるよう検討し、具体化する必要がある。

以上のように、測定方法について議論を重ねたものの、石綿繊維数濃度についても、総繊維数濃度についても、現状では全国一律での測定の制度化には困難な課題が残っているため、関係者が協力して測定実績を積み重ねるとともに、課題解決に取り組む必要がある。なお、測定体制の整備を促進する観点からも、時期を定めて、まずは大規模な解体等工事からの測定の義務付けを行うべきであるといった制度化に向けた意見があったことについても留意する必要がある。

今後、石綿繊維数濃度や総繊維数濃度を迅速に測定するための方法や評価の指標、測定結果を作業管理に活用する際の課題と対応を調査・研究するとともに、これらの進展状況を踏まえ、国内外で実施されている大気濃度測定の方法等も参考にしつつ、大気濃度測定の制度化について速やかに検討する必要がある。

(3) 大気濃度測定の精度の担保

大気濃度測定の精度の担保については、民間機関において、研修や技能試験の実施といった取組が行われている。これらのノウハウを活用することが考えられ、施工者が測定を委託する際に、民間機関での精度管理の取組に参加しており、一定の技術力を有している事業者を選択することが望ましいと考えられる。

については、環境省は、測定・分析を行う事業者に対して、民間機関での大気濃度測定の精度担保の取組に参加するよう、周知等により促すべきである。また、環境省は、施工者がこうした精度担保の取組に参加している事業者に大気濃度の測定を委託するよう、情報発信を強化すべきである。

5 作業基準遵守の強化

現行法では、作業基準違反に対しては、都道府県等が作業基準適合命令等を発出し、これに従わなかった場合については罰則が設けられており（都道府県等が告発）、この命令については、特定粉じん排出等作業が比較的長期間行われる場合や、同一の施工者等が特定粉じん排出等作業に反復継続して携わる場合には、将来の作業基準違反が未然に防止されう等、一定の抑止効果が期待できる。

他方で、特定粉じん排出等作業が短期間で終了する場合、都道府県等が作業基準違反を把握する前に作業が終了又は大方終了していることもあり、命令発出の時機が得られない場合がある。平成25年の法改正後の命令違反の告発件数は0件で推移しており、これはその一因と考えられる。

また、例えば、改造・補修工事の場合等、石綿含有建材の除去等作業に携わる機会の少ない施工者等による作業基準違反も想定され、命令による作業基準違反の未然防止の効果は限定的であると考えられる。

なお、大防法の作業基準違反に相当する、例えば作業場所の隔離等の石綿則違反の内容については、安衛法により直接の罰則規定が設けられており、労働基準監督機関において、年に数件程度の送検を行っている。

そのため、作業基準違反の内容を踏まえ、作業基準適合命令等のより積極的な活用によって違反の未然防止に取り組むとともに、短期間で終了する作業についても作業基準の遵守を担保する観点から、石綿則の例も参考に、立法技術上の課題等も踏まえつつ、作業基準違反への直接罰の創設も検討するべきである。

また、実際には下請事業者が除去等作業を行っている場合があることを踏まえ、工事全体を統括管理する受注者だけでなく下請事業者にも作業基準の遵守義務を適用し、個々の作業の実態に応じて作業基準適合命令等や前述の直接罰の対象とすべきである。また、下請負契約における工事費等への配慮や受注者から下請事業者への指導も含め、作業基準遵守の徹底を図るべきである。

6 その他

(1) 大防法と安衛法（石綿則）の連携

大防法及び安衛法（石綿則）では、法目的は異なるものの技術的には共通する部分も多く、建築物等の解体等工事に伴う石綿飛散防止対策として、実質的に多くの点で類似する規制が設けられている。

例えば作業場所の隔離等の作業基準への違反等、不適正事案の多くが大防法違反であると同時に石綿則違反であると考えられる。解体等工事の現場が数多く存在する中で、限られた行政リソースにより効率的に不適正事案を確知し、また未然防止するためには、連携は必須である。

そのため、解体等工事に携わる事業者の規制内容に係る理解の促進及び法令遵守の徹底、行政の監視・指導の強化等の観点から、建築物等の解体等工事の各プロセスに対する規制に関し、石綿則との連携を強化し、一体として解体等工事の現場での法令遵守を求めていくべきである。

具体的には、大防法及び石綿則の一体的な遵守の観点から、マニュアル類の一本化を進めること、都道府県等への事前調査の結果の報告について、電子システムによるコネクテッド・ワンストップ化等の連携を検討することが考えられる。さらに、今後、大防法における特定粉じん排出等作業の届出

についても電子システムを活用できるようにしていくことが望ましく、これにより、労働基準監督署等の関係機関との情報共有も容易になると考えられる。また、大防法の法目的に照らして、解体等工事の現場の周辺住民等に対するリスクコミュニケーションの観点から、事前調査の結果についての工事期間中の掲示がより分かりやすくなるよう徹底する中で、石綿則に基づく掲示との整合性も図っていくことも重要である。

(2) 一定の知見を有する者の育成・施工技術の確保

建築物の通常使用時における石綿含有建材の調査や、大防法や石綿則に基づく建築物の解体等工事前の石綿含有建材の調査を行う者について、厚生労働省、国土交通省及び環境省の三省が連携して育成していくための仕組みとして、建築物石綿含有建材調査者講習登録制度が整備されたところである。事前調査の知識を有する者の育成について、環境省は、十分な人数が確保できるよう、当該制度の推進を含め、引き続き厚生労働省及び国土交通省と連携して取り組むべきである。

また、石綿則において、石綿等の除去等の作業時に石綿作業主任者技能講習を修了した石綿作業主任者の選任や作業従事者への特別教育等について規定されている等、関係法令において作業の質を担保するための制度が設けられている。石綿含有建材の除去等作業がより適切に実施されるよう、環境省は関係省庁、都道府県等及び業界団体等と連携して、事業者に対する石綿の飛散防止対策の啓発に取り組んでいくべきである。

(3) 建築物等の通常使用時における石綿含有建材の使用状況の把握

災害発生時に石綿飛散・ばく露防止に係る応急対応を迅速に実施するため、環境省では、平成29年に「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」を改訂して都道府県等に周知し、平常時における石綿含有建材が使用された建築物等の把握や災害時に発生した石綿含有廃棄物等の処理について、地域防災計画や災害廃棄物処理計画等に定めておくことが望ましいとしている。

また、国土交通省では、吹付け石綿等が使用さ

れている可能性のある建築物についての調査により把握した情報をアスベスト調査台帳として整備する取組が進められており、災害時にはこの情報も活用できる。

災害時における大気中への石綿の飛散防止を更に推進するため、建築物等の所有者等が、通常使用時において、可能な範囲で、建築物等への石綿含有建材の使用状況の把握に努めることが重要である。

そのため、国及び都道府県等は、所有者等による使用状況の把握を後押しすることや、把握された情報を災害時に活用することに努めるべきである。例えば、環境省は、関係省庁と連携して、建築物等の所有者等に対する啓発や石綿含有建材のデータベースの周知、分析技術に関する情報の収集・普及も進めていく必要があると考えられる。また、環境省は、都道府県等に対して、平常時からの建築物等における石綿含有建材の使用状況に係る情報収集・整理や、災害時に発生した石綿含有廃棄物等の処理について、地域防災計画や災害廃棄物処理計画等に位置付けるよう、引き続き促していくべきである。

(4) 現場での指導強化等

都道府県等は、建設リサイクル法に係る全国一斉パトロール等により関係機関と連携しつつ、建築物の解体等工事の現場における石綿の飛散防止等、大防法の遵守状況の確認及び必要な指導等を行っている。当該全国一斉パトロールにおける関係機関との連携等、解体等工事の現場等への指導等に係る関係行政機関間の連携については、大防法の遵守を徹底していく観点で有効であり、引き続き積極的に推進していくべきである。

石綿則との関係については、作業基準違反等の不適正事案の多くが大防法違反であると同時に石綿則違反であると考えられることを踏まえ、情報交換等にとどまらず、不適正事案等への対応を含め、都道府県等の大防法担当部局と労働基準監督機関で引き続き連携していくべきである。

現状では、都道府県等の大防法担当部局は、解体等工事に係る建築物等及び解体等工事の現場に立ち入ることができるが、事前調査の結果

や特定粉じん排出等作業に係る記録保存の義務付けに伴い、労働基準監督機関とも連携し、記録が保存される、解体等工事の施工者の事業場にも立ち入ることができるよう、大防法における立入検査の対象を拡大すべきである。

また、国として、都道府県等による現場における指導等にも資するよう、事業者が講ずるべき具体的な措置を明確化するマニュアルを整備し、また、都道府県等の職員を対象とする講習会を行う等、都道府県等に対する技術的支援を行うべきである。

(5) 普及啓発の取組

特定建築材料以外の石綿含有建材を大防法の規制対象にすることにより、建築物等の解体等工事の発注者、受注者等の関係者が多岐にわたることとなるため、それぞれの役割に応じた適切な普及啓発が必要となる。

厚生労働省、国土交通省及び環境省が連携し、建築物等の所有者等に対して、分かりやすいリーフレット等を作成して建築物のライフサイクルにわたる石綿飛散防止対策の重要性を周知する必要がある。その際、上述の災害時における大気中への石綿飛散防止の観点から、通常使用時における石綿含有建材の使用状況の把握について啓発を進めることも重要である。

また、建築物等の所有者等に対しては、特に建築物等の解体等工事における石綿含有建材の除去等作業や飛散防止対策に関する法制度や対策の重要性、また、施工方法、工期、工事費等の面で適切な飛散防止対策の確保のために負うべき責任について、様々な機会を捉えて周知徹底することも必要である。

さらに、環境省において、都道府県等の担当者

及び解体等工事を実施する事業者を対象とする講習会・説明会を開催することにより、解体等工事の現場における石綿飛散防止の徹底を図るとともに、関係省庁における建築物等の建築や解体に係る講習会・説明会及び関係法令における手続き等の機会を捉え、連携して普及啓発に努めるべきである。

このほか、解体等工事に携わる数多くの事業者に幅広く石綿飛散防止の徹底を求めるため、建築物等の建築・解体に係る業界団体と連携し、各団体に所属するこれらの者に対する講習会等の機会を捉え、普及啓発に努めるべきである。

Ⅳ おわりに

本答申は、一層の石綿飛散防止対策の強化を進めるため、今後の石綿飛散防止の在り方について取りまとめたものである。政府は、本答申を踏まえ、速やかに法制度の整備を含む具体的な取組に着手することを期待する。

特定建築材料以外の石綿含有建材に係る作業基準、事前調査の方法、除去等作業終了時の確認方法、除去等作業の記録事項をはじめ、各論で方向性を示した事項のそれぞれについての技術的事項については、今後更に検討を行い、明確化する必要がある。

※2019年11月14日に答申案が示されて、パブリックコメント手続きが実施された（締め切り12月13日）。結果は2020年1月9日に開催された中央環境審議会大気・騒音振動部会石綿飛散防止小委員会（第8回）に報告・審議されたうえで、1月24日の答申に至ったものである。下線を付けた箇所は答申案から変更された部分。

石綿飛散防止答申案のパブリックコメントに関する意見

2019年12月10日

石綿対策全国連絡会議

1. 「石綿のない環境/社会」の実現という目標と体

制の確立（Ⅱ関係）

「石綿を使用した建築物の解体、改造及び補修作業等を伴う建設工事（解体等工事）」が行われる段階にならないと基本的に規制が発動されない現状を根本的にあらため、石綿を使用した建築物の把握と安全管理、除去、廃棄を通じて「石綿のない社会/環境」を実現することを目標に掲げ、達成目標時期とロードマップをもった体制を確立すべきである。

2. 石綿飛散の可能性のある作業すべての届出対象化(Ⅲ1(1)関係)

「建材の種類、除去工法及び工事の規模にかかわらず、基本的に全ての工事を大防法上の特定建築材料に係る規制の枠組みの対象とすべきである」という指摘のとおり、特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業を含めて、石綿飛散の可能性のあるすべての作業を大気汚染防止法第18条の15の届出の対象とすべきである。

3. 建築物の調査・管理義務(Ⅲ2、Ⅲ6(3)関係)

解体等工事が行われる段階になって調査を義務づけるのではなく、あらかじめ調査及びリスク評価とその結果に基づく管理がなされている建築物等でなければ、解体等工事を行うことはできないという規制を設けるべきである。

4. 「事前調査」の実施(Ⅲ2(2)関係)

「事前調査」は「一定の知見を有する者」によって行われるべきものとして、「一定の知見を有する者」の要件も法令上明定すべきである。その際、①第三者であるべきこと、②「講習登録規程」に基づき育成されている建築物石綿含有建材調査者のレベルより下げることなく、③旧社団法人石綿協会が設立したアスベスト診断士をそのまま容認しない、ことに留意すべきである。

5. 「事前調査」の結果の記録等(Ⅲ2(3)関係)

「事前調査の結果の記録等」にとどまらず、前記3の意見踏まえて「事前調査」だけでなくリスク評価とその結果に基づく対応の勧告を含めるようにすべきである。

また、「事前調査の結果は、石綿含有建材の有無及びこれを確認・判断した過程に係る重要な情報であり、解体等工事に携わる事業者間での情報共有や周辺住民等からの問合せへの対応に当該

情報をより活用できるようにする必要がある」との指摘(Ⅲ2(3))はそのとおりであり、「公衆に見やすい掲示」にとどまらず、とりわけ「周辺住民等」への開示・リスクコミュニケーションを確保する規定を整備すべきである。

6. 「事前調査」の結果の報告等(Ⅲ2(4)関係)

都道府県に報告された情報及び関係する他法令により把握された情報を電子的にデータベース化し、「周辺住民等」を含めてアクセスできるように整備すべきである。これは、さらに1及び3の意見の実現と合わせることによって、石綿飛散の防止、「石綿のない環境/社会」の実現に貢献することができる。

7. 作業終了の確認等(Ⅲ3関係)

作業終了時の確認の実施は、第三者である「一定の知見を有する者」によって行われるべきものとして、要件も法令上明定すべきである。また、作業の記録及び報告には、作業終了時確認を行った者による書面による記録を含めること。

8. 特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの有無の確認(Ⅲ4関係)

2013年の中間答申で「有効な手法を確立する必要がある」と指摘され、また、第6回小委員会資料2-2は国内で半数以上で大気濃度測定が実施されていることを示しており、委員会でも多くの委員が支持を表明しているなかで、大気濃度測定の義務付けを先送りすることは認められない。

9. 作業基準順守強化のための除去作業のライセンス化(Ⅲ5関係)

国際的にも確立されている作業基準順守の強化対策として、除去作業は、ライセンスのある者によって行われるべきものとして、要件も法令上明定(更新・停止等についても整備)すべきである。

10. 作業基準順守強化のための罰則及び支援策(Ⅲ5関係)

「作業基準違反への直接罰の創設」を先送りすることは認められない。あわせて、現場での指導を強化するための地方自治体に対する人的財政的な支援を含め、作業基準順守のための支援策を実施・強化すべきである。



賃金等請求権の消滅時効の 在り方について(建議)

2019年12月27日

労働政策審議会/同日付け労働条件分科会の「報告」をそのまま「建議」

賃金等請求権の消滅時効の在り方については、労働政策審議会労働条件分科会において、令和元年7月1日以降6回にわたり検討を行い、精力的に議論を深めてきたところである。

賃金請求権の消滅時効については、民法（明治29年法律第89号）の特別法である労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第115条において、労働者保護や取引安全等の観点から、2年間（退職手当については5年間）の消滅時効期間が定められている。

民法については、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号。以下「民法一部改正法」という。）により、労基法第115条が設けられる際にその根拠となった使用人の給料等に関する短期消滅時効（1年間）が廃止されるとともに、一般債権に係る消滅時効については、①債権者が権利を行使することができることを知った時（主観的起算点）から5年間行使しないとき、又は②権利を行使することができる時（客観的起算点）から10年間行使しないときに時効によって消滅するとされた。

これを受け、賃金請求権は労働者にとって保護の必要性が高い債権であることや、労基法の消滅時効関連規定が労使関係における早期の法的安定性の確保や紛争の早期解決・未然防止の役割を果たしていること等を踏まえ、賃金等請求権の消滅時効の在り方について検討することが喫緊の課題となっている。

このような考え方にに基づき、当分科会において賃金等請求権の消滅時効の在り方について検討を行った結果は、下記のとおりである。

この報告を受けて、厚生労働省において、令和2年4月の施行に向けて、通常国会における労基法の改正をはじめ所要の措置を講ずることが適当である。

記

1 賃金請求権の消滅時効の起算点及び消滅時効期間について

賃金請求権は労働者にとって重要な債権であり、それが故に労働者保護を目的とする労基法において各種の保護規制が設けられている。現行の2年の消滅時効期間についても、民法の短期消滅時効の1年では労働者保護に欠ける等の観点から定められたものであり、今回の見直しにおいてはそうした点も踏まえて検討する必要がある。

一方、労基法上の消滅時効関連規定が労使関係における早期の法的安定性の確保、紛争の早期解決・将来的な紛争の防止の機能を果たしてきたことや、大量かつ定期的に発生するといった賃金請求権の特殊性を踏まえると、民法一部改正法とは異なる取扱いをすることも理論的には考えられる。

しかしながら、そもそも今回の民法一部改正法により短期消滅時効が廃止されたことが労基法上の消滅時効期間等の在り方を検討する契機であり、また、退職後に未払賃金を請求する労働者の権利保護の必要性等も総合的に勘案すると、

- ・賃金請求権の消滅時効期間は、民法一部改正法による使用人の給料を含めた短期消滅時効廃止後の契約上の債権の消滅時効期間とのバランスも踏まえ、5年とする
- ・起算点は、現行の労基法の解釈・運用を踏襲す

るため、客観的起算点を維持し、これを労基法上明記することとすべきである。

ただし、賃金請求権について直ちに長期間の消滅時効期間を定めることは、労使の権利関係を不安定化するおそれがあり、紛争の早期解決・未然防止という賃金請求権の消滅時効が果たす役割への影響等も踏まえて慎重に検討する必要がある。このため、当分の間、現行の労基法第109条に規定する記録の保存期間に合わせて3年間の消滅時効期間とすることで、企業の記録保存に係る負担を増加させることなく、未払賃金等に係る一定の労働者保護を図るべきである。そして、改正法施行後、労働者の権利保護の必要性を踏まえつつ、賃金請求権の消滅時効が果たす役割への影響等を検証し、6の検討規定も踏まえて必要な検討を行うべきである。

また、退職手当の請求権の消滅時効期間については、現行の消滅時効期間(5年)を維持すべきである。

2 賃金請求権以外の請求権の消滅時効期間について

これらの請求権は労基法上創設された権利であるが、これまでも民法の一般債権の消滅時効期間(10年)に関わらず、一律に労基法で2年間の消滅時効期間とされていることに加えて、以下の理由から、現行の消滅時効期間(2年)を維持すべきである。

(1) 年次有給休暇請求権

年次有給休暇は、労働者の健康確保及び心身の疲労回復等の制度趣旨を踏まえれば、年休権が発生した年の中で確実に取得することが要請されているものであり、仮に消滅時効期間を現行より長くした場合、この制度趣旨にそぐわないこと、また、年次有給休暇の取得率の向上という政策の方向性に逆行するおそれもあること。

(2) 災害補償請求権

災害補償の仕組みでは、労働者の負傷又は疾病に係る事実関係として業務起因性を明らかにする必要があるが、時間の経過とともにその立証は労使双方にとって困難となることから、早期に権利

を確定させて労働者救済を図ることが制度の本質的な要請であること。

加えて、労災事故が発生した際に早期に災害補償の請求を行うことにより、企業に対して労災事故を踏まえた安全衛生措置を早期に講じることを促すことにつながり、労働者にとっても早期の負傷の治癒等によって迅速に職場復帰を果たすことが可能となるといった効果が見込まれること。

なお、仮に見直しを検討する場合には、使用者の災害補償責任を免除する労災保険制度は当然のこと、他の労働保険・社会保険も含めた一体的な見直しの検討が必要である。

(3) その他の請求権(帰郷旅費、退職時の証明、金品の返還(賃金を除く。))

これらの仕組みは元来早期の権利確定を念頭に置いたものであることに加え、一般に労働契約が解消された後に長期間経過した場合には、労働者と労働契約を解消した使用者の間での権利関係を立証すること等が困難となり、それに伴い無用の混乱が生じるおそれがあるため、早期の権利確定のインセンティブを維持する必要があること。

※帰郷旅費：契約解除の日から14日以内

退職時の証明：労働者が請求した場合、遅滞なく交付

金品の返還：権利者が請求した場合、7日以内に返還

3 記録の保存について

労働者名簿や賃金台帳等の記録の保存義務については、紛争解決や監督上の必要から、その証拠を保存する意味で設けられていることを踏まえ、賃金請求権の消滅時効期間に合わせて原則は5年としつつ、消滅時効期間と同様に、当分の間は3年とすべきである。

4 付加金について

付加金については、割増賃金等の支払義務違反に対する一種の制裁として未払金の支払を確保することや私人による訴訟のもつ抑止力を強化する観点から設けられており、その請求期間については、賃金請求権の消滅時効期間に合わせて原則は5年としつつ、消滅時効期間と同様に、当分の間は3年とすべきである。

5 見直しの時期、経過措置について

(1) 施行期日

民法一部改正法による契約上の債権の取扱いを踏まえ、民法一部改正法の施行の日（令和2年4月1日）とすべきである。

(2) 経過措置

民法一部改正法の経過措置は、当事者は時効の対象である債権の発生原因である契約の締結時点における法律が適用されると予測し期待するのが通常であるという考えに基づき、施行期日前に締結された契約に基づく債権は改正前の法律が適用されることとしている。

一方で、仮に賃金請求権の消滅時効期間について民法一部改正法と同様の経過措置とした場合、同じ職場でも労働者単位で消滅時効期間が異なることとなり、労務管理等に混乱が生ずるおそれがある。

加えて、賃金債権は大量かつ定期的に発生するものであり、その斉一的処理の要請も強いことから、施行期日以後に賃金の支払期日が到来した賃金請求権の消滅時効期間について改正法を適用することとし、付加金の請求期間についても同様の取扱いとすべきである。

6 検討規定について

改正法の施行から5年経過後の施行状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じることとすべきである。

なお、労働者代表委員から、賃金請求権の消滅時効期間を原則5年、当分の間3年とすることについて、労基法の労働者保護という趣旨を踏まえ、改正法の施行から5年経過後の見直しにおいては、原則の5年とすべきとの意見があった。

作業環境測定法施行規則改正案要綱 個人サンプリング法を導入

2019年12月25日

労働政策審議会「妥当である」と答申

厚生労働大臣は、本日、労働政策審議会（会長 鎌田耕一 東洋大学名誉教授）に対し、「作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について諮問を行いました。

この諮問を受け、同審議会安全衛生分科会（分科会長 城内博 日本大学理工学部特任教授）で審議が行われ、妥当であるとの答申がありました。この答申は、作業環境測定に個人サンプリング法を導入するための措置です。

厚生労働省は、この答申を踏まえて、速やかに省令及び関係告示の改正作業を進めます。

※なお、省令等の公布は令和2年1月下旬、施行は

令和3年4月1日を予定しており、所要の経過措置を設けます。

【省令案要綱の趣旨】

- 労働安全衛生法第65条及び第65条の2においては、有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場で、政令で定めるものについて、必要な作業環境測定を行い、その結果の評価に基づいて適切な措置を講ずることを事業者に義務付けています。
- さらに、作業環境測定法第3条等において、上記作業場のうち指定されたもの（指定作業場）につ

いて作業環境測定を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業場で使用する作業環境測定士に実施させること又は作業環境測定機関に委託して実施することを事業者が義務付けています。

- 今般、「個人サンプラーを活用した作業環境管理のための専門家検討会」の報告書（平成30年11月6日公表）を踏まえ、指定作業場において作業環境測定を行う際のデザイン及びサンプリングとして、従来のものに加え、作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行うもの（個人サンプリング法）を新たに規定するため、所要の改正を行います。

作業環境測定法施行規則の一部を 改正する省令案要綱

第1 作業環境測定法施行規則の一部改正

- 1 事業者は、作業環境測定におけるデザイン及びサンプリングを個人サンプリング法（作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う作業環境測定に係るデザイン及びサンプリングをいう。以下同じ。）により行うときは、作業環境測定士のうち個人サンプリング法について作業環境測定法（以下「作環法」という。）第7条の登録を受けている者に実施させなければならないこととすること。
- 2 事業者は、個人サンプリング法を作業環境測定機関又は指定測定機関に委託するときは、個人サンプリング法について登録を受けている作業環境測定機関又は指定測定機関に委託しなければならないこととすること。
- 3 作業環境測定機関は、個人サンプリング法を行うときは、作業環境測定士のうち個人サンプリング法について作環法第7条の登録を受けている者に実施させなければならないこととすること。
- 4 作業環境測定士の登録事項に、作業環境測定士講習の講習科目のうち、個人サンプリング法に関する科目に係る講習を修了した者にあつては、個人サンプリング法を行うことができることを追加することとすること。
- 5 作業環境測定機関の登録事項に、6の基準を満たした者にあつては、個人サンプリング法を行うことができることを追加することとすること。
- 6 作業環境測定機関の登録基準に、個人サンプリング法を行おうとする場合にあっては、個人サンプリング法について作環法第7条の登録を受けている作業環境測定士が置かれていることを追加することとすること。
- 7 作業環境測定機関の業務規程で定めるべき事項に、個人サンプリング法を行うことができる場合にあっては、個人サンプリング法に関する事項を追加することとすること。
- 8 様式その他の事項について、所要の規定の整備を行うこと。

第2 施行期日等

- 1 この省令は、令和3年4月1日から施行することとすること。
- 2 次に掲げる準備行為及び経過措置等を規定することとすること。
 - ① 個人サンプリング法について、作業環境測定士等の登録証の書換えを行おうとする者は、この省令の施行の日までの間に登録講習機関が行う講習で都道府県労働局長が定めるもの（以下「特例講習」という。）を修了した場合、この省令の施行前においても、この省令による改正後の規定の例により、その申請を行うことができること等とすること。
 - ② 個人サンプリング法について、作業環境測定機関の業務規程の変更を行おうとする者は、当該者に属する作業環境測定士が特例講習を修了した場合、この省令の施行前においても、この省令による改正後の規定の例により、その届出を行うことができること等とすること。
 - ③ この省令の施行の際現に作業環境測定法施行規則第5条第1項第2号若しくは第3号に掲げる者又は第5条の2の規定により第2種作業環境測定士となる資格を有する者は、4の講習を修了した場合、個人サンプリング法に係る作業環境測定士の登録及び登録証の書換えを申請することができることとすること。

人生100年時代に向けた高年齢労働者の安全と健康 有識者会議報告書

2020年1月17日

厚生労働省発表

「人生100年時代に向けた高年齢労働者の安全と健康に関する有識者会議」の報告書を公表します
～エイジフレンドリーな職場の実現に向けて～

厚生労働省の「人生100年時代に向けた高年齢労働者の安全と健康に関する有識者会議」（座長：城内博日本大学理工学部特任教授）では、このたび、高齢者が安全で健康に働ける職場の実現に向けて取り組むべき事項に関する報告書をとりましたので、公表します。

人生100年時代を迎え、高齢者から若者まですべての人が元気に活躍でき、安心して暮らせる社会づくりが必要とされています。今後、60歳以上の雇用が一層進むものと予測される中、労働災害による休業4日以上死傷者のうち、60歳以上の労働者の占める割合は26%（平成30年）で増加傾向にあります。こうした状況を踏まえ、この有識者会議は、高年齢労働者の安全と健康に関して幅広く検討するため、令和元年8月から同年12月までに5回にわたり開催したものです。

有識者会議では、「経済財政運営と改革の基本方針2019～「令和」新時代：「Society5.0」への挑戦～」（令和元年6月21日閣議決定）で「サービス業で増加している高齢者の労働災害を防止するための取組を推進する」とされていることなどを踏まえ、高齢者の身体機能から長期的な推移や壮年者との比較からわかる特性を整理するとともに、年齢、性別、経験期間が労働災害の発生率に与える影響について分析するほか、高齢者の安全衛生対策に積極的に取り組んでいる企業などの担当

者や関連分野の有識者へのヒアリングを実施した上で、働く高齢者の安全と健康に関して幅広く検討を行い、事業者と労働者に求められる取り組み事項や、国および関係団体などが取り組むべき事項を取りまとめました。

厚生労働省はこの報告書を踏まえ、今年度中に高年齢労働者の安全と健康の確保に関するガイドラインを策定し、次年度に向けてその普及促進を図っていきます。併せて、令和2年度からは、ガイドラインに沿って高齢者の安全・健康の確保に取り組む中小企業への助成（競争的補助金）を実施する予定です。

報告書のポイントと項目

○今後に向けた課題と対応の方向性働く高齢者についても就業構造のサービス化、ホワイトカラー化が進展していく中で、様々な現業部門の安全衛生対策とともに、管理・事務部門の対策も重要

経験のない異なる業種、業務に転換（キャリアチェンジ）して就労し、業務に不慣れな高齢者が多くなることに留意

働く高齢者に特有の特徴や課題に対応していくことが重要。その際、フレイルやロコモティブシンドロームといった高齢期に現れてくる特徴も考慮が必要。その他、病気の治療と仕事の両立支援の視点を取り入れることも必要

働く高齢者に体力や健康状態が低下するという課題があるとしても、労働者が体力や健康の維持改善に努め、事業者が取組を進めることで、

高年齢労働者の安全衛生対策報告書

安心して安全に働くことが可能

- 高年齢者が働きやすい職場環境の実現のために(ガイドラインに盛り込むべき事項) 高年齢者が働きやすい職場環境を実現するため、労使の取組を促進するためのガイドラインを取りまとめることが適当
- 各事業者においてガイドラインを参考として、事業場の実情に応じた実施可能な取組を進めるよう期待

- (1) 事業者に求められる事項

① 全般的事項

経営トップによる方針表明・体制整備や危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

② 職場環境の改善

身体機能の低下を補う設備・装置の導入等(主としてハード面)や働く高齢者の特性を考慮した作業管理等(主としてソフト面)の改善

③ 働く高齢者の健康や体力の状況の把握

健康診断や体力チェックの実施による働く高齢者の健康状態の把握等

④ 働く高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

高齢者個人ごとの健康や体力の状況を踏まえて状況に応じた業務の提供

⑤ 安全衛生教育

経験のない業種、業務に従事する高齢者に対し、特に丁寧な教育訓練

(2) 労働者に求められる事項

自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組む

- 国、関係団体等による支援

ガイドラインの普及に向けた広報や、個別事

有識者会議報告書概要から



業場に対するコンサルティング、中小事業場における取組の支援(助成金等)

- 地域で取り組まれている健康づくりや健康保険の保険者との連携

生涯を通じた継続的かつ包括的な保健事業を展開するため職域保健と地域保健の連携を推進(地域・職域連携推進協議会)



※厚生労働省発表・報告書本文

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08912.html

「人生100年時代に向けた高年齢労働者の安全と健康に関する有識者会議」は2019年8月5日から2019年12月25日まで5回開催されているが、議事録・資料等は以下で見ることができる。

※https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05815.html

また、厚生労働省の政策分野別ホームページには、「高年齢労働者の安全衛生対策について」のページが設けられている

※https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714_00001.html

特殊健康診断項目、トンネル粉じん濃度測定、 林業関連ガイドラインの改正

2020年1月24日 厚生労働省発表

「労働安全衛生規則等の一部を改正する 省令案要綱」の諮問と答申

最新の医学的知見等を踏まえ、化学物質
取扱業務従事者に係る特殊健康診断の
健診項目を見直します

厚生労働大臣は、2020年1月24日、労働政策審議会（会長 鎌田耕一東洋大学名誉教授）に対し、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」について諮問を行いました。この諮問を受け、同審議会安全衛生分科会（分科会長 城内博日本大学理工学部特任教授）で審議が行われ、同審議会より妥当であるとの答申がありました。

厚生労働省は、この答申を踏まえて、速やかに省令の改正作業を進めます。

※なお、省令等の公布は令和2年2月下旬、施行は2020年7月1日を予定しており、所要の経過措置を設けます。

【改正の趣旨と内容】

●改正の趣旨

労働安全衛生法に基づく特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等が制定されてから40年以上が経過し、その間、医学的知見の進歩、化学物質の使用状況の変化、労働災害の発生状況など、化学物質による健康障害に関する事情が変化しています。

このため、専門家による検討会を開催し、国内外の研究文献等を踏まえ、化学物質取扱業務従事者に係る特殊健康診断の健診項目の見直しにつ

いて検討し、その結果に基づき、関係省令の改正を行うものです。

●改正の内容

- ・ベンジジン等の尿路系腫瘍を発生させる特定化学物質（11物質）の健診項目について、最新の知見を踏まえて設定されたオルト・トルイジンの健診項目と整合させること。
- ・トリクロロエチレン等の特別有機溶剤（9物質）について、発がんリスクや物質の特性に応じた健診項目に見直すこと。
- ・重金属（3物質）について、四アルキル鉛の健診項目等を鉛の健診項目等と整合させるとともに、カドミウムについて最新の知見を踏まえた健診項目に見直すこと。
- ・以上23物質の改正に加え、最新の知見等を踏まえ、効果的・効率的な特殊健康診断を実施するための健診項目の整備を行うこと。

※https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09081.html

2020年1月30日 厚生労働省発表

「トンネル建設工事の切羽付近における 作業環境等の改善のための技術的事項に 関する検討会」の報告書を公表します

トンネル切羽付近における新たな粉じん
濃度測定・評価方法について提案

厚生労働省では、このたび、「トンネル建設工事の切羽付近における作業環境等の改善のための技術的事項に関する検討会」（座長：小山幸則立命館大学総合科学技術研究機構上席研究員）の

報告書を取りまとめたので公表します。

この検討会は、トンネル建設工事の作業環境を将来にわたってよりよいものとする観点から、最新の技術的な知見などに基づき、簡便で負担の少ない正確なトンネル切羽付近の粉じん濃度測定とそれに基づく対策を検討したものです。

今回の報告書では、切羽付近での測定を適切に実施するための定点測定や個人サンプリング^{※1}による測定などの詳細な方法を提示するとともに、作業環境の改善措置が適切かを判定する指標である「粉じん濃度目標レベル」について、現状の $3\text{mg}/\text{m}^3$ から $2\text{mg}/\text{m}^3$ 引き下げるべきこと、測定結果に応じた有効な呼吸用保護具の選択・使用すること、粉じんの発散を低減する新たな技術的対策の導入を図ることなどを提言しています。

厚生労働省は、この報告書を踏まえて、速やかに省令などの改正作業を進めます^{※2}。

※1 作業に従事する者の身体に試料採取機などを装着し試料空気 of の採取を行う測定方法です。

※2 省令（粉じん障害防止規則等）などの公布は令和2年6月以降順次、施行は令和3年4月1日を予定し、所要の経過措置を設けます。また、関連する大臣告示の公布後、関連ガイドラインを改正する予定です。

【報告書のポイント】

以下の項目について取りまとめました。

- 基本的事項について
- 測定の詳細事項などについて
- 粉じん濃度測定結果に基づく措置について
- 工学的対策など実施管理について
- 今後のスケジュールなど

※https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09173.html

2020年1月31日 厚生労働省発表

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」を改正しました

チェーンソーを用いた伐木等作業における安全水準の向上を一層推進

厚生労働省は、このたび、チェーンソーを用いた伐木等作業における安全水準の向上を推進するため、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日付け基発1207第3号）（以下「ガイドライン」という。）を改正しました。

この改正は、「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」（平成30年3月6日公表）を踏まえ、伐木、かかり木の処理及び造材の作業における労働災害並びに車両系木材伐出機械を用いた作業による労働災害等を防止するため、事業者が講ずべき措置等について、平成31年2月に労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第11号。以下「改正省令」という。）により、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）を改正したことに伴うものです。

厚生労働省としては、今後、このガイドラインの普及・定着に向けた周知の徹底や、啓発活動の実施に取り組んでいきます。

【改正の概要】

- (1) 改正省令による改正箇所に関する記載について、安衛則に基づく安全対策であることをより明確に示すこと。
 - (2) 「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」中で示された伐木等作業における安全対策の提言を踏まえ、伐木等作業における労働災害の防止のための作業計画の作成等の項目を追加すること。
 - (3) 伐木等作業の実態等を踏まえ、伐木等作業における労働災害防止対策その他関連する記載をより適切な表現に改めること。
 - (4) 「かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」（平成14年3月28日付け基安発第0328001号）に係る記載をガイドラインに明確に示すことにより、伐木等作業の安全を一体的に図ること。
- (※)改正省令の施行期日等について
- ・ 公布日：平成31年2月12日
 - ・ 施行期日：令和元年8月1日（一部（*）は公布日、

特別教育を必要とする業務に関する規定は令和2年8月1日)

(*) 修羅(しゅら)による集材又は運材作業、木馬道及び雪そり運材に係る規定の廃止。

【参考】ガイドラインの主な内容

(今般の改正により新設した項目には(新設)と記載)

- 1 趣旨・目的
 - 2 適用範囲
 - 3 事業者及び労働者の責務(新設)
 - 4 保護具等
 - 5 チェーンソーの取扱い方法等
 - 6 作業計画等(新設)
 - 7 チェーンソーを用いて行う伐木の作業
 - 8 チェーンソーを用いて行う造材の作業
- (別添1) チェーンソーを用いて行う伐木作業・造材作業に関する作業計画(新設)

(別添2) かかり木の処理の作業における安全の確保に関する事項(新設)

※なお、この改正により、「かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」に係る記載をガイドラインに明確に示すことにより、伐木等作業の安全を一体的に図ります。

※https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09175.html

2020年1月31日 厚生労働省発表

「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」を改正しました

労働災害が発生した時などの緊急時の連絡体制の整備・確立などを図り、被災労働者の早急な救護などを一層促進

厚生労働省は、このたび、労働災害発生時等の緊急時における連絡体制の整備・確立等を図り、被災労働者の早急な救護等を一層促進するため、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」(平成6年7月18日付け基発461号の3)(以下「ガイドライン」という。)を改正し

ました。

この改正は、「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」(平成30年3月6日公表)を踏まえ、伐木、かかり木の処理及び造材の作業における労働災害並びに車両系木材伐出機械を用いた作業による労働災害等を防止するため、事業者が講ずべき措置等について、平成31年2月に労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第11号。以下「改正省令」という。)により、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)を改正したことに伴うものです。

厚生労働省としては、今後、このガイドラインの普及・定着に向けた周知の徹底や、啓発活動の実施に取り組んでいきます。

【改正の概要】

- (1) 改正省令による改正箇所について、安全対策を定めること。
 - (2) 山林における通信を取り巻く環境等を踏まえ、林業の作業現場における緊急連絡体制その他関連する規定をより適切な表現に改めること。
- (※)改正省令の施行期日等について
- ・ 公布日:平成31年2月12日
 - ・ 施行期日:令和元年8月1日(一部(*)は公布日、特別教育を必要とする業務に関する規定は令和2年8月1日)
- (*) 修羅(しゅら)による集材又は運材作業、木馬道及び雪そり運材に係る規定の廃止。

【参考】ガイドラインの主な内容

(今般の改正により新設した項目はなし。)

- 1 目的
- 2 本ガイドラインの対象
- 3 緊急時における連絡体制等の整備
- 4 作業開始前の連絡の方法の確認等
- 5 作業現場における安全の確認等
- 6 労働災害発生時の連絡等
- 7 教育訓練の実施

※https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09178.html



ドキュメント

アスベスト禁止をめぐる世界の動き



2014～18年石綿管理・啓発国家戦略計画最終報告書

Asbestos Safety and Eradication Agency, Australia, 2019.4.15

はじめに

2014～2018年アスベスト管理・啓発国家戦略計画 (NSP 2014-2018) 最終報告書はわれわれにとって、過去5年間、オーストラリアにおけるアスベスト関連疾患 (ARDs) の根絶というわれわれの目的に向けて共に取り組んだすべての関係者の集団の実績を反映・祝福する機会である。

NSP 2014-2018は、オーストラリア中におけるアスベスト啓発・管理の努力を指揮・調整するための枠組みの提供において重要な役割を果たしてきた。

NSP 2014-2018の期間中に、126の取り組みが終了したと報告され、また、60以上の取り組みが計画の次の段階に継続される予定で、アスベストの啓発・管理への積極的な関与が示された。

進展があったとはいえ、オーストラリアの有害なアスベスト遺産の広がり、われわれの目的を達成するための効果的な遺産管理を確実にするためにさらなる取り組みが必要であることを意味している。

この最終報告書は、いくつかの達成された実績を明らかにするとともに、以下を含め、NSP 2014-2018に対する進歩を達成するために重要な意味をもった過去5年間に実行された取り組みの主要な要素を導き出す。

- ・ベストプラクティス・アプローチが用いられるようにするための情報共有



- ・啓発・管理を改善するために対処されなければならない重要な領域の確認
- ・単一の目的に向かって政府と非政府諸組織が共に取り組む調整されたアプローチ
- ・取り組みを知らせるための証拠の構築の重要性を認めた段階的アプローチ

NSP 2014-2018の評価は、より大きな協力のためのいくつかの重要な教訓を明らかにするとともに、機会を確認した。今後、関係する役割と責任の一層の明確化と、関与と義務を示すためのよりの

絞った活動が、オーストラリアにおけるARDs根絶に向けてなされる進歩を増強するだろう。

背景

2012年にアスベスト管理レビューは、オーストラリアのアスベスト遺産に対処するために、緊急かつ系統的な全国規模での取り組みが必要とされていることを明らかにした。レビューは、オーストラリア中においてアスベスト関連諸問題に対処する努力をよりうまく推進、集中及び調整するための国家戦略計画の策定を提案した。

2015年8月に、労働安全衛生に責任をもつ連邦、州及び準州の諸大臣(WHS大臣)は、オーストラリアにおけるアスベスト関連疾患根絶のための段階的アプローチの概略を示したNSP 2014-2018を承認した。第1段階は2014～2018年に実施され(NSP 2014-2018)、第2段階は2019～2023年に進行される(NSP 2019-2023)。

NSP 2014-2018は、以下の6つの戦略を含んでいた。

- ・啓発[Awareness]
- ・ベストプラクティス[Best practice]
- ・確認[Identification]
- ・除去[Removal]
- ・調査研究[Research]
- ・国際的リーダーシップ

アスベスト安全・根絶機関(ASEA)がNSP 2014-2018の実施を調整・報告した。第1段階の間にASEAは、州、準州及びオーストラリア政府諸機関によって実施された取り組みの年次進捗報告書を発行した。

本報告書は、関係する連邦、州及び準州の諸機関が完了した成果を挙げた取り組みの事例に焦点をあてる。また、NSP 2014-2018の実施に対するASEAの貢献について詳述する。

一目でわかる実績

アスベストの「ライフサイクル」の4つの要素－確認、管理、除去及び廃棄－は連結している。このため、NSP 2014-2018の諸戦略に対して各年に報告された取り組みの数には変動がある。

戦略別の報告された取り組み数

	2015 - 2016	2016 - 2017	2017 - 2018	2018 - 2019
啓発	24	27	26	21
ベストプラクティス	24	44	35	34
確認	26	30	21	15
除去	23	32	24	20
調査研究	13	12	9	7
国際的リーダーシップ	5	6	5	4

図1から4〔報告書では隔年ごとの棒グラフで表示されているが、別掲表にまとめた〕に示された取り組み数には、NSP 2014-2018の各年に実施、完了及び継続として報告されたすべての取り組みを含んでいる。これらの取り組みの各々は規模や性質において多様であり、成功の尺度の諸要素のひとつにすぎないことに注意することが重要である。

進歩のさらなる証拠は、本報告書の第1部及びNSP 2014-2018の期間中に発効された年次進捗報告書のなかで示されている。

NSP 2014-2018のもとですべての政府が、研究、啓発及びアスベストに関する実用的な情報の作成・流布に共に取り組んだ。第1段階で作成された知識と情報は、続く段階における目標と目的を知らせている。NSP 2019-2023の目的は、われわれの目的に集中し続け、次の5年間における啓発とアスベスト含有物質(ACMs)のより効果的な管理・除去の支援におけるわれわれの進歩の測定基準を提供することである。

第1部 取り組みと事例検討

すべての関係者が、共通の目的を実現するうえでの協力と調整の強さを実証する相当な数の取り組みを完了した。

戦略① 啓発

目標

アスベストを仕事で扱う、またはアスベストに曝露することによって引き起こされる健康リスクに関する一般の人々の意識を高める。

職業人や日曜大工(DIY)で修繕作業をする人

たちが、アスベストに遭遇した場合に何をするか知っていることはきわめて重要である。職業人やDIYで修繕作業をする人たちの啓発は、予想されるARDの次の波の経済的、社会的及び医療的費用を未然に防止するためにオーストラリアにとってきわめて重要である。

NSPのもとでの調整された啓発戦略は、諸管轄内において諸管轄当局によって展開される共同キャンペーンをともなった一貫したアスベスト・メッセージのコミュニケーションに役立つ。

NSP 2014-2018の影響

取り組まれた啓発活動には、以下が含まれる。

- ・「ワンストップ・ショップ」ウェブサイトの開発
- ・啓発キャンペーンの実施
- ・居住環境でACMsに接触する可能性のある人々を対象にした情報を含め、実用的かつ証拠に基づいた啓発情報の開発

成功事例

WorkCoverタスマニアとWorkSafeタスマニア、ASEAは2017年にアスベスト啓発キャンペーンの展開に協力した。それは、アスベストが初めて確認されたときにどのツールを使うべきかー回答はスマートフォンと問いかけた「使用するもっとも安全なツール」というメッセージを含んでいた。このメッセージと関連する情報源は、タスマニア中の人々の共感を呼ぶとともに、他の州や準州からもアクセスがあった。

ASEAは、国中で4回の年次国際会議を主催し、毎年増加する参加者をひきつけた。2018年の会議は、労働安全衛生や公衆衛生、環境を含め、幅広い産業から300人をこす専門家を迎えた。こうした会議は産業にとって、集まって情報交換やアイデア共有のほかにはない機会を提供した。

戦略② ベストプラクティス

目標

アスベストの管理、教育、輸送、保管及び廃棄におけるベストプラクティスを確認及び共有する。

ベストプラクティス・アプローチを共有することは、啓発やACMsの管理・除去に関して継続的改善が行われるようにするための効果的方法であること

を証明してきた。ベストプラクティス事例の検討は、NSP 2019-2023の目的と目標を達成するために活用され続けるべき貴重な情報源である。

NSP 2014-2018の影響

取り組まれたベストプラクティスには、以下が含まれる。

- ・災害管理計画の開発と災害計画におけるアスベスト管理慣行の見直し
- ・公共部門の労働者向けの啓発訓練の開発
- ・確認、除去及び廃棄物処理におけるベストプラクティスの確認及び共有
- ・遵守を向上させ、モデル実施基準を開発するための方針・法令の見直し

成功事例

アスベスト調整諸機関長 (HACA) を代表してNSW [ニューサウスウェールズ] 地方政府は、NSW カウンシル [地方自公団体] 向けのモデル・アスベスト政策を作成した。これは、カウンシルの労働者や地域社会がアスベストに関する重要な情報入手できるようにするために、カウンシルが健全なアスベスト政策を用意及び採用するのを助けている。この情報源の以下のように活用は相当なものであった。

- ・NSWカウンシルの72%がモデル・アスベスト政策を採用
- ・NSWカウンシルの99%がアスベスト情報を自らのウェブサイトで提供
- ・NSWカウンシル職員の100% (700名以上) がアスベスト・ワークショップ、フォーラム、討論グループまたは他の活動に参加
- ・400を超す出版物の発行 (アスベスト啓発資料、教育的ガイド、事例研究、ニュースレターの記事、提案)

ASEAは、訓練やアスベスト啓発のベストプラクティス・アプローチはもちろん、職業人、DIYで修繕作業をする人たちや企業向けのベストプラクティス・アプローチを実証するための多数の事例研究を開発した。2015年以降の年次NSP進捗報告書とASEAウェブサイト上で、合計34の事例研究を出版した。もっとも一般的な事例研究は、アスベストのない職場になるための取り組みを検討する

「Ergon Energy-アスベストを管理するための系統的アプローチ」だった。

戦略③ 確認

目標

アスベストの確認と等級付け及びACMsの所在に関する情報の共有を改善する。

構築環境内におけるACMsの確認は、回避可能なアスベスト繊維への曝露に対処するために不可欠であり、また、NSP 2014-2018の他のイニシアティブを下支えする。職場におけるACMsの確認は、建築登録を確立・維持するための要求事項であることはもとより、すべての管轄権の労働安全衛生法のもとでの要求事項である。

NSP 2014-2018の影響

取り組まれた確認活動には、以下が含まれる。

- ・ 違法に輸入されたACMsからの消費者の保護に関する緊急対応プロトコル及び情報の開発
- ・ 既存アスベストの確認及び等級付けのためのガイドラインの開発
- ・ 劣悪な状況にあるACMsの固定化及び封じ込め慣行の見直し
- ・ ACMsがオーストラリア社会に対するリスクを示すかもしれない優先地域の確認

成功事例

ビクトリア政府は、ビクトリア中の政府所有建物のアスベスト除去を対象及び優先順位付けするために専用の機関、ビクトリア・アスベスト根絶機関(VAEA)を設立した。VAEAは、政府建物のアスベストを除去するための長期計画を策定した。それは、既存アスベストの等級付けのための証拠に基づいたモデルを策定するとともに、ビクトリア政府建物のACMsについての統合化及び標準化された登録を作成している。

アスベストを問題を管理する連邦諸機関にまたがった政策及び規制の調整を確保するために、オーストラリア政府レベルでアスベスト部局間委員会が設立された。同委員会の目的は、サプライチェーンを通じたアスベスト管理におけるリスクとギャップを確認するとともに、それらを解決するための諸提案を調整することであった。

戦略④ 除去

目標

ACMsがリスクを示す優先地域を確認し、アスベストの安全な除去に対する障害を確認するとともに、アスベストの安全な除去のためのキャパシティとレートを推計するために管理及び除去インフラを見直す。

行われた取り組みは、除去のための実践的アプローチ、及び、ベストプラクティス除去戦略への政府による投資がいかに価値があり、また地域社会に利益をもたらすかを実証した。

NSP 2014-2018の影響

取り組まれた除去活動には、以下が含まれる。

- ・ ACT[首都特別地域]とNSWにおけるバラ詰めアスベスト根絶計画
- ・ 住宅部門と地方政府のためのACMsの安全な除去の障害の確認
- ・ 家屋、職場及び環境にACMsが存在しているかもしれない優先地域の確認
- ・ 有害廃棄物管理政策及び規則見直し作業に知らせるための諸研究の活用

成功事例

北部準州コックス・ペニンシュラのオーストラリア政府による改善は、相当な仕事であった。コックス・ペニンシュラは、ACMsへの潜在的曝露及びその他の汚染によって人間の健康に対する相当なリスクを引き起こした。地域社会を守り、土地を元の所有者に変換できるようにするためには、改善が必要とされた。

バラ詰めアスベスト断熱材根絶計画を調整するために、2014年にアスベスト対応タスクフォースが設立された。この計画は、ACT中におけるバラ詰めアスベスト断熱材(Mr Fluffy)により影響を受けたほぼ千の施設の買収及び解体に関わるものだった。タスクフォースの統計は、影響を受けた施設の93%以上が影響を受けた住宅施設登録から除かれたことを示している。影響を受けた施設の多くがいまや解体され、新たな家屋が建設されたことにともない、地域社会の人々が残された影響を受けた施設を確認できるようにするために同登録は出版された。

戦略⑤ 調査研究

目標

アスベスト曝露及びARDSの予防に対する調査研究を委託、監視及び促進する。

NSP 2014-2018の期間中に収拾された証拠は、政府と非政府諸機関が、第2及び第3段階における取り組みを優先順位付け及び計画できるようにするだろう。

NSP 2014-2018の影響

取り組まれた調査研究活動には、以下が含まれる。

- ・ ナショナル・アスベスト・プロファイル(NAP)の策定
- ・ ARDの経済的負荷及び将来の中皮腫負荷の推計
- ・ 辺境の先住民社会に対するオーストラリアのアスベスト遺産の影響の調査
- ・ 2014年、2016年及び2018年のアスベストに対する意識及び姿勢に関する全国ベンチマーク調査の実施
- ・ 疫学研究を支援するための情報を収集するデータベースの構築

成功事例

オーストラリア国立大学の国立疫学・公衆衛生研究所によって実施されたACTアスベスト健康調査は、バラ詰めMr Fluffyアスベスト断熱材のある住宅に住むことの健康影響に対する2年間の調査だった。それは、Mr Fluffy住宅に住む男性における中皮腫の率が、そうした住宅に住んでいない男性におけるよりも2.5倍高いことを見出した。また、女性には中皮腫の症例はなく、Mr Fluffy住宅に住むことと中皮腫との関係は、人々が労働を通じてアスベストに曝露する調査においてみられるよりもはるかに弱いこともわかった。

ASEAは、アスベスト関連疾患の根絶に関する情報を提供するとともに、ベースラインの状況を決定的ために、NAPを策定した。NAPには、様々な種類のアスベストの消費量、現在及び過去の曝露によりリスクにさらされている人口、監督及び曝露限界執行のための制度、及びアスベスト関連疾患

の社会的・経済的負荷、に関する情報を含んでいる。オーストラリアのNAPは、ナショナル・プロファイルに関する世界保健機関によって提案された報告の構造にしたがっている。

戦略⑥ 国際的リーダーシップ

目標

アスベスト採掘及び製造の地球規模の禁止のための世界的キャンペーンにおいて、オーストラリアがリーダーシップの役割を果たし続ける。

2012年アスベスト管理レビュー報告書は、オーストラリアは、それによってわれわれの国家政策位置を達成する、アスベストとACMsの生産・貿易における世界規模の全面禁止を実現するために、国際的リーダーシップの役割を果たす倫理的義務があると考えた。

NSP 2014-2018の影響

取り組まれた国際的リーダーシップ活動には以下が含まれる。

- ・ アスベスト啓発・管理に対するオーストラリアのアプローチに関する知識と情報の共有
- ・ 他の諸国が独自のアスベスト関連疾患根絶のための国家計画を形成するのを援助
- ・ ロッテルダム条約付録Ⅲの有害化学物質リストへのクリソタイル・アスベストの搭載のための政府全体によるアドボカシー

成功事例

ASEAは東南アジア諸国が、アスベストの生産・使用に関する国の禁止の導入に向けて取り組むのを援助した。ASEAは、ベトナム、カンボジア及びラオス人民共和国の政府が、世界保健機関のガイドラインに沿ってナショナル・アスベスト・プロファイルを最新化し、また、国の禁止に向けた公式のロードマップを開発するうえで助言と援助を提供した。

外務貿易省は、あらゆる援助投資が労働者と地域社会をアスベストに曝露させる潜在的リスクについてスクリーニングされるようにする、援助計画のための環境・社会保障政策を実施した。



※<https://www.asbestosafety.gov.au/research-publications/national-strategic-plan-asbestos-management-and-awareness-2014-2018-final>

2019～2023年石綿管理・啓発国家戦略計画

Asbestos Safety and Eradication Agency, Australia, 2019.11.18

はじめに

いかなるオーストラリアの住宅、職場または環境も、人々を疾病や死亡を引き起こすかもしれないアスベスト繊維に曝露させてはならない。

1960年代からオーストラリアは、アスベストの採掘、製造及び使用を漸進的に制限及び禁止するうえで世界のリーダーであった。われわれは、さらなる確固とした行動なしには、オーストラリア人はアスベスト繊維への曝露により深刻に病気になり続けるか、死に続けるだろうことを認識した。われわれは2003年12月31日にアスベストの採掘、製造及び使用に全面禁止を課した。

しかし、過去のアスベスト使用はわれわれを、有害な遺産とともに残している。われわれは、世界のどの国よりもっとも高いアスベスト関連疾患の率をもっている。毎年約4千人が現在、過去のアスベストへの曝露により死亡しており、これはオーストラリアの年間交通事故死の数の2倍以上である。

多くの公共・民間の建物、住宅やインフラが、大量の経年劣化したアスベスト含有物質 (ACMs) を含んでいる。さらなる疾病と死亡を予防するためこの遺産に対処するために、警戒と積極的な行動が必要である。

われわれの2014～2018年アスベスト管理・啓発国家戦略計画のもとで、すべての政府が研究、啓発及びアスベストに関する実用的情報の開発・流布に共に取り組んだ。

オーストラリアはこの計画のもとで著しい進歩を遂げたが、残されたアスベスト遺産に効果的に対処していくためにはなお長い道のりがある。

2019～2023年アスベスト管理・啓発国家戦略計画 (NSP 2019-2023) は、以前の計画の進歩の上に構築される。それは、政府のすべてのレベルにおける現行のアスベスト政策・行動を捕捉及び強化するものである。

意識を向上させ、ACMsのより効果的な管理・除去を支援するために、われわれはオーストラリア中における実践的で、的を絞った、進行中の取り組み

を調整する必要がある。われわれは、除去を行うときに生じるかもしれないリスクはもちろん、既存のACMsにおけるリスクとの双方を管理する必要がある。アスベスト管理・除去アプローチは、同じリスク管理連続体の一部である。

本計画のもとで、企業、労働組合、個々の組織、アドボカシー・グループ、研究者や地域社会のメンバーとともに、政府と規制諸当局は、調整され、より効果的なアスベスト管理を支援するために共に取り組むだろう。オーストラリアが責任をもってACMsを管理・廃棄するだろうという地域社会の期待をはたすために、法律が強力に執行されるだろう。

共に取り組み続けることによって、われわれは、一貫し調整された啓発メッセージとアスベスト管理アプローチを確保することにより、より効率的、効果的及び経済的になるだろう。

われわれは、不十分なアスベスト管理による現在及び将来の公衆衛生上の脅威に対する、深刻な社会の懸念を理解している。われわれの手段的取り組みを長期的変化を支援することに集中するために、われわれは9つの目標に絞った。アスベスト安全・根絶機関 (ASEA) が、今後5年間にわたる



NSP 2019-2023の調整に責任を持つ。

以下と協力してオーストラリア政府：
ニューサウスウェールズ州(NSW)政府／
ビクトリア州(VIC)政府／クイーンズランド州
(QLD)政府／西オーストラリア州(WA)政府
／南オーストラリア州(SA)政府／タスマニア
州(TAS)政府／オーストラリア首都特別地域
(ACT)政府／ノーザンテリトリー政府
(NT/北部準州)政府

概観

われわれの目的は、アスベスト繊維への曝露を防止することにより、オーストラリアにおけるアスベスト関連疾患を根絶することである。

これをするためには、われわれの家庭、職場や環境におけるアスベストの有害な遺産に効果的に対処する必要がある。

NSP 2019-2023は、戦略的取り組みを集中させる4つの国家的優先課題を設定している。合わせてこれらの優先課題は、アスベスト啓発・管理を改善することに狙いを定めている。

1. 行動の変化に影響を与えるための啓発の改善

態度や行動を変えるためには、労働者・地域社会に対して、アスベスト含有物質(ACMs)の潜在的健康リスクに関する正確かつタイムリーな情報を提供しなければならない。政府と地方公共団体は協力して、家庭、職場や環境におけるACMsのリスクに関する信頼でき、わかりやすく、実際のかつ広く利用可能な情報を提供する。

この優先課題のもとでの戦略的取り組み

- ・地域社会と労働者向けの、狙いを定めた包括的かつ全国的に一貫したアスベスト啓発アドバイス・情報キャンペーンの生産
- ・家庭、職場や環境におけるアスベスト安全に関する追加の実際的情報資料の製作
- ・アスベスト繊維への曝露のリスクにさらされている、またはACMsに関する決定を行う者のための教育・訓練の改善
- ・全国・管轄レベルにおけるアスベスト関連情報の

信頼できる単一の情報源の創設または維持

- ・強力な啓発メッセージの開発の継続
- ・政策・慣行を改善させるための、アスベスト関連疾患(SRDs)に関する調査研究・情報の拡大及び共有

2. 確認及び効果的な遺産管理

数多くの家庭、公共・商業用建築物・インフラが、すでに製品寿命を終えているか、間もなく終えるであろう、大量のACMsを含有している。アスベスト繊維への曝露を防止するためには、この物質が正しく確認され、適切に除去されるまで安全な状態で維持されることが必要である。それでもなお、自然災害や緊急事態が、それまで安全に含有されていた物質を攪乱することもあるだろう。

この優先課題のもとでの戦略的取り組み

- ・ACMsの確認・等級付けのための強固なモデルの確認及び促進
- ・家庭、商業用・公共検知物、インフラや土壌中にACMsが存在している場所の全国的描写を開発するための協力
- ・家庭、職場や環境中でACMsを固定・封じ込める方法に関する実際的かつ効果的な情報の促進
- ・アスベスト含有土壌の効果的な管理の奨励
- ・緊急事態・自然災害計画のタイムリーな見直し・改訂の確保
- ・すべての家屋、建物、インフラや土壌について、販売時におけるACMsに関する情報の提供の確保
- ・アスベストに関連する法的枠組みの改善及び調整
- ・規制当局による関連する法律の効果的な遵守・執行の確保

3. 安全かつ優先順位づけされた除去及び効果的な廃棄物管理

ACMsが悪い状態で健康と安全にリスクを提示する場合には、アスベスト繊維への曝露のリスクを防止するために除去される必要がある。これは、入念な計画と予算計上を必要とする。また、リスクに応

じて優先順位付けされた除去のためのスケジュールとプロセス、次いで安全な輸送、保管及び廃棄を必要とする。

この優先課題のもとでの戦略的取り組み

- ・ アスベスト関連の訓練の質の改善及びライセンス供与制度の効果的な監視の確保
- ・ 優先順位付けされたACMs除去についての現行のツールの検証、促進及び活用の確保
- ・ 政府が所有及び管理する建物、土壌やインフラからのACMsの優先順位付けされた除去に関する管轄政策の策定及び共有
- ・ 商業用施設所有者による建物、土壌やインフラからのACMsの除去の優先順位付け
- ・ 家庭からのACMsの安全な除去・廃棄を促進するためのインセンティブの開発
- ・ ACMsの廃棄物処理施設のアクセスしやすさ、利用しやすさの改善

4. 国際協力及びリーダーシップ

不幸にもオーストラリアは、相対的に世界最大の人口当たりアスベスト生産・使用者のひとつであった。アスベストとACMsの生産と貿易の両方を禁止するキャンペーンを支援するために、とりわけわれわれの地域で、いま自らの経験を積極的なやり方で活用することは重要である。オーストラリア・国際諸機関における効果的な協力、影響力行使や投資も、輸入者がオーストラリアの禁止を理解・遵守し、オーストラリアへのACMsの違法な輸入をやめるのを助けるだろう。

この優先課題のもとでの戦略的取り組み

- ・ 関係する国際機関に対する、アスベストの採掘、製造及び使用の禁止に関するオーストラリア政府の立場の提示の継続
- ・ 国際イベントにおける、アスベスト啓発、管理及び根絶へのベストプラクティス・アプローチの共有
- ・ 積極的な国際的関与を通じた、ACM輸入リスクの確認及び管理
- ・ ACMsがオーストラリアに入ってくるのを防止するための輸入サプライチェーンの教育の継続

国家的目標

高い国家目標のセットを示すことは、われわれが今後5年間焦点を当て続け、進展を測定するのに役立つだろう。ARDsの長い潜伏期間のために、これら疾患の発症率に関するあらゆるデータは、歴史的な曝露と過去におけるわれわれの行動の失敗を反映するだろう。国家的目標は、われわれの焦点が明確に、現在及び将来におけるアスベスト繊維への曝露を防止することに置かれていること確保している。NSP 2019-2023の目標は、4つの国家的優先課題の各々のもとでの戦略的取り組みをわれわれがいかに効果的に結び付けるかを反映している。われわれの2023年目標は以下のとおりである。

- ① ACMsの健康リスク及び情報を入手する場所に関する認識の向上：作業がACMsに接触させることになる職業人すべて、ACMsがある職場の労働者すべて、家屋の所有者・居住者の80%、施設管理者・不動産業者の80%。
- ② すべての政府が、公的に所有及び管理する建物、土壌及びインフラにおけるACMsに関連したリスクの確認及び評価を終えている。
- ③ すべての管轄が、公共建築物・インフラからACMsのリスクに応じて優先順位付けされた安全な除去、及び当該物質の安全な除去のためのスケジュールとプロセスをもっている。
- ④ すべての規制機関が、アスベスト遵守計画をもち、かつ、実施している。
- ⑤ 法律によってアスベスト登録を維持していることを要求されるすべての商業用建物が、最新の登録と積極的に実施されている管理計画をもっている。
- ⑥ すべての規制機関が、違法な廃棄・輸入を含めた、アスベスト関連法の重大な既知の違反を調査、起訴及び処罰している。
- ⑦ アスベスト廃棄物のより容易かつ安価な処分。
- ⑧ 東南アジア・太平洋におけるアスベスト生産・使用の禁止に影響を及ぼし、進展している。
- ⑨ 居住環境における、アスベスト関連物質が存在している可能性を評価する、証拠に基づいた全国的描写を開発している。

すべての戦略的取り組みの計画・実施を

手引きする5つの原則

- ① 証拠に基づいた意思決定－決定と優先順位付け設定を知らせるために、われわれは質の高いオーストラリア・国際的証拠を確認、分析及び普及し、ギャップが存在する場合には国家的データ・調査研究を委託する。強固な測定基準は、NSP 2013-2023の諸目標に対する、管轄をまたがった透明な比較と進展の経時的な測定を可能にするだろう。
- ② 協議、連携及び協力－アスベストの計画・管理はすべての層の政府及びビジネスや主要な非政府組織とのパートナーシップが関わることから、われわれの取り組みは丁寧な協議、連携及び協力をを用いて計画及び実行される。アスベストは重大な社会的関心事であり、必要な場合には社会の関係するメンバーとの連携が追求される。
- ③ 透明性－われわれの取り組みは、関係者が関連する適切な情報へのアクセスをもてるようにするために、開かれた透明なやり方で開発及び実施されるだろう。実用的である限り、われわれの取り組みは評価され、結果は共有及び公けに報告される。
- ④ 予防原則－NSP 2019-2023のあらゆる取り組みにおいて、すべてのオーストラリア人に対するアスベスト曝露にリスクが考慮及び対処されるよう確保するために、積極的かつ慎重なアプローチが用いられるだろう。
- ⑤ ベストプラクティスの共有－われわれの取り組みとNSP 2019-2023の資源は、われわれの対象者に適合し、革新性を向上させ、管轄をまたがった重複を減らし、継続的改善を促進するように設計されるだろう。

われわれのコミットメントを実行に移す

NSP 2019-2023の資源は、われわれの集団的努力と持続的行動に左右される。われわれの目的と目標を達成するために、ASEAは、関係者もまた積極的に支援することのできる、すべての層の政府のための国家的取り組みを手引きする支援計画を開発するだろう。これは、ASEAのウェブサイト公表

される予定である。

国家計画は、われわれの目標を達成するために、推奨される戦略的取り組み、なされる必要のあることの概要、それをする必要のある者及びなされる必要のある時期を含む。

管轄の計画・戦略課題は、これまでになされた進展の成功はもちろん、勧告を知らせるだろう。

集中し続ける：進展の監視、評価及び報告

NSP 2019-2023の署名者は、可能な限り、その管轄や地域の行動計画を、国家的優先課題と戦略的取り組みと連携させる。

すべての署名者は、ASEAと及び相互にその行動計画を冠し、評価及び報告する。われわれは、われわれが効果的に協力し、成功と課題を共有する場合にのみ、目的と目標を実現するであろうことを理解している。

ASEAは、以下によって、国家的優先課題と戦略的取り組みを支援する。

- ・ 調査研究を調整、監視及び委託する。
- ・ 国家的目標に対するパフォーマンスを追跡する。
- ・ 署名者の戦略的取り組みを照合し、パフォーマンスギャップが確認される場合には、新たな取り組みを勧告する。

NSP 2019-2023が順調に進行し続けるのを助けるために、ASEAはまた、すべての関係する諸大臣に提供され、そのウェブサイト上に公表される、年次進捗報告書を作成する。

NSP 2019-2023の中間レビューは、必要な場合には国家的優先課題、戦略的取り組みまたは目標を改訂する機会を提供するだろう。

アスベスト安全・根絶評議会は、NSP 2019-2023の諸目標の首尾よい実現を支援するために、継続的なガイダンス、助言や勧告を与えるだろう。

合わせて、次の5年間にわれわれは、オーストラリアにおけるアスベストの有害な遺産の終焉に向けて進むために、投資し、学習し、われわれの成功を祝福・促進するだろう。



※<https://www.asbestosafety.gov.au/research-publications/national-strategic-plan-asbestos-management-and-awareness>

9/11による中皮腫死亡は来たるべきものの前兆のはじまり

Asbestos.com, 2019.11.14

悪性中皮腫が、2001年のニューヨークに対する9/11テロリスト攻撃に続く救助、復旧、清掃の努力と直接結びついた最新の致死性のがんになった。

長く続いた脅威が現実のものになった。

マンハッタンが主として世界貿易センターの破壊によって生じたアスベストの混じった粉じんの有毒な雲に飲み込まれてから18年後、9/11を原因とする胸膜中皮腫による最初の死亡が記録された。

ペンシルバニアの南西部のニック・ウルスタ(52歳)は、このまれながんと1年にわたる闘病のすえ亡くなった。

職業が建設労働者と消防士であったウルスタは、復旧努力を支援するために攻撃の翌日にニューヨークに到着したホワイトオークEMSチームのメンバーだった。

同じくグラウンド・ゼロで支援活動を行った彼の妻、マーガレット・ウルスタは、ピッツバーグ・ポスト・ガゼットに対して、ピッツバーグ医療センターで彼の治療に当たったがん専門医らは、彼の死は9/11清掃・復旧活動中の激しいアスベスト曝露が原因だとして話した。

「私はまったく驚かない」と、ミシガン州ロイヤルオークのボーモントがんセンターのがん専門医クレイグ・ステーブンス博士は、Asbestos.comの中皮腫センターに対して話した。「もっとあるだろうと確信している。それは建物が崩壊直後の知られたリスク

である」。

ウルスタの死は、来たるべきものの前兆のはじまりかもしれない。

中皮腫は主として、世界貿易センターの倒壊と火災によって解放された有毒混合物の一部だった、顕微鏡でしか見えないアスベスト繊維の吸入または接種によって起こる。

世界貿易センター登録によれば、41万の人々が大気中のアスベストやセメント粉じん、ディーゼルオイル、鉛、水銀、金属、粒子、他の発がん物質を含む、無数の化学物質に曝露した。

曝露したのは一警察官や消防士などの一第一対応者(レスポnder)、復旧・清掃労働者やあらゆる場所で支援したボランティアたちだった。

彼らにはまた、登録制度が生存者(サバイバー)と呼ぶ者たち一被災地域で働き、住み、または学校に行った者も含まれる。

応答者と生存者を含む14,000件を超すがんが、9/11関連疾患を監視する世界貿易センター保健プログラムによって報告されている。

このプログラムは、地域に残存した毒性と関連する可能性のある一中皮腫を含む一60種類以上の様々ながんをカバーしている。

WTC保健プログラムの記録によれば、もっとも報告の多い上位10のがんは以下のとおりである。

① 皮膚の非黒色腫

豪:森林火災後のアスベスト対策

昨年から深刻な森林火災が続くオーストラリアでは、関係行政機関が、とりわけ避難先から被災した家屋に戻る際の清掃・廃棄物処理に焦点をあてながら、アスベスト安全対策への注意喚起を呼びかけている。

アスベスト安全・根絶庁の「森林火災後のアスベスト安全」ページ: <https://www.asbestossafety.gov.au/news/asbestos-safety-after-bushfires>

ここからニューサウスウェールズ、ビクトリア、ノーザン・テリトリー、クィーンズランド、サウス・オーストラリア、ウエスタン・オーストラリア、タスマニア各



政府の関連ページにもアクセスできる。

- ② 前立腺がん
- ③ 乳がん
- ④ 皮膚の黒色腫
- ⑤ リンパ腫
- ⑥ 甲状腺がん
- ⑦ 肺/気管支がん
- ⑧ 腎臓がん
- ⑨ 白血病
- ⑩ 上皮内がん(皮膚がんの種類)

専門家が真に9/11を原因とするものの数についての議論が続いているなかで、がんを診断され、保健プログラムに登録された千人以上がすでに亡くなっている。

登録記録によれば、2001年に第一対応者の平均年齢は37歳だった。この集団の平均年齢は現在55歳で、一般人口においてがんがより高頻度になる時期である。

様々な研究によれば、救助・復旧活動に関わった者は一般人口よりも5～30%、それらのがんを発症する可能性が高そうである。

それらのうちのある研究は、9/11粉じんに曝露した消防士は一般人口の者よりも19%がんを発症する可能性が高いことを見出した。

これまでのところ、WTC保健プログラムに登録された中皮腫の事例はきわめてわずかで、それらわずかの者について、曝露が9/11またはそれ以前の職業によるものか議論されている。

中皮腫は2012年にWTC保健プログラムがカバーするがんのリストに追加された。

これまでにグラウンド・ゼロにいた約400人が、アスベスト曝露に関連する別の重篤な疾病である石綿肺と診断されている。

9/11に関連する中皮腫死亡が少ないことの最大の理由は、アスベストへの曝露とこの疾病の診断との間の潜伏期間だった。

中皮腫が症状を示すには、典型的には20年から50年かかる。

ミシガンのスティーブンスやニューヨークのマウントサイナイ病院の胸部外科医ラジャ・フロアーズなどの中皮腫専門家は、9/11に由来する新たな症例の流れはこれからやってくると強く信じている。

「われわれは18歳だ。より感受性のある者、遺伝的素因のある者、または別に遺産アスベストに曝露した者など、ここに1人、またはそこに2人みるかもしれない」と、フロアーズはAsbestos.comに対して話した。「25年から30年たったら、症例の急上昇をみることになるだろう」。

元はニューヨーク市における救助・復旧活動に関わったフロアーズは、中皮腫の到来は避けられないと語る。

「がんを引き起こすことを知っている[アスベストなどの]ことに人々を暴露させれば、彼らはがんになるだろう」と彼は言う。「これは一種の頭を使う必要のないこと、まさに常識である。悲しいことに、それがわれわれが予測していることだ」。

※[https://www.asbestos.com/](https://www.asbestos.com/news/2019/11/14/september-11-mesothelioma-death)

news/2019/11/14/september-11-mesothelioma-death



賛助会員、定期購読のお願い

全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)は、1990年5月12日に設立された各地の地域安全(労災職業病センター)を母体とした、働く者の安全と健康のための全国ネットワーク。月刊誌「安全センター情報」は、ここでしか見られない情報満載。

- 購読会費(年間購読料):10,000円(年度単位(4月から翌年3月)、複数部数割引あり)
- 読者になっていただけそうな個人・団体をご紹介下さい。見本誌をお届けします。
- 中央労働金庫亀戸支店「(普)7535803」
郵便払込講座「00150-9-545940」
名義はいずれも「全国安全センター」

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
PHONE(03)3636-3882 FAX(03)3636-3881



築地市場解体工事に伴うアスベスト撤去

東京●リスクコミュニケーションの実施 ④

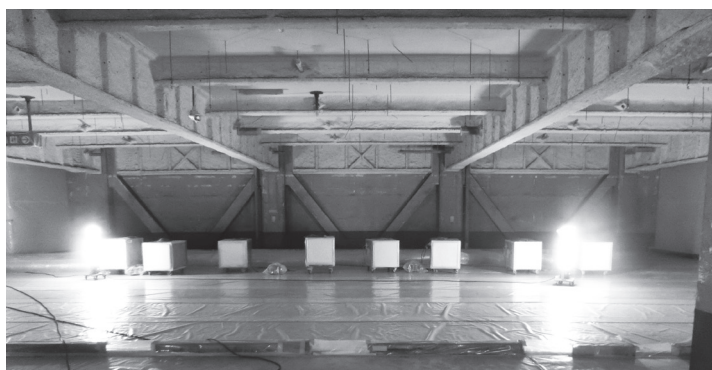
旧築地市場で繰り返し行われたアスベスト除去の養生検査では、アスベスト粉じん飛散防止対策のうえで、いままであまり検討されてこなかった重要なポイントが視覚化され、問題点が洗い出された。

水産立体駐車場 アスベスト除去工事

前回の養生検査の紹介の中で、養生内でダクトを延長し、スモークテストで吸引のようすを検討したことに言及したが、このテストは除去業者の協力を得て、同じ構造で同じ面積の空間で、繰り返し試験された。

試験は、築地市場敷地の最も晴海通りに近い、水産立体駐車場で実施された。この水産立体駐車場は、レベル1及び2のアスベストが大量にあった。この一棟の建物のレベル1、2のアスベスト除去だけで34か所に及んだ。34工区にわたって除去は順次行われ、それぞれ養生検査2回、完了検査2回、一部の養生前清掃検査を行ってきたので、ここだけで130～140回ほど繰り返し検査が行われたことになる。

8階建ての水産立体駐車場は、各階の天井に700mmほどの高さの分厚いH鋼の梁が張りめ



ぐらされ、すべての鉄骨の面は厚い吹き付け材で覆われ、4階から8階までの天井が同じつくりであった（写真）。分厚い吹き付け材は表面がきれいにコテ抑えされ、吹き付け材の中にはラスと呼ばれる針金が鉄骨に溶接されていた。そのため、除去作業は吹き付け材を簡単に剥がすことができずに難航した。

それぞれの階は2工区ずつに分けられ、アスベスト除去用の養生が設定された。天井梁の吹き付け材のほかに、1階から8階の各階は、床から60cmほどの高さまで、アスベスト含有塗材が施工されていた。そのほか、各階に4か所ずつ設置されたシャッターボックス周囲にも吹き付けアスベストが梁部分にあり、4階から上の養生とは別に、1階から3階まで養生が設置された。

この建物の屋上には、消火栓を設置した小さな構造物が2か所あり、それぞれの内側にはアスベスト含有の塗材が使用されていた。屋上には階段室が突き出ていたが、その中にはエレベーター機械室に吹き付けアスベストが施行されていた。（次頁上写真）

また、1階の機械室には屋上まで突き抜ける煙突があり、中にアスベスト煙突断熱材が施工されていた。機械室内の吹き付けアスベストの除去と、煙突内断熱材の撤去がそれぞれの除去計画に基づいて実施された。

水産立体駐車場の機械室は、1階の本来の天井から下がったところに機械室の天井があり、二重天井になっていた。除去工事の最終段階で、除去業者が構造上吹き付け材が隠れてある



ことを疑い、機械室の上の壁に穴を開け、やっと人が出入りできる空間を作って中を確認したところ、機械室天井裏の高さ1mほどの空間の、そのまた天井の鉄骨の梁に吹き付けアスベストが発見された。(下写真)

この水産立体駐車場は、外壁全域の塗材にアスベストが含まれ、駐車場内装の一部の塗材もアスベスト含有であった。これらもレベル1とし、養生内負圧状態で除去された。すべてのレベル

1、2建材撤去は、2018年6月最初の工事計画が立てられ、修正や追加工事が加えられ、工事が進められた。34工区それぞれに、清掃検査、各2回ずつの養生検査と完了検査が実施され、終了するまでに13か月かけてアスベストが除去された。

水産立体駐車場スモークテスト

この水産立体駐車場の4階から8階までの天井梁吹き付けアスベスト除去では、それぞれ2工

区ずつ10工区で養生が設置された。10工区それぞれの養生空間は天井が高く、面積も大きいので、マニュアルで規定されている、負圧除じん機で1時間4回換気するために、工区ごとに負圧機が6～7台投入された。

すべての工区で、養生検査時にスモークテストを行った。養生検査では検査する者は、他の検査と同様、最初に防じんマスクを装着し、養生内に入って内側から養生の隅々を見てまわった。この建物も、前回紹介した青果仲卸棟屋上駐車場のよう、吹き付け材の上に直接養生が設置されたことから、吹き付け材と養生シートとの間の密着を確認した。(次頁写真＝養生区切り)

目視の確認後、負圧機の稼働を止めて、大量のスモークを養生内の隅々まで噴霧した。養生内は煙で真っ白にくもり、足元も見えにくくなるほどだった。この状態で、養生の外側から、スモークの漏れの確認を行った。負圧機が止められている状態で、漏れないことが確認されると、その後負圧機のスイッチを入れてもらう。負圧機が稼働すると、養生内のスモークは、吸引のダクトの方向に流れだし、徐々に薄まっていった。

しかし、1時間4回換気、すなわち計算上では15分間方養生内の空気が1回全部排気されても、実際には15分で粉じんは一掃されなかった。天井から大きく張り出した梁や柱などに空気の流れが遮られ、対流を起こす様子がスモークで確認された。スモーク

を懐中電灯の光にかざすと、粒子の流れが目視できた。この流れや対流を少しでも解消するために、除去業者は、負圧機の吸引ダクトを移動して、負圧機の効きを試験した。効果的であったのは、ダクトの吸引口在天井近くに持ってくることであった。これは、天井付近で梁にさえぎられた流れが滞るのを防いだ。

また、試験的に広い養生空間在、シートで細分化し、空気の流れを一方向に作ることも効果が見られた。このように、広い空間の養生であっても、スモークテストで空気の流れを観察し、効率的な負圧状態を事前に確認することで、目に見えないアスベスト粉じんの養生内の振る舞いを予想することができる。工事が開始される前に、養生ごとの粉じんの流れを知っておくことは、実際の除去作業の際の粉じん漏えい防止に役立つ。

これは、重要な観点である。かたちばかりの計算上の換気回数確保だけでは、アスベスト粉じんの漏えいを防ぐことはできない。15分経っても20分経っても養生内のスモークは、すべては排気されないのが確認できる。

このような試験を繰り返すことで、除去業者、監理会社、発注者の東京都、第三者は、いろいろと気づくことができた。

養生内の粉じんの減衰

築地市場内のアスベスト除去工事がはじまり、スモークテストが開始されたころ、このスモークについて、除去業者からはさまざま



に意見が出された。すなわち、スモークの粉じんの粒径はアスベスト粉じんと同程度とみなせるかとか、スモークの粉じんは粉体なのか液体の微粒子なのかとか、大量に発生させた場合へパフィルターを通過して排出される量は、アスベスト粉じんとサイズが相関としても、3/10,000程度は漏れるのではないか（へパフィルターの捕捉率が0.3μmの粒子に対して99.97%）という点である。

また、ある養生外の負圧機のフィルター付近では、スモークテストでスモークを養生内で充満させた後、負圧機稼働直後に、パーティクルカウンターで粉じん濃度が急上昇したことがあった。このときには、へパフィルターの装着にずれがなかったかを再確認したが、同じような現象がほかでも起こったことから、疑問が出されたのである。

当初は錯覚があった。計算上15分間で養生内の体積に相当する空気が換気される場合、養

生内の粉じんも15分で全部排気されるはずであるという錯覚である。

一般的に養生内の粉じんの減衰について、以下のようなことがいえる。すなわち、換気回数が1時間4回、15分間で養生内のすべての空気が1回排気されても、そこに浮遊する粉じんはすべて排気されることはない。これは計算上導かれる。

15分間ですべての養生内空気が排出されるとして、5分ごとに考えると、最初の5分で全空気の1/3が排出される。最初の粉じん数を10,000粒子とした場合、5分後に1/3が排出されるから、2/3の6,666粒子が残る。次の5分で空気はまた1/3が排気され、粒子は2/3の4,444粒子が残る。最後の5分でさらに空気は1/3が排気され、養生内の全空気は入れ替わるが、粒子は2/3の2,962粒子が残る。したがって、計算上換気がすべて排気されても、粒子（粉じん）は29.6%残る計算になる。



ここからわかることは、狭い養生空間、もしくは空気の流れが1方向に限定できるような養生空間では、負圧機による換気は効果的で、粉じんの排出の効果は期待できるが、広く天井の高い空間や、梁や柱など障害物がある空間の養生内では、計算上もしくは見かけ上よりも大量の微細なアスベスト粉じんは残ってしまうということである。(写真は、換気口を天井付近にもってきたもの)

したがって、養生を設置する場合、換気回数が1時間4回換気を計算上満たしているから、除去作業中にアスベスト粉じんの漏れはないとする判断は、誤りということになる。なぜなら、狭い養生空間、空気の流れが1方向に限定できる空間では有効に粉じんの排気、フィルターでの捕集が期待できるが、広い空間では4回換気では仮定した10,000粒子の粉じんは、すべては排気されない。そればかりか、先の計算では、初期設定の粉じんがそ

の後増えないことを前提としているが、現実のアスベスト除去現場では、除去作業とともに粉じん量は増加し、時間とともに高濃度になっていくからである。また、ヘパフィルターの捕集率もアスベスト粉じんに対して99.97%であるから、フィルターによる捕集を逃れた0.03%は、養生内が高濃度になるにつれて無視できない量になることが予想される。

これらを回避するには、1時間4回換気という基準が緩すぎることを、養生空間の大きさ、構造物の配置等によって計算上の換気回数を変更することが求められる。

排気ダクトの風量計算による 排気量確保

水産立体駐車場での、養生内での粉じんの捕集試験では、このほかにも試されたことがあった。養生内で効率的な吸引を考えた場合、吸引ダクトの位置を作業現場に近づけることが有効であるが、この場合ダクトを延長す

ることになり、ダクトの中を通過する空気の抵抗が、負圧機の吸引総量を減らし、計算上の換気回数を満たさなくなるという懸念が発生した。この点については、排気口で、風速計で風速を測定し排気量を確認することによって、コントロールすることになっているが、では、実際に複数の排気口の風速を測定し、どのような数値になれば何をすればいいのかがマニュアル等によっても示されていないかった。

排気ダクトの直径は統一されており、30cmであることから、

養生内の容積： $A\text{m}^3$

計測された風速： $X\text{m/秒}$
とすると。

$$\{0.15(\text{m})\}2\times\pi\times X(\text{m/秒})\times 15(\text{分})\times 60(\text{秒}) > A(\text{m}^3)$$

を満たせば、15分間で1回換気を満たすから、

$63.6 X > A$

ただし、 X は、 $(X_1+X_2+\cdots+X_n)$

したがって、複数の排気口がある場合、各排気口の風速測定値の合計に係数63.6を掛けて求められる数が養生の容積(m^3)より大きければ、1時間4回換気を満たす、ということになる。しかし、先にも示したように、排気量の確保だけでは、養生内の粉じんの排気が十分に確保できない。スモークテストとの併用が必須である。

以上のことは、水産立体駐車場の各階の、ほぼ同じつくりの養生空間で、毎回私たちの意見を取り入れ、さまざまに養生を作り変え、スモークテストを繰り返し、変更のお願いに快く応じてくれた



アスベスト除去業者のみなさんの協力によるものである。感謝したい。除去業者のみなさん自身が、アスベスト粉じんば露を限りなく回避することが、同じ現場で働くほかの労働者のアスベストばく露を予防し、工事周辺の一般の方のばく露を予防することになる。

負圧除塵機設置箇所 (2方向の吸引の切り替え)

養生内の負圧機の効率について、他の工区でもさまざまに試された。外壁塗材除去の養生空間では、面積は大きいものの、空間の幅は狭く、空気の流れの方向性を予想しやすかった。ある外壁の養生空間では、1階にセキュリティームが設置され、負圧機が最上階の一番北の端と南の端の両端に設置された。スモークテストで、北の端の負圧機と、南の端の負圧機を使い分け、効率の良い負圧機の稼働が試された。

また、外壁の大きな空間では、セキュリティームの設置を1階部分と、3階部分の2か所に設け、片方をファスナーで閉じながら工

事区をを効率よく移動させる方法が取られたところもあった。(写真はスモークテストのようす)

養生内スモークテスト結果の 他の工区除去業者との共有

水産立体駐車場でさまざまに試されたスモークテストの結果は、他の除去業者へ情報として提供され、共有された。また、6月25日には、すべてのアスベスト除去業者、解体、建設業者の担当者、東京都職員等を集め、監理会社により勉強会が開催され、これらの情報を共有する機会を持った。

水産立体駐車場を担当した除去業者ばかりでなく、他の工区の除去業者も、スモークテストで得られた知見に基づいて、養生の作りが改善されていった。

アスベスト除去業者の中には、自社でスモークテスターを購入し、検査前に独自に養生のようすを確認するツールとして使用するところも現われた。

築地市場で行われたアスベスト除去工事では、現場の具体的な飛散防止の対策が、施主の東

京都、工事業者、第三者の眼で事前に検討され、実行され、確認された。監理会社と施主の東京都と除去業者と地元の行政の中央区管理課と第三者は、原則、すべてのレベル1及び2の除去工事の、事前養生検査と完了検査を行い、除去後にはアスベストの取り残しがないことを確かめた。このほかに東京都は独自にアスベストパトロールを随時抜き打ちで行い、レベル3建材のかけらなどの取り残しを検査し、業者に指摘した。

すなわち、今回の築地市場の取り組みから、これらの発注者、事業者、行政及び第三者による養生検査、完了検査は実施可能だということが立証されたといえる。それでもなお、当事者及び第三者による養生検査、完了検査が実施できないとする議論は、そもそも安全性について最大限の努力をしようとしないうか、もしくは第三者に介入されると都合が悪い除去工事をやろうとしているか、このような業者の意をくんで現場を見たこともないのに同調しているかのどれかだと考えられる。ちなみに、今回のアスベストの検査について、中央労働基準監督署は一度も養生検査、完了検査に立ち合っていない。厚生労働政策では、法的な整備は不十分ながら少しは進んだものの、現場でのアスベスト被害予防に対する不作為はいまだに続いていると断じざるを得ない。



(中皮腫・じん肺アスベスト
センター 永倉冬史)

記憶を記録し経験や教訓を継承 兵庫●阪神淡路大震災25年でシンポジウム

2020年1月11日、神戸市勤労会館大ホールにおいて、「震災とアスベストを考えるシンポジウム」を開催した。県外からの方も含め約230名の参加があった。

阪神淡路大震災から25年を迎えるが、震災を経験していない若者が増え、あらためて記憶を記録とし、経験や教訓を継承することが求められている。震災アスベスト問題もそのひとつである。また、わが国は地震大国であり、今後発生が予想される東南海地震等におけるアスベスト対策が求められており、それは行政だけでなく一人ひとりの住民の課題でもある。

そのため、震災25年を節目として、さらに震災から30年、40年後を見据えたアスベスト対策の取り組みが重要になっていると考える。そこで、震災アスベスト問題について、2020年を活動の再スタートと位置づけ、昨年5月から実行委員会を結成しシンポジウムの準備を進めてきた。

マスクプロジェクト再発進

アスベストによる健康被害が顕在化したのは2008年3月であった。震災後の復旧・復興工事に従事した労働者が中皮腫を発症し、姫路労働基準監督署が

労災認定したことが大きく報道された。アスベスト被害は潜伏期間が長いことが特徴であるが、その後も震災の復旧・復興工事に従事した労働者が中皮腫を発症した事例が続き、すでに5名（安全センター調べ）が労災・公務災害認定を受け、元明石市職員の遺族が公務災害の認定を求めて係争中である。潜伏期間を考えると、これからの時期において被害が顕在化することが大いに懸念される。

私たちは、2008年3月の「震災アスベストホットライン」の皮切りに、震災とアスベストをテーマに、アスベストセンターや東京センターの皆さん方たちと連携し様々な取り組みを行ってきた。とくに2008年に提起された「地震・石綿・マスク支援プロジェクト」に賛同し、①アスベストに関する基本的な知識を広め、予防のための環境教育を行う、②アスベスト用防じんマスクの備蓄を推進、③子供向け防じんマスクの開発・促進、に取り組んできた。

神戸においては、毎年1・17を中心にシンポジウムの開催や街頭でのアスベスト用マスクの配布活動を行ってきた。そして震災20年の年には、神戸大学・立命館大学・兵庫県下の労働組合等

の皆さん方と共に実行委員会を結成し、震災とアスベストをテーマに3万人アンケートを実施し、市民の不安な思いを行政に反映させる取り組みを行った。他にも、東日本大震災や熊本地震等が発生した際には、アスベストセンター等とともに被災地においてマスクの着用を呼びかけ、研修会を開催する等のマスクプロジェクトを、各地で展開してきた。

この数年は、台風や豪雨により住宅に使用されていたアスベスト建材が流され、飛ばされる事例が増え、破碎された石綿建材が災害瓦礫として仮置き場に集積されることによるアスベスト飛散も懸念されるようになってきた。日本では新たな使用が禁止されたアスベストではあるが、様々な災害によるアスベスト飛散が課題となっており、マスクプロジェクトの全国展開が望まれていた。

警察官の公務災害認定

2020年1月10日の神戸新聞朝刊は、「見回りの元警官死亡は公務災害」「石綿禍 活動1か月で認定」と一面トップで報じた。兵庫県警の元警察官が2018年3月に悪性胸膜中皮腫を発症し公務災害と認定されたが、その認定理由がわかったという内容である。

現在、悪性腹膜中皮腫を発症した元明石市職員の遺族が、公務災害の認定を求めて地方公務員災害補償基金を被告とし、神戸地方裁判所で係争中である。その訴訟において、原告側が元警察官の認定理由の開示



を求めたところ、神戸地裁が基金に対して文書提出命令を出し、その内容が明らかになったのであった。

元警察官は、阪神淡路大震災が発生した1995年1月下旬から約1か月間だけ長田署に派遣され、救護・警戒活動で街頭を歩き、建材などに含まれるアスベストを吸引したと認定されていた。いわゆる石綿曝露作業には従事していないのである。基金は、作業期間が短く、アスベスト曝露量は少量であるが、周辺の空気からは毒性の高い青石綿や茶石綿が検出（1995年6月）されており、悪性胸膜中皮腫を発症する可能性があるかと判断した。

基金の判断は、被災地における石綿曝露労働者の補償・救済の幅を広げるものと評価できる。一方で、公務災害と認定された元警察官と同じように、約1か月間だけ被災地で活動した労働者・ボランティア・市民の数は数十万人にのぼる。そうすると、数十万人の人たちへの健康対策が緊急の課題となっていると考え

なければならない。

公表されなかった石綿数値

シンポジウムの基調講演は、熊本学園大学の中地重晴氏が「阪神淡路大震災におけるアスベスト飛散の検証」と題して行った。中地氏も阪神淡路大震災の被災者であるが、震災直後からアスベスト飛散に関する調査を実施し、行政への働きかけを行った。独自にアスベスト濃度の調査を行い、神戸市灘区の解体現場では160から250本/L（当時、全国の住宅地の平均値は0.15本）を検出し警鐘を發した。

国は震災後に環境モニタリング調査を行い「問題なし」と発表したが、講演において中地氏は「国の調査報告における情報開示が不十分」と指摘した。中地氏は、環境庁が兵庫県環境科学技術センターに委託し実施した「阪神・淡路大震災に伴う大気環境モニタリング調査」にふれ、「第5次調査で15.2本、21.2本、14.9本/Lとの記載があるが、報告されていない」「第7次調査

で4,308.7本、94.8本/Lと記載があるが、注釈がない」「第7次調査では無対策の作業現場で測定した写真があるが、注釈がない」等と指摘。

そのうえで、「行政の報告よりもアスベスト濃度が高い作業現場があり、今後も被害者が出る可能性が高い」「震災時の被害補償のために、解体業者や住民の登録制度が必要」と訴えた。

クロスロードで防災研修

今回のシンポジウムでは、初めての試みとしてクロスロードによる防災研修を行った。

文部科学省の研究事業「大都市大震災軽減化特別プロジェクト」に神戸市が協力し、平成15年3月から平成18年度に、阪神・淡路大震災において災害対応にあたった神戸市職員のインタビューが行われた。このインタビューの中で、未曾有の災害に直面した神戸市職員が対応に悩み、苦しんだ事例を短い設問にまとめ、ゲーム形式の研修としたものが、クロスロードである。

クロスロードは、防災などにおける悩ましい事例を簡単な設問とし、それについて参加者は、その事例を自らの問題として考え、YES/NOで自分の考えを示し、その背景となった経験や考え方、知恵の交換・共有を行う研修教材である。

研修においては、参加者は「正解」を求めがちだが、災害対応において、必ずしも「正解」があるとは限らない。また、過去の事例が常に正解でないことも

ある。単一の正解を求めるのではなく、「それぞれの災害対応の場面で、誰もが誠実に考え対応すること、また、そのためには災害が起こる前から考えておくことが重要であること」に気づく。そして、災害対応を自らの問題として考え、また様々な意見や価値観を参加者同士が共有することを目的として作成された。

震災アスベストクロスロード

このクロスロードの設問にアスベスト問題を組み入れたのは、神戸大学の松田毅教授のグループである。これまでに東日本大震災の被災地や、東南海地震が予想される徳島県の学校で研修を行ってきた実績がある。

今回のシンポジウムでは、約7人のグループに分かれ、4つの設問に取り組んだ。その内2問はアスベストに関するものであった。紹介すると、「あなたは、解体工事の作業員。屋根や壁に古いスレートが使われている建物を急いで解体することになった。他の作業員はみなスレートを手で割っている。だが、古いスレートにはアスベストが含まれていると聞いたことがある。スレートを手で割る?」という内容である。参加者の判断は、「割る」が18.4%で、「割らない」が81.6%という結果だった。アスベストの危険性に詳しい参加者が多かったことが反映したのだろうか。

もう一問は、「あなたは、災害ボランティア。ボランティアで被災地に行った。物資を届ける車を通すためにも、ガレキの処理が急が



れているが、マスクが不足している。ホコリが舞う中、マスクなしでガレキの処理を手伝う?」。参加者の判断は、「手伝う」が41.2%で、「手伝わない」が58.8%と均衡した結果だった。参加者は、それぞれがYES、NOのカードを選択した理由や考えを意見交換する。「復興に役立つためにも作業をするべき」「マスクを調達することを優先するべき」等が出され、自らと違う意見に新しい発見をしながら、防災に対する理解を深めた。

震災25年をスタートに

シンポジウムの最後に、宮本憲一氏（大阪市立大名名誉教授）より、「阪神・淡路大震災から25年ー飛散アスベストによる健康被害を抑制するために」と題する声明を発表した。この声明は、実行委員会が起案し、宮本憲一先生と森裕之氏（立命館大教授）に監修を依頼し、アスベストによる健康被害や来るべき大震災に備える対策など11項目を提起した。

この声明への賛同を呼びかけ

たところ、全国から498名と3団体から（2020年1月16日現在）賛同が寄せられた。声明は、1月17日付けで、内閣府・厚生労働省・環境省・兵庫県・神戸市に届けた。

阪神・淡路大震災から25年が経ち、官民のたゆみない努力で被災地は一見、再生を遂げた。しかし、私たちは震災が終わったとは考えていない。アスベストの長い潜伏期間を考えれば中皮腫等の発症のピークはこれからだ。今後、震災で飛散したアスベストによる健康被害が本格化する可能性があるにもかかわらず、十分な対策がとれているとは思えない。そして、東南海地震をはじめ全国各地が自然災害の脅威にさらされながら、飛散防止の備えは十分ではない。

私たちは阪神淡路大震災から25年を経て、今回のシンポジウムを契機に「地震・石綿・マスク支援プロジェクト」を全国展開させながら、アスベスト問題について取り組みを強めていく決意で



（ひょうご労働安全衛生センター）

オブジーボ適用拡大を要請

キャラバン隊●厚生労働副大臣と面談



2018年8月23日にオブジーボ（ニボルマブ）が胸膜中皮腫に承認されました。これに応じてたくさんの患者さんがオブジーボを使用できました。現在、オブジーボについては、副作用で悩まされる患者さんも多いですが、奏功して腫瘍が小さくなりQOLが上がっている患者さんも少なくないです。しかしながら、このオブジーボを使用できるのは胸膜中皮腫だけで、中皮腫の中では希少部位の腹膜・心膜・精巣鞘膜中皮腫の患者さんには使えないという現実が明らかになりました。そこで2019年6月より中皮腫サポートキャラバン隊として、どうしてもすべての中皮腫患者にオブジーボを届けるべく、「腹膜・心膜・精巣鞘膜中皮腫におけるニボルマブ（オブジーボ）使用についての署名」を開始いたしました。

9月末には全国から約7千筆の署名が集まりました。10月には患者と家族の会全国事務局でも協

力要請をして承認され、皆様から多くの署名をいただくことができました。そして、2019年11月25日にそれまでに集まった8,392筆を持って、厚生労働省まで持参し、翌26日には要望書と一緒に稲津久厚生労働大臣に渡すことができました。当日は、小菅千恵子・松島恵一両副会長をはじめ、今回の要請を仲介して下さった北海道支部の館山亮さん、関東支部から相原弘さんと妻のくみさん、栗田悦子さんにもご参加いただきました。本当にご協力ありがとうございました。

中皮腫患者は少しでも長生きがしたいと願っています。そのためにも今何が必要か？自分に効く薬なんです。しかし、その薬も使用できないと効くかどうかもわかりません。患者の治療の選択肢を増やす意味でもこのオブジーボの承認は不可欠です。

11月26日の厚生労働省稲津久副大臣と面会では、腹膜中皮

腫患者さんやそのご家族が思いの丈を副大臣に訴えました。その際、副大臣は「（中皮腫を）治せる病気にしましょうね」と言って下さいました。この言葉に嘘はないと信じています。署名の力がどこまで届くか分かりませんが、少なくとも副大臣の気持ちを動かしたのは間違いのないと思いました。

一刻も早くすべての中皮腫患者に届けるために、私たちはスピードを兼ね備えた活動の展開が必要です。いま辛苦しい闘病生活を送っている患者さんやご家族を助けるために、何をすべきか何が必要か考えながらスピーディーに関係各所に働きかけていく次第です。日本肺がん患者連絡会では、現在タグリッソという薬が中皮腫同様に一部の患者さんに使用できないため、寄付金を集めています。患者と家族の会としても、肺がん患者を含む団体として応援すべきだと私は思います。

2019年12月25日にはオブジーボの製造企業である小野薬品工業に署名を提出するとともに、現在、腹膜等の中皮腫患者が置かれている状況について説明し、早期の治験の実施を求めました。翌26日には「腹膜播種に対する腹膜切除+術中温熱化学療法」の保険収載に関する要望書を他団体と合同で厚生労働大臣に手渡しに行きました。今後も患者のために、患者としてやるべきことをやっていきますので、ご協力とご理解たまわりますようお願いいたします。



（共同代表 右田孝雄）

石綿肺がん審査請求で認定

茨城●救済法で「胸膜プラークあり」判定

茨城県内に在住の大方忠夫さんは、2017年3月29日に患者と家族の会が実施した水戸市での相談会に参加された。大方さんは、2014年に肺がんを発症していた。長年、建設労働者として18社で勤務し、石綿製品が被覆材や建材として用いられる建物、その付属施設等の建築・補修または解体作業に従事してきた。

亀戸ひまわり診療所の平野敏夫医師に大方さんのレントゲン・CT画像を読影していただき、石綿曝露によってのみ発生するとされている良性の病変である「胸膜プラーク」の存在を確認できた。石綿肺がんの労災認定基準ではいくつかの要件があるが、認定者の多くは「胸膜プラーク所見＋石綿ばく露作業従事期間10年以上」の基準で認定されている。

大方さんからは当初、「自営業」で仕事をしていたと聞いていたが、給与体系や作業時の指示系統などを細かく聞くと請負で仕事をしていたこともあるが、平行して日給月給で仕事をするなど「労働者性」が強く疑われる実態があることも確認できた。2018年1月19日に水戸労働基準監督署に労災請求をして、あとは認定を待つだけの状態だと判断して、本人にも「認定になりますか

ら大丈夫です。待っててください」と伝えた。

ところが、同年6月になって不支給決定通知が届いた。調査結果復命書を取得したところ、主治医も労災協力医も「胸膜プラークなし」との判断をしていた。8月に茨城労災保険審査官に対して審査請求の手続きに入ったが、同時に、石綿健康被害救済制度への申請をした。救済制度への申請は、判定の基準が労災制度と異なることなどから不認定になることを想定しつつも、「胸膜プラークあり」の判定を得ることを狙ったものだった。想定どおり、救済制度からは不認定の通知が届いたが、情報公開請求によって判定の議事録を取得・確認したところ、「胸膜プラークあり」の判定であった。さっそく、証拠として判定結果と議事録を労災保険審査官に提出した。この時点で2019年7月となっていた。この間、口頭意見陳述の開催を申し出つつ、実施をできるだけ引き伸ばし、実施後も「新しい証拠を出す予定」ということで意見書を出すということで提出を遅らせてきた。

結果、2019年11月28日に茨城労災保険審査官の決定が出されて、原処分取り消しとなった。大方さんは、不支給処分を受け

た直後から患者と家族の会の会員になり、このようなおかしな決定に対しては認定されるまで諦めずに申し立てをしていくことを確認しながら進めることができた。休業補償については時効になってしまっていた期間もあったが、結果的に原処分が取り消されて一部期間について給付がされることになって安堵した。

しかし、茨城県でもこれまでに石綿肺がんに係る請求をして、同じようなかたちで不認定になってしまったケースもあったのではないかと想像される。そもそも今回、大方さんが受診していた医療機関は都道府県がん診療拠点病院と指定されている県内有数の医療機関であったし、茨城労働局が指定している呼吸器関係の労災協力医も同医療機関をはじめとする県内の有力な医療機関の7名の医師たちで構成されている。今回の件で、アスベスト疾患の鑑別にとって重要な指標となる胸膜プラークの読影が適切にされていない一端が明らかになってしまった。

そのようなことから、2019年12月9日に大方さん、患者と家族の会世話人の湊万里子さんと茨城労働局を訪問して要望書を提出、労働局として今回の件についてどのような認識をしているのかを確認するために監察官と面談の機会を得た。まず、労働局として大方さんに謝罪する意思があるのかどうかを聞いたが、「時間をかけてしまったことは申し訳ないと思っているが、今日の時点では謝罪する、しないは判

断できない。労働局長には報告する」との対応だった。また、要望書には、過去の不認定者に本件の報告をするとともに相談先として患者と家族の会を記載して個別周知をすること、労災協力医に大方さんの胸膜ブランクを適切に読影した平野医師を協力医に加えるとともに、読影をはじめとする診断能力のレベルアップを図るための具体的な施策を検討することを要望した。2020年1月以降、継続してこれらの問題を協議していくことも確認した。

労働局との面談後、県庁記者クラブに移動して、記者会見を実施した。大方さんは、顔も名前も出して会見をし、大手報道機関をはじめ、地元新聞社も熱心な取材をして報道してくれた。その関係で、茨城県内の肺がんを罹患した方からの相談が何件か寄せられ、なかには「自分も肺がんだが、大方さんと一緒に仕事をしていた」という方や、大方さんと同じ病院で肺がんの治療をしている元建設業従事者からの相談もあった。大方さんが、「他にも同じように苦しんでいる人がいるかもしれないから」という気持ちで、誠意を持って会見に臨んでくださった結果がこのようなかたちで現われた。

本誌でもふれてきたように、石綿肺がんの補償・救済についてはまだまだ課題が山積みであるが、新たな試みも始まっている。2019年12月に大阪で開催された日本肺がん学会では、肺がん患者団体の関係者と中皮腫サポートキャラバン隊が連携して、石綿

肺がんの問題をポスター発表して、問題の整理と今後の課題について検討している。肺がん当事者団体との連携が今後、新しい道をつくっていくことを期待しつつ、日常相談で寄せられる肺がん患者の方の相談を続けていきたい。とりわけ、「医学的所見

が認定基準に合致していない」建設労働者の肺がん罹患者も散見されるが、現行の認定基準がおかしいことを説明した上で本人たちに意欲があれば、審査請求・再審査請求を覚悟して支援をしていきたい。



(澤田慎一郎)

過労死・過労自殺家族の訴え

韓国●体験から共同の政策課題模索

■過労死・過労自殺者の遺族「故人の名誉回復、あまりに荷が重い」

「妹が亡くなってしばらくして、会社は法定労働時間を超過する夜勤をさせないと公式に発表しました。謝罪を受けた遺族は、会社の内部に介入できなくなりました。ところが最近夜勤が続いて退社者が続出しているという、匿名の情報提供を受けました。内部職員の組織された活動がないので、妹の死によっても労働環境は改善されていないのです」。

インターネット講義業で長時間労働に苦しんで、昨年1月に自ら命を絶ったJさん（死亡当時36歳）のお姉さんの証言だ。

仕事をして亡くなった労働者の家族・同僚は故人の名誉回復のために闘う過程で様々な経験をすることになる。警察の調査を受けて、産業災害の申請をして、死の原因を見つけるために会社を相手に「真実争い」をする。こ

の日の討論会は、準備していなかった、予想できなかった状況にぶつかった人たちがどんなことを体験したかを共有し、一歩進んで共同の政策課題を模索する場として用意された。

Pさんの姉の夫は、業務ストレスと希望退職の圧力で自ら命を絶った。看護師のPさんは家族を守れなかったという罪悪感を抱いて生きていると言い、過労自殺を立証していく過程で遺族が向き合う色々な苦痛を訴えた。「遺族は死の原因が会社にあるという立証を自らしなければならず、警察の調査の過程での強圧的態度に驚き、家族の死に対応する過程で身体と心が病気になって、長時間待った末に産業災害が認められても、また行政訴訟に巻き込まれるかという恐怖に震えて、家族の死を放置したという周囲の冷たい視線に曝される。」と説明した。「遺族に対する支援が必要なだけでなく、遺族が他

の遺族を助けられる方法を、政府に考えてほしい」という願いを話した。

2019.9.5 毎日労働ニュース

■政府、労働監督行政総合改善案を発表

労働部は9月10日に「労働監督行政総合改善案」を発表した。これを反映した労働監督官執務規定は今月1日から施行中だ。労働部は労働監督官執務規定に「事業場の監督過程で、該当事業場と請負契約または勤労者派遣契約などの関係にある事業場で、労働関係法令違反の事実があると判断される場合には、該当請負業者・受給業者・勤労者派遣元業者・派遣先業者などに対しても、事業場の監督を実施できる」という条項を新設した。いままでは労働監督の途中で関係事業場が違法行為をしたと疑われる場合、監督計画書を再び書いて、上部に報告した後、労働監督をする手順を踏んだ。これからはこうした手順を踏まずに、関係事業場にまでただちに労働監督を拡大するという意味だ。例えば、大企業の構内下請け業者を労働監督していて不法派遣が疑われれば、元請けまで労働監督をすることができる。労働部の関係者は、「既存の労働監督の延長線上で、より速かに業務を処理ができるようにした」と説明した。

労働部は予防労働監督を強化し、労働監督官が20人から50人未満の事業場を訪問して労務管理の実態を把握した後、労働関係法を守るように指導する。来年中に事業場1万個所余りを予防労働監督する。また、これと共に5人未満の事業場で基礎労働法を教育する。20人未満の事業場を対象にする労働条件自律改善事業では、公認労務士が労働関係法違反事項の改善コンサルティングをすることを義務化した。

労働監督が必ず必要な事業場を選び出すために、ビッグデータ分析も活用する。既存の労働監督の結果と申告事件の資料を、地域・規模・業種・違反事項別に分析し、地方官署が集中しなければならぬ労働監督の対象を選別する。

随時労働監督は、企画型・請願型・申告型に整備する。企画型監督は、労働環境が劣悪だったり労働人権の死角地帯にある業種・分野で先制的に実施する。

労働部は、とくに雇用労働行政改革委が勧告した「申告型監督」を新しく導入した。申告事件を処理する過程で常習的な賃金不払いのような行為が確認されれば、直ちに労働監督に入る。労働部は労働監督官の業務の独立性を保障するために「上級者が自分または他人の不当な利益のために、公正な職務遂行を

著しく妨害する指示をした場合には、従ってはいけない」という内容を執務規定に盛り込んだ。一方、先月現在、労働部の労働監督官は1,961人だが、今年の年末までに200人余りを追加して採用する。

2019.9.11 毎日労働ニュース

■半導体組み立て工程の労働者の肺がん、産業災害と認定

半導体パッケージ（組み立て）工程の作業者に発生した肺がんが産業災害と認定された。半導体パッケージ工程で発生した肺がんが承認されたのは今回が初めてだ。

勤労福祉公団ソウル業務上疾病判定委員会は7月29日、エムコテクノロジー코리아（半導体パッケージング会社）で、モールド（封止）工程のメンテナンス業務を17年11か月間行い、肺がんで死亡したSさん（肺がん発病当時満42歳）の肺がんを業務上疾病と認定した。疫学調査施行時点の2018年より1990年代の勤務環境が極めて劣悪な可能性が高く、42才の若さで肺がんが発生した点、17年間発がん物質にばく露するモールド工程で働いた点を勘案し、他の非業務的な要因を見つけるのは難しい点を考慮して、業務と肺がんとの相当因果関係が認められると判断した。

2019.9.10 京郷新聞

（翻訳：中村猛）

先月号訂正：20201・2月号38頁20行目「除斥の問題を考えると、これまでより起算日が古い時点となるので注意が必要である。」は誤りですので削除します。除斥期間の起算点は行政認定日であり、遅延損害金の起算日とは一致しません。

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

TEL (03) 3636-3882 FAX (03) 3636-3881 E-mail: joshrc@jca.apc.org

URL: http://joshrc.info/ http://www.joshrc.org/open/ http://ameblo.jp/joshrc/

- | | |
|--|---|
| 北海道 ● NPO法人 北海道勤労者安全衛生センター | E-mail safety@rengo-hokkaido.gr.jp |
| 〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろウビル4階 | TEL (011) 272-8855 / FAX (011) 272-8880 |
| 東京 ● NPO法人 東京労働安全衛生センター | E-mail center@toshc.org |
| 〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 | TEL (03) 3683-9765 / FAX (03) 3683-9766 |
| 東京 ● 三多摩労働安全衛生センター | |
| 〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5 | TEL (042) 324-1024 / FAX (042) 324-1024 |
| 東京 ● 三多摩労災職業病研究会 | |
| 〒185-0012 国分寺市本町4-12-14 三多摩医療生協会館内 | TEL (042) 324-1922 / FAX (042) 325-2663 |
| 神奈川 ● NPO法人 神奈川労災職業病センター | E-mail k-oshc@jca.apc.org |
| 〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505 | TEL (045) 573-4289 / FAX (045) 575-1948 |
| 群馬 ● ぐんま労働安全衛生センター | E-mail qm3c-sry@asahi-net.or.jp |
| 〒370-0045 高崎市東町58-3 グランドキャニオン1F | TEL (027) 322-4545 / FAX (027) 322-4540 |
| 長野 ● NPO法人 ユニオンサポートセンター | E-mail ape03602@go.tvn.ne.jp |
| 〒390-0811 松本市中央4-7-22 松本市勤労会館内1階 | TEL (0263) 39-0021 / FAX (0263) 33-6000 |
| 新潟 ● 一般財団法人 ささえあいコープ新潟 | E-mail KFR00474@nifty.com |
| 〒950-2026 新潟市西区小針南台3-16 | TEL (025) 265-5446 / FAX (025) 230-6680 |
| 愛知 ● 名古屋労災職業病研究会 | E-mail roushokuken@be.to |
| 〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1 | TEL (052) 837-7420 / FAX (052) 837-7420 |
| 三重 ● みえ労災職業病センター | E-mail QYY02435@nifty.ne.jp |
| 〒514-0003 津市桜橋3丁目444番地 日新ビル | TEL (059) 228-7977 / FAX (059) 225-4402 |
| 京都 ● 京都労働安全衛生連絡会議 | E-mail kyotama@mbox.kyoto-inet.or.jp |
| 〒601-8015 京都市南区東九条御霊町64-1 アンビシャス梅垣ビル1F | TEL (075) 691-6191 / FAX (075) 691-6145 |
| 大阪 ● 関西労働者安全センター | E-mail koshc2000@yahoo.co.jp |
| 〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201 | TEL (06) 6943-1527 / FAX (06) 6942-0278 |
| 兵庫 ● 尼崎労働者安全衛生センター | E-mail a4p8bv@bma.biglobe.ne.jp |
| 〒660-0802 尼崎市長洲中通1-7-6 | TEL (06) 4950-6653 / FAX (06) 4950-6653 |
| 兵庫 ● 関西労災職業病研究会 | |
| 〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付 | TEL (06) 6488-9952 / FAX (06) 6488-2762 |
| 兵庫 ● ひょうご労働安全衛生センター | E-mail npo-hoshc@amail.plala.or.jp |
| 〒650-0026 神戸市中央区古湊通1-2-5 DAIEIビル3階 | TEL (078) 382-2118 / FAX (078) 382-2124 |
| 岡山 ● おかやま労働安全衛生センター | E-mail oka2012ro-an@mx41.tiki.ne.jp |
| 〒700-0905 岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター内 | TEL (086) 232-3741 / FAX (086) 232-3714 |
| 広島 ● 広島労働安全衛生センター | E-mail hirosima-raec@leaf.ocn.ne.jp |
| 〒732-0825 広島市南区金屋町8-20 カナヤビル201号 | TEL (082) 264-4110 / FAX (082) 264-4123 |
| 鳥取 ● 鳥取県労働安全衛生センター | |
| 〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内 | TEL (0857) 22-6110 / FAX (0857) 37-0090 |
| 〒682-0803 倉吉市見田町317 種部ビル2階 労安センターとっとり | / FAX (0858) 23-0155 |
| 徳島 ● NPO法人 徳島労働安全衛生センター | E-mail info@tokushimajtuc-rengo.jp |
| 〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内 | TEL (088) 623-6362 / FAX (088) 655-4113 |
| 愛媛 ● NPO法人 愛媛労働安全衛生センター | E-mail npo_eoshc@yahoo.co.jp |
| 〒793-0051 西条市安知生138-5 | TEL (0897) 64-9395 |
| 高知 ● NPO法人 高知県労働安全衛生センター | |
| 〒780-0011 高知市薮野北町3-2-28 | TEL (088) 845-3953 / FAX (088) 845-3953 |
| 大分 ● NPO法人 大分県勤労者安全衛生センター | E-mail OITAOSHC@elf.coara.or.jp |
| 〒870-1133 大分市宮崎953-1 (大分協和病院3階) | TEL (097) 567-5177 / FAX (097) 568-2317 |
| 自治体 ● 自治労安全衛生対策室 | E-mail sh-net@ubcnet.or.jp |
| 〒102-0085 千代田区六番町1 自治労会館3階 | TEL (03) 3239-9470 / FAX (03) 3264-1432 |



安全センター情報 2020年3月号(通巻第479号) 2020年2月15日発行(毎月1回15日発行)
1979年12月28日第三種郵便物認可 800円
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5階 全国労働安全衛生センター連絡会議
TEL(03)3636-3882 FAX(03)3636-3881
Japan Occupational Safety and Health Resource Center
5F, 7-10-1 Kameido, Koto-ku, Tokyo, Japan
TEL 03-3636-3882 Fax +81-3-3636-3881
http://www.jca.apc.org/joshrc/

JOSHRC: Japan Occupational Safety and Health Resource Center
Z Bldg., 5F, 7-10-1 Kameido, Koto-ku, Tokyo, Japan
Phone +81-3-3636-3882 Fax +81-3-3636-3881
E-mail: joshrc@jca.apc.org URL: <http://www.jca.apc.org/joshrc/>